

第1節 岡田良平総長のもたらした波紋

第1項 岡田総長の就任

明治40(1907)年7月1日、木下広次総長は依願免官となり、同日、久原躬弦理工科大学長が後任総長任命までの総長事務取扱を命ぜられた。しかし後任については、世上しきりに人選難が伝えられた。

『教育時論』807号(9月15日)「時事彙報」欄の記事は総長選任が「荏苒今日に至れることに就て」3個の理由を掲げている。第1は「木下総長辞職」との関係で、「先般氏が総長を辞職したる一面の理由は、確かに病衰に存するならんも、他の一面に於ては、京都大学の経営上事蹟の甚だ挙げざりしに顧みて、引責したるものと見るを得べし、従つて之が後任者たるものは、木下氏以上の技倆を有する確信ある者」であるを要すること、第2は「総長と教授との折合」で、「京都大学の教授は、東京大学の教授に比すれば比較的少壮なれば、好く云へば活気に富み、悪しく云へば未だ主角の取れざる人多し、されば総長たらん人は、先輩の徳望高き人にあらざれば、他の諸教授を統御すること頗る難く、東京大学よりも一層の困難あり」ということ、第3は「総長の俸給」で、「目下総長の候補者として算へられつゝある人々の中、山川、菊池、穂積(陳)、富井等の諸氏は最も適任者にして、京大に於ても大に歓迎する所なるも、此等の諸氏は皆貴族院に籍を有して其歳費を受け、加ふるに莫大の恩給金を受領しつゝあれば、大学総長となりたるとて別に収入を増さざるのみならず、人に依りては反つて減収を来すやも知れず」、また名誉の上から見ても「従来の経歴上総長に就任することが榮達とも称し難く、さりとて成蹟を挙げ得べき確たる見込もなければ」経済的に魅力のない

総長職を犠牲的に引き受けるのは躊躇するであろうこと、であると。

第1の理由のうち「京都大学の経営上事蹟の甚だ挙げざりし」ことの具体的内容としては、当時の各分科の入学者数が、医科大学を別として、収容定員にまったく満たないことがある。特に法科大学の明治40(1907)年度入学生は、規程改正の影響もあって大きく落ち込み、収容限度200名のところ35名にしか達しなかった(『京都帝国大学一覧』)。これにつき「某東京大学教授」は、教授の学識において東西帝国大学に優劣があるとはいえないが、教授各個の学識を目当てとして参集してくる外国の大学生に対し、日本の学生が「入学以前既に卒業後の収入を予算し、各分科大学に於ける学生の多少は、一に之に依て左右せらるゝ」現状からは仕方のないこと、と同情している(『教育時論』805号、明治40年8月25日、「時事彙報」欄)。

新総長に、学習院御用掛の職にあった岡田良平が任命されたのは10月16日であった。岡田は前に文部省総務長官も務めた文部官僚であり、また遠江国報徳社の指導者岡田良一郎の子息としても知られる。能力には定評があったが、当時43歳の岡田は京大少壮教授らから見て「先輩の徳望高き人」とはいえず、同年輩の「圭角の取れざる」教授たちを御し得るかは未知数であった。

就任間もなく岡田総長は「我が大学に在つては、勉めて人物修練の事に重きを置かざるべからず」という徳育重視方針を表明した(『教育時論』812号、11月5日、「時事彙報」欄)。はたして岡田は、11月11日の評議会席上、以下の一連の提案を行い、新機軸を打ち出す意欲を示した(『評議会議事録』)。

- 一 明治四十一年一月ヨリ毎週一回人格ノ修養ニ資スヘキ課外講演ヲ開始スル事
- 一 学生ノ制服制帽着用ヲ勵行シ明治四十一年二月一日以後ハ制規ノ服装ヲ為サ、ル者ハ教室又ハ図書館ニ出入スルヲ禁スル事
- 一 学内ノ清潔ヲ保ツカ為メ左ノ如ク各部ニ其責任者ヲ置キ是ガ執行ニ当ラシムル事(なお、これ以下の責任者名列挙等は略——引用者)
- 一 卒業式ヲ執行スル事

第3章 京都帝国大学の整備

一 特待生ノ制度ヲ設クル事

- 一 寄宿舎ヲ増築拡張スル事 但シ今日ニ於テハ直ニ之ヲ決行スルコト能ハサルカ故ニ時機ヲ見テ成ルヘク早く断行スルコト

これらの提案は同日の評議会で決定を見たうえ、予算等の関係上しばらく時機を見ることとされた寄宿舎増築を除いて、順次実行されていった。

まず「人格修養の課外講演」は、翌明治41(1908)年1月11日、総長より学生生徒一般に「自今毎金曜日午後四時ヨリ五時迄法科大学東講堂ニ於テ特別講演ヲ開キ候ニ付参聴スヘシ」と告示を出し(『学内達示書類』)、同月17日より開始、第1回として文科大学教授松本亦太郎が「知行の真理」と題し12週にわたり講演を行った。1月17日開講に当たり岡田総長は「大学に遊ぶ者は学に励むと共に君子の為人を体得せざるべからず。然るに往々大学を以て単に学芸を究むる処とし、動もすれば道を修め徳に進むの工夫を忘るゝ如き観あるは憾むべき」と、講演会の趣旨が学生の「高尚なる品性」の開発にあることを演説した(『以文会誌』1号、明治42年、58頁以下)。

なおこの「金曜日特別講演」は、松本に続き9月から医科大学教授藤浪鑑の「人体研究と修養」の講演(11週)を行った後、岡田総長退任後の明治42(1909)年以後も続けられたが、修養的側面は消失して純然たる学術講演の色彩を強めており、特に「第三回よりして公立中等学校職員、官立学校生徒及一般公衆にして特に許可せる者には聴講を得しむる」こととし(前掲『以文会誌』1号)、公開学術講演会へ性格を変じている。

さて岡田総長の提案に戻ると、卒業式は、明治38(1905)年から廃止し4月1日祝式挙行に代えていたものを7月挙行に復すというのである。なお岡田は、従来は新年祝賀式・天長節にのみ式典を挙行してきたが、新たに紀元節にも式典を行うことを決定させている(『評議会議事録』明治41年1月31日)。

特待生制度も、明治37(1904)年の通則で廃止されたものの復活である。優秀な学生を選抜し授業料免除の特典を与えるが、名誉表彰の面が強い。明治41年1月31日評議会で議決、3月の通則改正で規程を追加、7月8日評議会で各分科大学からの推薦により新制度による特待学生を選定した。

第1節 岡田良平総長のもたらした波紋

なお同年4月23日、京都・福岡の両医科大学では規程を改正し、甲乙丙丁で表してきた試問成績を百点満点で表すことに改めた。その理由は4つの符号のみでは「其成績ノ優劣ヲ精細ニ調査セントスル場合ニ不便歟カラス」というにあり(『学内達示書類』2月24日「規程改正ノ件稟申」、また成績発表も実施することにした。これに対し京都医科大学学生一同が学生総会決議として、改正はいたずらな競争激化を招き「学問ノ尊厳ヲ疎外シ研究ノ本領ヲ無視シ学生ノ友情ヲ蹂躪シ学生ノ品性ヲ蠹毒」すると、改正反対意見書(5月21日付)を提出している(『荒木寅三郎関係文書』)。教育上、競争原理の適正な導入の如何は古今を通ずる問題といえようが、このときの医科大学での教育方針転換も新総長の意向をある程度反映したものではなかろうか。

さて、人格修養を理念に掲げ大学運営に乗り出した岡田総長であったが、懸念された「教授との折衝」に関しては亀裂が生まれつつあった。ことに法科大学の教授連との軋轢については、その後長く法科内部において「伝説」となった観のある様々な逸話が存在する。昭和8(1933)年京都日出新聞社刊『瀧川教授事件』の中では次のように伝えられている(同書9頁)。

岡田総長は、当時の教授に言はせると、要するに俗吏で小学校の校長か専門学校あたりの学生監のように、教授の授業参観といふのをやるので気受けが悪かつたといふ。自然科学系統の教授でも、岡田総長が見廻つてくると教室のドアを内側から閉して入れずに講義をつづけたといふ話があるが、法科の岡村司博士の如き、岡田総長が這入ってくるや、講義をやめてさつさと引き上げたり、或時は「こゝは俗吏の来るところではない」と面詰したといふ話も語り伝えられてゐる。またある時、総長は法科教授と親睦を計る必要があるといふので懇親会を催した。ところが、その席に岡田総長が見えと、総長が出席するとは知らなかつた勝本勘三郎博士…(中略)…がツツ立ち上つて「総長はどういふつもりでこの会に出席されるのですか、こゝにゐるものどもを人間だと思つて来たのですか。これらは皆天狗ですよ」と揶揄したといふ…(以下略)…。

総長の教室巡視と岡村の反発については確実な史料がある。すなわち、鈴木良によって紹介された岡村司関係資料中に、岡村が抗議の意思で書いた岡

第3章 京都帝国大学の整備

岡田総長宛12月21日付(推定明治40年)書翰草稿が残されており、この中で岡田は、大学教授に対する総長の態度を「今閣下日々上于教場監督其行動、真是咄々怪事」であると責めているのである(鈴木良「岡村司謫責事件に関わる資料について」『立命館百年史紀要』3号、1995年)。

岡田総長がこうした態度をとった背景について、次の記述が参考になる。上田久『山本良吉先生伝』(1993年)所引の山本良吉の日記によると、明治41(1908)年1月5日に山本は、まず石川一学生監と面談、岡田総長の「位置」について「先づ心配なかるべし。来任の時すでに法科などは荒療治をなすべきを知り、その任務を帯びて来りしなれば、一仕事なさずばすまず。其為には一騒ぎを出来せしむべきも文部省に変更なき間は断じて事なかるべし」と聞かされ、一方また同日に訪ねた森外三郎三高校長からは「目下総長は一人の同情者を大学内に有せず。此まゝにて進み行かば到底持続する能はざるべし」と聞いている(同書96頁)。山本はこのとき京都二中教頭であったが、石川の後任として学生監就任の誘いを受け、学内事情について知識を得ようとしていた。会談内容からは、岡田は京大の「荒療治」をその任務とし、またその姿勢が大学内部で孤立を招きつつあったことがわかる。山本は逡巡ののち3月に京都二中を退職、6月30日に学生監の正式な辞令を受けた。

山本良吉は西田幾多郎(当時四高教授)と親しいが、その西田が当時の書翰中で、京大岡田総長の辣腕ぶりについて関心を書き残している⁽¹⁾。西田は「京大にて岡田さんが中々ビシビシやる由近頃快心の至りに候 併し先生のやり方はいかにも露骨で神経家的で事務的で少しの含蓄なきは惜しき事に候」(明治41年5月31日付田部隆次宛)といい、また「岡田さんは井上といふ法科学長が横着で講義を休むので書記をやりて届と実際の講義数とを一々照会するさうだ その勇敢剛直豈近来の快事にあらずや …(中略)…当今岡田流の人物に乏し 併しこは岡田氏の長所にして又短所なりといはん」(同年6月18日付田部宛)と書いている(『西田幾多郎全集』第18巻、1966年、98・100頁)。西田が岡田の辣腕発揮を「快心の至り」と呼ぶ一方、その「露骨」さに抱い

ていた懸念は的中しており、総長と京大教授陣との間にはまさに一触即発の状況が生み出されていた。

この間も大学内部の案件処理は進行している。明治41(1908)年2月22日の評議会は、専門学校卒業生に入学を許可する件を審議した。議事録に、この提案は「本省及前総長モ唱ヘシコトニテ今更入学希望者少数ノ補充策トシテ提出スルニアラズ」とあるが、岡田総長として入学者数不足対策の意味を持つことは明らかであろう。しかしこれには学生の学力水準低下が懸念される。医科大学・理工科大学の意見は、専門学校卒業生が「大学ニ入学スルトモ其学フ所殆ト同一ノ学科ヲ繰返スニ過キズ而シテ世間ノ需要ハ反リテ此程度ノモノニ多ケレハ旁ソノ必要ヲ見ズ」と消極的、また高等商業学校の優等卒業生受け入れが打診された法科大学では「可ナルヘキモ独リ京都ノミ此途ヲ開クハ体面上嫌アルノミナラス世評モ免レサルヘケレハ寧ロ東西両大学共ニ文部省ヨリ之ヲ定メラレタシ」と、結論的には消極的であり、審議の結果「該問題ハ未決トシテ姑ク中止」になった。もっとも岡田は「軽卒の間に事を決定する能はざるを以て、本年間は利弊攻究の時間とし…(中略)…来学年に於て之を決定」したいと、なお実現への意欲を語っている(『教育時論』836号、明治41年3月25日、「時事彙報」欄)。またやはり入学生不足対策として岡田がとった入学願書締切日の延期措置に対し、これでは東大の落第生を收容するだけだと学内で批判が起きたという報道もある(『京都日出新聞』明治41年5月26日付)。

岡田総長に関しさらに次のエピソードがある。吉野作造は、明治41年夏の出来事として以下の回想を残している(『穂積先生の思ひ出』『吉野作造選集』第12巻、1995年)。当時中国の天津にいた吉野は、面識もない岡田京大総長から突如招電を受け、とりあえず帰朝して小石川原町の岡田邸を訪ねたところ、京大の行政法が振るわぬので、吉野に京大で行政法の助教授になれという話であった。驚き迷った吉野が穂積陳重に相談したところ、穂積は憤怒の色をあらわし「根拠なき流言に聴きて行政官たる総長が教官の進退を決するといふは許す可らざる暴挙なること、新に教授助教授を任命するにつき予め

第3章 京都帝国大学の整備

京都帝大の教授会に諮らざることは、実に学者の權威を無視するの甚しきものたることを語り、暗に学問の神聖を蔑にする岡田総長の官僚的態度に無限の不快を感じるものの如くであつた」といい、結局「別に返事するにも及ぶまい。打ツ放つて置け」という穂積の言に吉野は従ったという。この挿話は、総長の教授人事権についても多くの示唆を与えている。

第2項 岡田総長退職事件

明治41(1908)年7月14日に第2次桂太郎内閣が成立、文相に就任した小松原英太郎は文部次官に岡田良平を起用、7月21日、岡田の次官兼任が発令された。

『教育時論』839号(8月5日)「社説」は、岡田次官の手腕に期待すると述べ、特に岡田の実弟一木喜徳郎の内務次官就任にも着目、平田東助内相・小松原文相と両次官との布陣が国政に「報徳教主義」の影響を強めるであろうという観察も記し、しかし総長職を「文部次官より之を兼任するは、京都大学の重きを損する嫌なき能はざる」と指摘した。同誌同号「時事彙報」欄の「総長兼任事情或説」という記事は、岡田は次官就任の交渉を受けたとき京大刷新の仕事に尽力中ゆえ再三辞退したが、新文相の懇望でついに兼任次官になったもので「此間別に他人を総長となす議もなかりし様子なれば、岡田は当然総長を兼任して、刷新の実を挙ぐる決心ならん」としている。

文部次官兼任総長とは、週に1度程度の割合で東京と京都を往復し執務することを考えているのであろうが、やはり総長職を軽んずるもの、と受け取られても仕方なからう。この発令を契機とし、それまで蓄積されていた教授陣の総長への不満がついに爆発することになったのである。

以下の経過について、京都大学人文科学研究所図書室所蔵の史料『明治四十一年京大総長問題 岡田良平退職顚末書』が豊富な情報を提供する。この史料については、西山伸「一九〇八年京大岡田総長退職事件」(朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造』1995年)が分析を行い、また西山が『東京

『大学史紀要』14号(1996年)において、史料の全文紹介を行っている。以下の記述は、特に断らない限りこれらに依るものである。

岡田の兼任文部次官発令からわずか4日後の7月25日、理工科・医科・法科3大学から15名の教授が出席して協議が行われ、以下の事項が決定された。

第一 総長兼任ヲ拒ムコト

第二 舞戾ヲ断ルコト

第三 各分科大学ヨリ委員ヲ選出スルコト総長ニ兼任辞職ヲ忠告スルコト

第四 総長候補者ハ大学教授ノ内ヨリ適任者ヲ推薦スルコト

総長ハ同時ニ教授兼官タルヲ得ルコト

第五 新総長任命迄経理会ヲ開カサルコト

第六 総理大臣及主務大臣へ事情陳述ノ為メニ委員ヲ派遣スルコト

第七 交渉ノ方法ハ委員ニ全権ヲ委任スルコト

委員に選出されたのは以下の諸教授である。委員長・村岡範為馳(理工科)、委員・難波正(理工科)・三輪恒一郎(理工科)・田辺朔郎(理工科)・平井毓太郎(医科)・中西亀太郎(医科)・森島庫太(医科)・井上密(法科)・織田萬(法科)・千賀鶴太郎(法科)・勝本勘三郎(法科)。

総長兼任を拒み「舞戾」も断るとは、つまり岡田の総長辞職要求であり、しかも後任は学内から選任しようというのである。その実現のための学内横断的組織が、評議会という公的管理機構とは別のところで、自然発生的に形成されつつあることが注目される。ただしここには、遠隔地にある福岡医科大学はともかくとして、文科大学からの参加がまだない。

翌26日午前8時、法科会議室に委員一同集合し、「村岡難波森嶋織田ノ四名ハ総長帰西ヲ待チ直ニ訪問談判ヲ開クコト」および「田辺千賀中西村岡ハ東上シテ事情ヲ政府ニ陳述シ相当ノ所理ヲ為スコト」を決定した。

翌27日午前9時半、村岡・難波・森島・織田の4教授は帰洛した岡田総長を訪問し談判を行った。「総長ノ兼任ハ大学ノ体面ニ関シ、事務ノ渋滞ヲ来タスノ恐アリテ、内外共ニ其不都合ナルヲ感ジ居レリ、殊ニ学内ノ総長ニ対

第3章 京都帝国大学の整備

スル不平ハ今日ニ起レルニ非ズ、唯総長ノ面目ヲ尊重シテ今日迄自ラ抑ヘタル事情ナキニ非ズ」と辞職を勧告する4名に対し、岡田は「兼任ノ事ハ元来已ムヲ得サル事情ニ出テ固ヨリ一時ノ事」だが、後任は「急ニ適任者ヲ見出し難ク、サリトテ一日ノ管理者ナキヲ得ズ、且自ラ多少ノ計画ヲ為シタルコトモアレバ、適任者ヲ得ルマデ一時兼任スルコト、ナレリ」と説明した。4名が後任につき「此際ハ寧ロ学内ヨリ推薦」する希望を述べると、岡田は「学内ヨリ推薦スルコトハ主義トシテハ賛成スルトモ、果シテ現在適任者アルカハ疑ハシ、仮令多数ノ推薦ニ出ツルモ大臣ハ直ニ之ヲ採用スルコト能ハズ」と述べた。4名は「総長任免ノ事ニ関シテハ大臣ノ職權ニ歸スルコトハ勿論ナリ、然レトモ若シ同僚殆ンド全体ニ推服スル者アラバ大臣モ其意向ヲ重シテ後任者ヲ定ムルコト大学ノ為メ幸ナリ」と反論、さらに「急ニ後任者ヲ得サル以上ハ…(中略)…直ニ総長ノ兼任ヲ解キ去年ノ如ク総長事務取扱ヲ置カレタシ」と岡田の即刻辞職を迫ると、岡田は「兼任ノ令発セラレテ未タ日ナラズ、又之ヲ止メテ事務取扱ヲ置クトアリテハ随分不体裁ナリ」と拒絶、さらに諸教授間の「感情」を指摘して「尚此上ニ兼任ノ日ヲ長クセバ如何ノ問題ヲ出来スルカモ知レズ」と述べる4名に岡田はもはや取り合わず、ついに会談は物別れになった。なおこの時点で、教授中「同志者」は医科16名・法科11名・理工科16名・文科1名の計44名を数え、これは福岡医科大学を除く当時の各分科教授73名の過半を超えている。なお「不同意ト認ムル者」は23名、残りは夏期休暇中で京都を離れている者とされる(3名は海外長期出張中)。

一方26日の協議で東上に決した委員中、田辺・千賀・中西の3名は29日午前11時、文部省において小松原文相と面会した。主なやりとりは以下のとおり。

(一) 次官ヲ兼ルニ総長ヲ以テスルハ特ニ遠隔ノ地ナレバ到底出来難キ事ナラン

○大臣曰ク、實際出来難キ事実明白ナレバ勿論兼官ヲ罷ムベシ、然シ尚其事実ヲ発見セズ…(中略)…

(二) 兼官ヲ罷メテ事務取扱ヲ置キタル方宜シカラズヤ ○大臣曰ク、…(中略)

…今直ニ兼官ヲ罷メテ事務取扱ヲ置クハ朝令暮改ノ議アリ

(三) 岡田総長ノ態度ハ平素教授ノ多数ノ不服ノ所多シ…(中略)…此儘ニ捨置ク時ハ新ニ衝突ヲ生シ紛擾ニ紛擾ヲ重ル様ニ為リテハ大学ノ為メ宜シカラズ ○大臣云ク、…(中略)…大学教授ハ小供ニアラザレバ感情ニ流レテ輕拳ノ事ナキ様希望ス

(四) 岡田総長ハ勉強家ニハ相違ナキモ大学ノ総長ニハ適セズ、中学校長位ニハ適シタル人物ト思フ、総長ハ中学ニ臨ム態度ヲ以テ大学ニ臨マル、故ニ衝突ヲ生ス…(中略)…総長ハ毎日八時ヨリ出テ晩方マテ大学ニテ事務ヲ取ラル、ヲ得意トセラレ居ラレタルニ、今ハ一週一日ノミ大学ニ出勤セラル、トハ前後言行ノ矛盾スルトコロアリ…(中略)… ○大臣笑フテ云ク一日丈ケテモ八時ヨリ出勤スルナラン

これを要するに、岡田総長も小松原文相も、教授たちの要求をまったく受け付ける気配はない。田辺朔郎は翌30日に奥田義人と真野文二を訪ったほか、出発前に岳父の北垣国道に依頼し、北垣から小松原と大浦兼武へ、処置を求める書翰を送らせてもいる。しかし事態打開の鍵は見出せず、おそらくは岡田も小松原もこの時点では、京大教授たちに何程のことができるものと、高を括っていたのではないだろうか。事態が変化したのは、翌31日であった。

31日朝、田辺と千賀は目白の山県有朋邸を訪問した。「大学総長兼任ノ都合ヲ論シタルニ山県公ハ全ク同意見ナリ…(中略)…更ニ岡田氏ノ大学総長ノ器ニ非ズシテ紛擾ヲ生スル實際ヲ述ヘタルニ、山県公ハ余カ引受ケテ兼任解カスル様ニ文相ニ人ヲ以テ申述ルカ直接ニ申述ルカスル故ニ引受テヤルト云ハル。」

元老山県を動かすという奥の手を使うことで、岡田総長解職の一点に関しては形勢は逆転した⁽²⁾。翌8月1日、村岡・田辺・千賀・中西が文部省で文相と面会、文相の態度は一変しており「是ニテ一段落」、1日から3日にかけて4名は順次帰西することとなった。2日朝、田辺と千賀は尽力の礼を述べて山県邸へ出向いている。山県の談話によると、「一昨日小松原文部大臣

第3章 京都帝国大学の整備

及桂総理大臣ニ次官ト大学総長兼任ノ不宜次第ヲ述ヘ且ツ岡田次官ノ人物評モ加ヘテ速ニ兼任解除ヲ可トスル旨ヲ述タルニ小松原文部大臣ハ兼任総長ノ義ハ既ニ文部省ニテ委員ノ者ニモ話タル故ニ休課中ニハ所分スルコトニ決セリト云ヘル故ニ最早帰京シテモ差支ナカラン」ということで、「兩人礼ヲ述ヘ是より一般教育界ノ事及歌道ノ話ニテ式時間余話シテ退出ス」となった。ところで、京大教授たちと元老山県との接点は興味をひく問題であるが、これにつき、琵琶湖疎水工事における技師田辺と内相山県との関係が、両者の交流の基礎ではないかと推測する西山伸の見解が傾聴に値しよう。

焦点は後任総長の人選問題に移った。なお5日、「此時迄ハ文科大学ヘハ相談セザリシガ此日初メテ文科ヨリモ委員ヲ出スコトニ交渉」し、以後の後任問題協議には文科大学も加わった。6日以降、各分科大学で検討が行われ、10日にその結果が持ち寄られた。法科大学の見解は、総長は内部から推すことを然るべしとし、①「新総長トシテ久原氏ヲ推スコト 若シ委員会ニ於テ他ノ人ヲ推ス傾アレバ再ヒ教授一同ニ斗ルコト」、②「総長任期ヲ先ツ三年トシテ重任ハ妨ナキコト(但シ委員会ニ於テ一年位ノ伸縮ハ便宜ニテ差支無之事)」、③「総長ハ自治ノ精神ヲ重スル結果事件ハ評議会ニ諮詢シ其決議ヲ重スルコト」を3条件とした。医科大学の意見も「三四ノ反対者」はあったが、この法科大学の見解と完全に同調している。理工科大学の意見は「委員ニ事件ノ一切ヲ委任スルコト」というにとどまり、文科大学の見解は法科・医科と対照的で「総長ハ宜シク広ク之ヲ天下ニ求ムベシ、内部ヨリモ外部ノ方よろし」というものであった。

結局10日の議決はこれらを勸案し「外部ナレバ山川氏、内部ナレバ久原氏ヲ総長ニ推スコト」と、候補者に山川健次郎と、さきに総長事務取扱を務めた久原躬弦を挙げた。また「総長ノ任期ハ三年、自治ノ主義ヲ重スルコト、評議会ニ諮詢シ其意見ヲ重スルコト、教授兼任スルコト」を久原に相談し、「化学第何講座ヲ兼担若ハ分担トナシ久原氏総長ノ職ヲ退キタルニ時ニ於テ其講座ヲ担任シ得ベキ様化学講座担任ノ教授ニ相談スルコト」を決した。10日夜、千賀と田辺が久原を訪問したところ、久原は総長職にあっても実際に

講座を担任し教授を兼任したい希望を伝え、また任期3年の条件には強い難色を示した。そこで11日の委員会では久原の希望をとにも容れることとし、ただし「我タニ於テハ任期ハ三年ナランコトヲ希望ス」とするにとどめた。

村岡・千賀・中西・田辺の連名により、後任総長に山川か久原かの二者択一を要請した、8月12日付小松原文相宛の書翰の写しがある。すなわち「各分科大学諸教授相会シ種々協議致候処、京都帝国大学以外ヨリ総長ヲ迎フル事ニ致セバ山川健次郎氏以外ニハ適任者ナク山川氏ハ多分辞退セラル、事ト存候」、他方「内部の人ニ就キ協議ノ結果トシテ久原躬弦氏ヲ推薦スルコトニ議決致候ニ付文部省ニ於テハ山川久原両氏ノ中ニ就キ御詮議被下就レカニ速カニ御決定被下候様ニ切望致候」とし、ただし久原につき明治38(1905)年東大松井直吉総長の例に倣い教授兼任とすることを希望する、と。山川は多分辞退するだろうというのだから、教授たちの意向は実は久原1人にある。

なお山川が8月23日付で岡田良平に送った書翰があるが、「扱過般御転任相成候処重大且繁劇なる両官御帯任は嘸かし御多忙の事と推察申上候。定めし無撓事情有之候事とは存候へ共忌憚なく申上候へば御転任は野生に於ては遺憾の感じ有之候」と、もはや岡田兼任解除が既定のことで当の自分が後任に擬されていることなどまったく知らぬ素振りである(伊藤隆・坂野潤治・竹山護夫「岡田良平関係文書」『社会科学研究』21巻5・6号、1970年)。

京大では問題解決のための署名活動が行われていた。最終的に教授54名が賛同した8月28日付決議書は「我等ハ曩ニ本学総長トシテ学外ヨリハ山川健次郎氏、学内ヨリハ久原躬弦氏ヲ推薦セリ、故ニ当局者ニ於テ我等ノ意思ヲ重ニセズ両氏以外ニ突然後任者ヲ定ムルカ故ニ事ナカランコトヲ望ム、我等ハ此希望ヲ貫徹センカ為メ一致ノ行動ニ出テンコトヲ期ス」という。焦点は、大学側推薦による総長任命という手続きを文部省が承認するか否かにある。文部省が大学側の意向を無視し「突然後任者ヲ定ムル」ことが最も警戒されているのである。29日夜までには、賛同する教授たちの署名が村岡の下に集められ「京都ニ現ニ居ル人ノ署名ハ残ラズ相済ミ候」というに至った。

一方、田辺らは再び東京に滞在し、多方面に接触を図っていた。田辺は8

第3章 京都帝国大学の整備

月30日には、昼夜2度にわたり浜尾新東大総長を訪問し懇談した。浜尾は、久原任命の場合、医科大学の荒木寅三郎や伊藤隼三が辞職するという話を聞いているがどうかと質し、田辺はこれを打ち消した。また、教授たちの神経を逆なでしたのは8月30日付『大阪毎日新聞』の記事であった。同紙上には岡田文部次官談話として、自分の後任総長につき「富井博士の如きは曩に総長就任の交渉を拒絶せられたることあるも今回は奮つて承諾せられたりせば京大に取りては大に慶賀すべきことなりと信ず」とあった。村岡は田辺に、8月31日付書翰で、富井は人物としては法科などで歓迎する空気はあるが、「候補者ノ如何ニ拘ラズ先ヅ京大ノ意見ヲ問ヒ(諸教授ニ謀リ)タル上ナラデハ連署ノ件モアリ速モ落付ザルベシ」と伝え、9月1日付書翰では「千賀氏ハ大坂毎日ノ富井ノ記事ハ大臣ガサグリヲ入レタルニ非ズヤト云ヘリ」(下線は原文では傍線——引用者)と、「突然」の人事発令への布石ではないかとの危惧を伝えた。さらに井上密の9月1日付田辺宛書翰は、井上が富井に京大の事情を説明したい旨の手紙を送ったこと、また「要するに当地ニ於ての決議之次第も有之候得^{〔ママ〕}ハ例令富井氏たりとも突然任命有之候上ハ決議之旨意ニ本つき一方ハ文部一方ハ新総長其人ニ抗議を申込む必要有之」と、決議の立場に変化なきことを伝えた。

しかし後任総長は、教授たちの意表をつくものであった。9月2日、小田原の山県を訪問した田辺は、夕刻東京に戻ったところ文相から呼び出しを受け、不二見町の私邸に向向いたところ、「菊地ニ御裁可^{〔ママ〕}アツタ」と通告された。元東京帝大総長・元文相の菊池大麓に総長の発令があったのである。

文相は田辺に「此事ニ与リ居ラレタルハ総理平田浜尾氏」で岡田は関与していないこと、また「御裁可ノ済ム迄ハ関係者ニハ全ク他言セザル様」する必要がある、特に個人的に親しい千賀からは問い合わせ書面を受け取っていたが返事をするわけにいらなかったこと、山川は固辞したこと等を告げ「菊地氏ハ第一流ノ人デアルカラ此上京都ニテ不穩ナル事ナキ様ニ希望^{〔ママ〕}」すると語った。恐れていた「突然」の総長発令に落胆した田辺は文相に、元来文部省の処置は不都合である、昨年の入学生でも東大落第生を容れるのに反対した

のに考慮してくれなかった、そもそも木下後任人選のとき、菊池・山川・富井・奥田、さらに古市公威にも断られたのは、当時の牧野伸顕文相に三顧の礼をとる熱意が欠けていたためで、結局自薦の岡田を任命し今日の事態を招いてしまったのだ、と不満をぶちまけたが、もはやあとの祭であった。

決議の趣旨を無視された教授たちは対応を協議するため、9月5日、連署者中の44名が会合した。「菊地氏ニ多数が満足ナレバ之ニ腹従スル連署問題ハモハヤ末ナリ」という田島錦治や、「此先ハ(決議書を——引用者)モハヤ焼ステ、ハ如何」という鈴木文太郎らに、「連署問題ハ何ノ為ナルヤ」と勝本が反論、「文部省ガ突然キメタガ不宜、何トカ文部省ニ申出ヲ要ス又菊地氏ニモ何トカ申出ヲ要ス」いう井上、「何モ為サヌハ間違ナリ憶病スキタコトナリ、スル可キ事ハ為サル可ラズ腰ヌケニ非ズ」という末広重雄の発言等があり、結局大臣に対し書面を提出することを大多数で可決した。

なお、岡村司の下に残された、以下の小松原文相宛書面草稿が紹介されている(鈴木良前掲「岡村司譴責事件に関わる資料について」)。

曩者岡田総長ノ文部次官ニ就任スルヤ、小官等ハ専任総長ヲ得テ大学ノ経営ヲ完フシ、学運ノ更張ヲ計ラント欲シ、乃チ委員ヲ簡派シ閣下ニ謁シテ陳フルニ此ノ冀望ヲ以テセリ。且総長タルヘキ者ハ学徳高ク一代ノ望ヲ負ヒ、内教授ヲ統率シ外学風ヲ宣揚スヘキノ人ナラサルヘカラサルカ故ニ、最モ其ノ人ヲ得ルニ難シ。小官等乃チ慎重審議、山川久原二君ヲ推薦シ、閣下カ必ス此ノ二君ノ中ニ就キテ選フ所アランコトヲ冀ヒ、若シ二君以外ニ於テ任スル所アラントスルトキハ、必ス其ノ意見ヲ垂示シテ小官等ニ諮詢セラレンコトヲ望ミタリキ。閣下高明ノ資卓犖ノ姿ヲ以テ必ス能ク小官等ノ微衷ヲ容レ、胸襟ヲ披キ心腹ヲ示シ洒々落々トシテ以テ事ヲ処センコトヲ期セリ。何ゾ図ラン事所期ニ反シ、突然菊池君ノ任命アラントハ。幸ニ菊池君ハ学界ノ長者、声望甚タ高く最モ総長タルニ適ス。若シ不幸ニシテ閣下、庸儒不肖傾險ノ人翮々タル小才子狡猾ナル俗吏ノ輩ヲ挙ケテ総長ニ擬セシコトアラハ、小官等宜シク如何カ之ニ処スヘキ。往年東京大学総長更任ノ事アルニ当リ、文部ハ能ク教授諸子ノ議論ニ傾聴セリ。今閣下此ノ先例ヲ無視シ、小官等ノ進言ヲ顧ミス専断ノ挙ニ出ツ。然ラハ文部ハ東京ニ厚クシテ京都ニ薄ク、東京ノ教授諸子ヲ重シ小官等ヲ軽ス

第3章 京都帝国大学の整備

ルナリ。是レ小官等閣下ノ举措ニ失望スル所以ナリ。夫レ衆議ニ諮リテ而ル後ニ事ヲ断スルハ憲政ノ骨子ナリ。何ノ違法カ有ラン。徒ニ秘密ヲ尚ヒ専制ヲ喜フハ、頑冥事理ニ通セサル老俗吏ノ事ノミ。閣下文相ノ職ニ在リ、文明ノ木鐸ニシテ尚ホ此ノ陋態ヲ学フ。窃ニ閣下ノ為メニ之ヲ恥ツ。謹テ鄙辞ヲ陳ヘテ閣下カ将来此ノ過ヲ再ヒセラレサランコトヲ仰望ス。

京大教授らより文相宛書面が実際に提出されたことは、これに対する以下の文部省回答があることに明らかである(『機密書類』)。

過般貴学法科大学教授井上密外五十四名ヨリ大臣宛大学総長ノ選任ニ関スル意見書提出候処本来大学総長ノ人選ハ当該大学教授ニ諮詢スヘキ筋ニ無之ニ付右ハ本省ニ於テ棄却候条其旨提出者へ御示達相成度命ニ依リ此段申進候也

明治四十一年九月三十日 文部大臣官房秘書課長赤司鷹一郎

京都帝国大学総長理学博士男爵菊池大麓殿

なおこの年の12月22日、菊池総長の斡旋により、岡田文部次官と京大教授との和解を図る会合が都ホテルで開かれ、教官52名が出席した。席上岡田は、自分は大学に2つの功績を残した、1は菊池総長を後任に推薦したこと、2は後に憂患となるべきことを残さなかったことである、と述べた。しかしこれを記すメモは、菊池選任に岡田は関与しなかったはず、と岡田の説明を疑っている。岡田の強心臓ぶりは健在、というところであろう。

〔注〕

- (1) 当時西田は岡田と直接の交流はないが、岡田は西田・山本の師にあたる北条時敬と親しく、こうした人脈の下で金沢の西田の許へも岡田総長の動静が伝えられていたのであろう。
- (2) なお『田辺朔郎博士六十年史』(1924年)は、3名は山県訪問ののちさらに桂総理とも面会した、と記している。

第2節 菊池大麓総長から久原躬弦総長へ

第1項 学内の整備

菊池大麓は、明治41(1908)年9月2日の総長発令から間もなくして、京都に着任した。9月11日付の菊池の岡田宛書翰に「出発の際はわざわざ御見送被下奉謝候」とある(伊藤・坂野・竹山前掲「岡田良平関係文書」)。9月15日には新入学生の入学宣誓式に出席、本格的に執務を開始した。

菊池は、京大総長として初めて親任官待遇を受けたことが示すとおり、歴代総長中でも最も大物といえ、総長就任を伝える新聞等の論調も概ね好評であった。大物総長の下で、さしあたり大学内部の混乱は收拾され、以後菊池は4年近くにわたり総長職にあって、学内の整備に努めた。

同年10月29日評議会に図書館商議会設置の件が提議された。島文次郎図書館長が出席し設置の必要を説明、評議員中より、各分科大学教授の意見を参考にされたし、との請求があり継続審議に決定、11月26日評議会で設置決定、同年12月1日「京都帝国大学附属図書館商議会規程」が施行された。商議会は各分科大学長および各分科大学から互選による教授各1名をもって組織され、図書館に関する事項を審議する。ここに大学図書館としての運営機構が完備した。

また10月29日評議会では衛生委員設置も審議され、これは直ちに可決、11月より「京都帝国大学衛生事務取扱規程」が施行された(明治35年衛生事務心得廃止)。京都医科大学長を委員長とし、衛生学・病理学・内科学・土木工学の各教授1名と事務官・学生監・技師を衛生委員に任命した。

なお事務機構について、明治40(1907)年6月15日勅令第231号、明治41

第3章 京都帝国大学の整備

(1908)年6月2日勅令第143号、明治42(1909)年4月6日勅令第84号の京都帝国大学官制の改正があり、明治45(1912)年1月28日には「京都帝国大学分課程」を改正し、庶務課・会計課・図書館・学生監室のそれぞれにおいて分担すべき事務を定めた。

明治42年には「特選給費学生」と「副手」が創設された。特選給費学生は「分科大学卒業生中学力優秀志操堅固ニシテ永ク學術技芸ノ攻究ニ従事セント欲スル者若干名ヲ選抜シテ学資ヲ給与シ大学院ニ於テ研究ヲ為サシム」(通則第53条)るもので、東大で明治40年に導入された制度に倣っているが、支給される学資は1年間・月額30円で、2年間・月額50円以内支給の東大と若干の差異がある。副手は従来、医科大学に置かれていたが、明治42年12月11日「副手規程」を制定し、東大同様、各分科大学に置くことになった(医科大学副手規程は廃止)。「副手ハ教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ従事ス」るが(規程第3条)、判任官たる助手と異なり原則として無給である(第1条)。なお特選給費学生に副手を嘱託できる(通則第57条)。以上、研究者養成のための制度整備である。

なお通則改正では、明治42(1909)年に外国学生に卒業証書を授与し得ることとし(第36条ノ2)、明治44(1911)年に「帝国大学分科大学卒業生ニシテ他ノ学科ヲ修メント欲シ更ニ同分科大学ニ入学ヲ請フトキ」つまりいわゆる学士入学につき「試験ヲ須キス入学ヲ許可スルコトアルヘシ」とする規定が作られた(第6条ノ2)。なお他の帝国大学分科大学卒業生の大学院入学を許可する規定は明治41(1908)年につくられている(第40条)。

この時期始まった注目すべき活動として、公開講演会開催がある。この種の試みとして、明治40(1907)年4月1日、創立10周年祝賀講演会を開催して以来、4月1日の大学祝日に行ってきた通俗講演会がある(なお大学祝日は明治44年より4月1日から帝国大学令公布記念日の3月1日に変更)。また岡田総長の発案で始められた人格修養のための金曜日特別講演は、學術講演会に変わって第3回より学外者にも開放されていた。こうした経緯をふまえ、明治43(1910)年より、一般向け「夏期講演会」の開催を評議会で決定、同年5月26

日評議会で以下のような「講演会会則」を制定した。

京都帝国大学講演会会則

第一条 本会ハ各種学科ノ知識ヲ普及スルヲ以テ目的トス

第二条 講演ノ科目、期日、聴講者ノ資格、員数及聴講料等ハ開会ノ都度之ヲ定ム

第三条 講演終了後聴講日数其他ヲ査定シ証明書ヲ授与ス

第1回講演会は同年8月8日より27日まで、17科目につき各6時間から24時間の時間数で行われ(実験や実地演習も含む)、法科2名、医科2名、文科3名、理工科9名の教授助教授が担当した。聴講申込者は男性454名・女性18名の計472名、うち男性400名・女性13名の計413名が「証明書」を受け取った。聴講者を職業別に見ると、中学校・師範学校・高等女学校・各種私立学校の教員が多く(特に女性はすべて教員)、これに小学校訓導を合わせて276名、このほか学校生徒、官公吏、実業家、農業、神官、僧侶などであるが、このなかでは実業家の数が61名と最も多い(『以文会誌』2号、1910年、27頁以下)。理工科大学の科目が多く実験も行われているところから見ると、単なる教養講座というよりは、かなり実践的な知識習得の面もあったようである。この夏期講演会は以後定着し、昭和12(1937)年まで毎年実施された。

また医科大学で行われていた講習科がある。明治42(1909)年1月より、開業医を対象とし、最新の医学知識を与える目的で開始されたもので、以後毎年1月に実施、明治42年に145名、明治43(1910)年に101名、明治44(1911)年には132名の聴講医師に「講義修了証書」を授与した(各年度『以文会誌』参照)。東大ではこれと同様の試みとして明治22(1889)年より行われていた「国家医学講習科」がある(『東京大学百年史』通史二、1985年、131頁以下)。なお東大では看護婦・助産婦の養成科が置かれていたが、京大でも「医科大学附属医院看護婦見習講習科」(明治33年設置)、「産婆補習科」(明治35年設置)に続き、明治44年10月「産婆養成科」を新設した(産婆補習科は産婆免許の既得者が対象、産婆養成科は18歳以上女子志願者が対象である)。

明治44年4月1日、福岡医科大学が京大より分離、同年1月1日設置の九

第3章 京都帝国大学の整備

州帝国大学工科大学へ合流し、九州帝国大学医科大学となった。もっとも福岡医科大学は官制上は京都帝大に所属していたが、元来独立の大学と見るべきである。なお、評議会決定内容等は電報により連絡し合う関係であったが、岡田総長時代の明治41(1908)年、評議会決定について詳細な理由が通知されないことに遺憾の意を表明し、以後十分な情報の開示を申請した大森治豊・大西克知両評議員からの書面が記録されている(『評議会関係書類』3月3日付、既述の専門学校卒業生入学の件未決について)。

このほか菊池総長の執務については、菊池が岡田文部次官に宛てて発したいくつかの書翰からもうかがうことができる(伊藤・坂野・竹山前掲「岡田良平関係文書」)。京大教授の国際学会派遣、文官高等試験委員への選任などに文部次官の尽力を求めていることなど、興味深い事実が知られるが、特に具体的な教授人事についての相談もなされていることが注意されよう。

火災についての報告もある。明治42年6月4日の岡田宛菊池書翰は「昨夜は不慮之災害起候て何とも恐縮の次第に御座候」という。原因はガス漏れと思われ、医化学教室実習室1箇所を焼いたが無風のため大事に至らなかった。同年11月25日評議会は「京都帝国大学火災警備規程」と「京都帝国大学防火手配心得」を定め防火体制を強化した(明治33年達示「防火心得」「非常手配心得」廃止)。しかしその後も出火があり、明治43(1910)年12月には火災予防と瓦斯取扱につき注意を促す総長の内訓が発せられている(『学内達示書類』)。明治44(1911)年11月には「京都帝国大学消防組規程」も制定した。

菊池総長時代には、総長と教授陣との対立は表面上は存在しない。ただし大学自治の観点からやや注意をひく事項を2点挙げておこう。1つは『学内達示書類』に明治43年5月21日、石川一事務官より各分科大学長宛(福岡を除く)として記録されている以下の通牒である。

貴学ニ於テ教授会相關カレ候節ハ総長ニ於テ可成臨席致サレ度ニ付右開会ノ場合ニハ其都度御通知相成度候

総長がなるべく各分科大学教授会へ列席したいというのは、意思疎通を密にしたいとの意図であろうが、学内運営のあり方に関し示唆的である(実際

に総長の教授会列席がどの程度実行されているかは不明)。

もう1つは、明治44年10月19日の評議会で決定された評議会規程改正で、従来の第5条「議事ノ顚末ハ事務官之ヲ記録シ大学総長ハ其要項ヲ文部大臣ニ報告スヘシ」を「議事ノ顚末ハ事務官之ヲ記録スルモノトス」に修正し、文相への報告義務を削除したことである。大学の、文部省の監督からの相対的独立を求める趣旨であることは明らかであろう。

いずれにせよこの時期は、大物総長の下で、大学が順調に諸方面に発展を遂げていたかのように見える。しかしその背後では、次項に見るとおり、学問の独立そのものを脅かしかねない重大事件も発生していたのである。

第2項 岡村司教授譴責事件

1. 河田嗣郎「自発的絶版」一件

京大教官の学術活動に対し干渉が加えられた事件として、まず明治43(1910)年に法科大学助教授河田嗣郎の著書が問題とされたことが知られている。しかし後日の伝聞等を除くと、この件について最も確実な史料は、事件当時、菊池総長が岡田文部次官宛に発した書翰類である(伊藤・坂野・竹山前掲「岡田良平関係文書」なお以下、書翰中のかなづかい等もこれに従う)。

明治43年10月29日の岡田宛菊池書翰に「御申越之件拝承、御意見至極宜敷と存候間、外部へ対して何か言ふ可き必要ある時は左様に申すことと致し可申く候。河田に付注意を与へ置候。尚ほ拝眉の上可申上候」とあるのがこの事件について触れる最初である。

問題とされた河田の著書は2冊ある。1つは隆文館『最近経済問題叢書』第10巻として同年9月30日に発行された『婦人問題』である。婦人問題発生の理由、問題の諸側面、欧米婦人運動概況などを論じ500頁に及び、「例言」に「吾人の論究は、問題を客観に置きて冷静なる批評を試みんとするに非ず、自ら紛糾錯綜の渦中に投じて婦人解放を主張し、婦人の為に自主独立の大義を闡明せんとするに在り」という。後掲の菊池書翰から知り得るのは、

第3章 京都帝国大学の整備

問題視された河田の著書がもう1つあることで、これは宝文館『経済全書』第3巻第8編として同年10月5日に刊行された『社会主義論』のようである。この著作は115頁ほど、社会主義思想の歴史と特徴を平易に概説したものである。

10月31日午前10時半に認められた岡田宛菊池書翰によると、河田と面談し、その内容として「自分は Withdraw しても宜敷様に申候。然し両冊とも或 Series の中のものにて自分丈けにては決行出来ざる様申候。社会主義論に付ては神戸正雄に相談するを要し、又婦人問題に付ては東京に編輯委員有り、慶応の堀江帰一、桑田熊蔵、河津暹など其中にて和田垣が主任になる由に御座候。就て急ぎ上京する可き考に御座候。然し戸田海市には万事相談する故一応相談致度旨申候。戸田、神戸共随分過激論者故或は相談されては何と可申哉一寸分り兼候へ共先当人丈けは其考にて参候。後刻其結果更に報告に来る筈に有之候」という。

続いて同日の次の書翰では、総長と、戸田海市・神戸正雄・田島錦治・河上肇など、法科大学の経済科目教官が対応に追われている様子がうかがわれる(圏点は原文では傍点——以下同)。

拝啓 過刻申上候通り進行、六時過戸田再び川上肇^(ママ)を伴れ来り種々相談の結果川上が河田の親友として絶版に付ての手續等如何にして宜しきや不明なれば之を遂行の爲め上京することに相成候。此処まで平穩に進候。此上は書肆との談判平和に参候を希望致候。隆文館主は禁止処分を受くる方商売上好都合ならんかと申すことにて實際手續上面倒有る可しとの事に御座候。

とにかく上京の上は貴下に御面晤可致、其節委しく御聞被下度候。草々

十月三十一日 大麓

岡田次官殿

唯今(二時)戸田参りての話に曰く。彼二書は何れも叢書之中にて河田自身上京して奔走すること甚面白からず(其効果も如何と考ふ)、出版の事は彼の手を離れて居ること(原稿料を取りて売たるもの)、社会主義の方は神戸主として引受け、他の方は和田垣名前人なれ共隆文館草村とか申者遣り居ること故河田友人中に入り何とか工夫する様にするより外無之と考ふと申候(同人の談に何とか

第2節 菊池大麓総長から久原躬弦総長へ

して止め度ものと思ふ、禁止となると大学連中が其処分に付て言論の自由とか学問の独立とかハッ間敷言ひ出すは必定と存ず(自分等は言はねばならぬと)、而して彼の書たる実は左様な騒を起す程のものとは思はれずとの事。

不幸にして今東京に此事を河田の友人として周旋する人無之、或は田島に再上京をさせるかなど申居候。而して唯今一応神戸、田島等と相談の為め帰り候。

右の次第に付少し時を与えられ度、唯今電報を以て御通知申上候。

絶版二件は小生の発意として話置候。御含までに。

11月2日付の岡田宛菊池書翰では「出版者に対し原稿料を返すとか現在品を買上るとか多少費用を要す可く右は総て小生より支出することに致さねばならぬことと存候。大臣より御注意も有之候へ共表面は小生よりと致候方宜敷と存候」と、自発的絶版に関し出版社への賠償を菊池が自腹を切って行おうとしていることがわかる。またこの書翰は、菊池が「暗号符」を記した「ノートブック」を紛失したので電信往復の際「暗号は不通と御承知被下度候」と伝えており、そもそも総長と文部省の間で暗号を使った電信のやりとりがあり得ることも示している。

2. 岡村司譴責事件

河田の著書一件は、総長を中心に迅速に処理されることによって大きな問題とはならず済んだと見られる。しかしその翌年に生じた岡村司教授の講演一件は、はるかに深刻な事態を招いた。

明治44(1911)年6月4日、岐阜県教育会総会で、法科大学教授岡村司が民法家族法を主題とする講演を行った。6月6日付『大阪朝日新聞』は、岐阜からの電報として次のように伝えている。

四日岐阜中学校に於て岐阜県総会を開き京都大学教授法学博士岡村司氏は「民法上より見たる家族」なる題下に演説を始め大気焰を吐いて曰く

警察は自分を社会主義者と認め幸徳一派の名簿の末尾に岡村司の名を載せ居れるとかにて簡単なる自分の言行に就きても注意を払ふと聞く、かく自分が其の筋の注意人物となりし所以は、余が常に社会主義の研究を成す為ならん

第3章 京都帝国大学の整備

が元来社会主義には幸徳一派の如き社会主義も有り又秩序的社会の改良を目的とするも有り、社会主義とさへいえば絶対に否認するは間違なり、寧ろ後者の如きは奨励すべきものなり、然るに政府は一も二も無く自分等に迄社会主義者と間違へるは以ての外なり、要するに此等は平田東助とかいふ馬鹿者が内務大臣をして居たり又文部省には小松原とかいへる狂者がある、斯の如き奴等が日本の国政を料理せうといふのは抑もの誤なり、過日司法官会議(地方官会議の誤記——引用者)の際内務大臣が為したる訓令の一を視るに「其の家を重んぜよ門閥を重んぜよ」とある、其の意味は即ち我が門閥を重んぜよ祖先を崇めよといふ事になる、八公熊公が矢鱈に門閥を担いで居り俺の爺は車夫であったから俺も車夫をやるといつた調子で日本が進むと思つて居るのが間違なり、之を又知事が忝しく郡市長を召し寄せて其の通りを訓示したり、間違も亦甚だしからずや、日本の民法には家が認めてあるが西洋では無い、家は人間の雨宿でこんなものを法律で認むる必要はない、家族制度も不必要で西洋の如く個人主義で結構なり、日本の法律には私生児といふものを認めて居るが生れた子供に何の罪があつて私生児の名を着せるか、制裁は生んだ親に加ふべきものである、生んだ親に制裁を加へずして生れた子供に罪を着せるとは間違も亦甚だし、要するに日本の民法は根底から間違つて居る云々

と滔々二時間に亙る大演説を試みたり、教育会幹部の連中は勿論知事などは頭より湯気を立て、居たるが演説を終るや各新聞社に車を飛ばし何卒書いて下さらぬやうと依頼して廻り尚五日各小学校長を師範学校に集め薄知事、間野事務官、片岡師範学校長等は四日の演説は何卒聞かぬ事にして呉れ忘れて呉れと懇願したり、又一方では警察側にては同博士の言を以て社会主義を呼号し家族制度を破壊せんとするものなりと騒ぎ廻り居れり、博士は五日午前京都に歸りたり。

波紋は瞬く間に広がった。翌7日付『大阪朝日新聞』は「文部省にては六日午後福原専門学務局長は大臣室に於て小松原文相と約一時間に亙る密談を為し、…(中略)…結局若し報道されたるが如き事実ありたりとすれば…(中略)…何分の処分に出でざるべからず、就ては至急事実の真相を取調べしと云ふに決したる由」と伝える。一方、7日付『大阪朝日新聞』『大阪毎日

新聞』には、両紙記者に対しての岡村の談話が掲載されている。「何に大したことはない、併し新聞に掲載された電報にはおまけが多いがモウ掲載せられた以上は仕方がない」と別に意に介せぬ様子、東北弁で鬼のような顔つきでしゃべるので聴衆の田舎の人は驚いたのであろう、しかし「イクラ僕が構はず喋るからとてマサカ教育会の総会で平田東助とかいふ馬鹿者とか小松原とかいへる狂者など、いはう筈はないぢやないか」と内相・文相への暴言は否定、社会主義云々については講演の前置きで滑稽味も加え、政府が社会主義の単なる研究までも圧迫するのを風刺したまでであると語り、さらに講演本論の要旨について説明を行っている。

豪放磊落な話法が誤解を招いたのであろうとやや弁明も交えつつ、しかし講演の論旨が明確な民法典の「家」制度批判であることを岡村は決して否定しない。それは岡村の学問上の信念でもある。岡村はこの講演ののち間もなく『法学志林 梅博士追悼記念論文集』（1911年8月25日）に「我カ民法ニ於ケル戸主制度」を寄稿している。「家」制度批判が梅謙次郎の持論でもあったことは周知のとおりだが、その追悼論集に岡村が寄せた論説も「家」制度の核となる戸主制度に分析を加え「私法上ニ於ケル戸主制度カ薄弱且不完全ナルニ論ナク之ニ本ツキタル規定ニシテ不合理ノ点アルコト甚タ多キトキハ必スヤ一大斧削ヲ加ヘサルヘカラサル」ことを結論付けるものである。この論説は6月4日講演の本来の内容をよく示すものであろう。

6月8、9日各紙は、文部省は薄定吉岐阜県知事に岡村の講演内容について照会中と伝える。6月8日付『大阪朝日新聞』社説は、岡村が報道されたような発言をしたとしても、その罪は憤激の言を抑え難くさせるほどの近時政府の失政にあり「世人は寧ろ之に同情すべし」という。6月15日付『大阪毎日新聞』は、京大法科ではさきに河田助教授の『婦人問題』が絶版を求められやむなくこれに服し、また河上肇助教授等の言論についても「陰に陽に圧迫を加へ」られるなど、教官中文部省の措置に不平の念を抱くものが少なくないが、今回の問題につき13日午後の教授会では「文部省の措置にして学問の独立を破壊し大学の神聖を汚辱するが如きものあらんか学界の不幸是よ

第3章 京都帝国大学の整備

り大なるはなし、各自予め覚悟するところなかるべからずとの議論も出でたる由」と伝える。

岡村が処分決定までの間に書いた2種の弁明書草稿が紹介されている(鈴木良前掲「岡村司謫責事件に関わる資料について」)。これらによると、6月7日に岡村は菊池に面談、講演内容について報告しかつ「万一小官ノ言論ニシテ制裁ヲ受クヘキモノナリトセハ固ヨリ甘受スヘキヲ以テ一切ノ指揮ニ従フヘキ旨ヲ付言」したこと、12日に大学より蒟蒻版となった演説筆記が廻送されて確認を求められ「演説ハ余ノ旨意ヲ尽サス。筆記ハマタ余ノ演説ヲ尽サス。且余ハ勢ニ乗シテ述ヘ立テタルヲ以テ、果シテ筆記中ニ在ルカ如キ言辭ヲ発シタルヤ否ヤハ明ニ之ヲ記憶セスト雖、大体ニ於テ余カ演説ト相違ナキヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ回答」したこともわかる。岡村は「同筆記ニ依レハ文部大臣ノ家ヲ重セヨトノ訓令ハ時代後レトノ語アリ、是レ蓋シ当路ノ忌諱ニ触レタルモノナラン」と自ら分析し、しかし①法律学者が法律・勅令から訓令・判例まで論評するのは当然であり文相訓令を批判するのは自由であること、②講演内容は明白の事理を述べたままで公表して何の差し支えもないこと、③その講演について処分を受けるのが正当だというならば「大学教授ハ箝口ノ犬ト同シク」言論の自由が塞がれるに至ること、④演説は「欠伸ト睡眠トヲ催サシムルノ術」ではないから多少激越の調子を用いたが、当路大臣に人身攻撃を加えるようなことはしていないこと、の4点を主張している。

政府内部の動きを伝える最初の史料は、6月29日付、桂首相宛の小松原文相書翰であり、「扱又京都大学岡村教授懲戒ノ件ニ付、菊池総長え教授一同より寛典ニ処セラレ度旨歎願申出候趣ニ而、本人ハ勿論教授一同恐縮致居候様子ニ有之、菊池総長モ寛典ヲ希望シ閣下えも書面差出候趣ニ御座候。右ニ付ハ御高慮モ被為在候事ト奉存候ニ付、明日相伺候上何分ノ由取極、菊池え返答申遣度ト存居申候」という(国立国会図書館憲政資料室所蔵「桂太郎閣係文書」小松原英太郎書翰29-6)。本人と教授一同が「恐縮」しているというのは新聞報道等と様子が違うが、菊池総長の配慮であろう。

しかし政府内部では厳重処分を求める強硬論が支配的であった。6月30日

第2節 菊池大麓総長から久原躬弦総長へ

付の岡田文部次官宛小松原書翰には「扱京大岡村教授懲戒一件に付菊池総長より被申越候趣は御承知之通に有之候。因而今日内閣に於て首相始め各大臣へ協議仕可成菊池総長申越候通寛典に処する方得策なり、殊に菊池総長より熱心希望せらるゝこと故総長意見之通取計候方可然旨色々相話候処、閣僚には強硬之議論多く結局懲戒委員に附しあるものを取戻し寛典に処することは内閣の威信にも関し不可然とのことに一致いたし候間誠に不得止義と奉存候。早速菊池氏へは福原局長より右之趣電報為致置申候。尚拙生より書面相送可申と存候」とあり、既に懲戒委員に問題が付されていることが知られる（前掲「岡田良平関係文書」、なおかなづかい等もこれに従った）。7月1日付桂首相宛平田東助書翰も「京都大学の方ハ昨日閣議後菊池ニ電報并ニ書面を發し決行之外無致方旨申遣候様子ニ御座候故、其上ハ委員之判決ニ任せ候外無之ト被存候」と伝える（前掲「桂太郎関係文書」平田東助書翰10-13）。

一方、事件の余波は文部省に、講演会について注意を促す処置を取らせるに至った。すなわち文部省は、27日付をもって中学生徒の演説会取り締まりを命ずる通牒を發したのに続き、岡村事件に鑑みては28日付で、今後各地方で催す教育会・自治講演会・各種講習会などの講演には、講演者の人選宜しきを得るため、大学教授については文部省または大学総長に人選を依頼すること、その他の名士を招聘するときもあらかじめ通知するように求める内牒を發した（『大阪朝日新聞』6月30日付）。7月2日付『大阪朝日新聞』は文部省の「言論干涉」を糾弾する社説を掲げ、7月8日付『京都日出新聞』はこの文部省内牒が京大教授連に憤激を巻き起こしている、と伝える。

岡村処分をめぐる政府内部の動きは7月に入って微妙な方向転換を遂げつつあった。7月4日付の桂首相宛小松原書翰は以下のとおり（前掲「桂太郎関係文書」小松原英太郎書翰29-7）。

謹啓 陳者昨日菊池総長二面会仕、彼ノ岡村教授懲戒一件御示シ之通相談置申候。菊池氏モ京都出發前当方ヨリノ電報受取、学長等ニハ其趣相伝、尚教授等ハ慎重之態度ヲ取り候様申置候由ニ御座候。教授連中モ本月一日教授会ヲ開キタル節、愈懲戒決定發表迄ハ一同沈黙慎重ノ態度ヲ取ルコトヲ申合候様御座

第3章 京都帝国大学の整備

候。左候而菊池氏ハ尚矢張、極端之懲罰御処分ニ不相成様希望致候。理由ハ若シ懲戒免官ト申事ニ相成候ハ、彼レカ政府当局者ヲ罵倒シタル不謹慎ノ言語ニ係リ懲罰セラリタリトハ思ハスシテ、彼レカ家族主義祖先崇拜ノ事ヲ批評シタル思想、即チ学問上ノ批評ニ対シテ斯ク嚴重処分セラレタルモノト一般ニ思料スヘク、其レカ為メ遂ニ家族主義祖先崇拜ニ向テ論鋒ヲ向ケ之ヲ論難攻撃スルニ至ルベク、之ト同時ニ諸新聞紙ハ政府攻撃ノ好材料ヲ得テ騒立候様之事有之候而ハ、政府ノ得策ニ有之間敷、又家族主義ノ為ニモ誠ニ遺憾ナレハ、懲戒免官ノ如キ過酷ノ処分無之様希望スルトノコトニ有之候。此ノ事ハ首相ニ御面会ノ機会有之候ハ、直接申上候ヘ共、拙生より申上置吳候様依頼有之候。因而此事ハ可成菊池氏首相ヘ御面会之節直接申上ラレ候方可然旨申置候間御含置被下度候。

右ハ今朝内閣ニ而申上置度奉存候処、其機會無之ニ付乍憚以書面申上候。

右ニ付尚熟考仕候処、岡村教授ノ懲戒ハ可相成罰俸位ニ止マリ候ハ、官吏服務紀律ヲ正ス上ニ於テ政府ノ威信モ相立、且大学ノ方モ無事ニ相治リ可申歟ト奉存候。

其内菊池氏参上可仕ト奉存候間、御含迄ニ右ノ状況申上置度如此ニ御座候。

草々敬具

七月四日夜認 英太郎

桂総理大臣殿閣下

猶々 教授連中ガ去一日集合之節緘黙謹慎ヲ守ルヘキ旨申合候事ハ至極穩当ノ態度ナリト賞讃仕置候事ニ御座候。

政府が寛典論へ傾斜し始めたことの背景として、菊池総長の懸命の努力があることもわかるが、それだけでなく、この種のイデオロギー的側面を持つ問題は、処理を誤ると政権の命取りになりかねない、という危惧もあったであろうことも疑いない。南北朝正閏問題が桂内閣を動揺させたのはこの年初めの第27議会のこと、7月にはようやく南朝正統論に立つ教科書改定が完了する段階になっていた。岡村講演の本旨である「家」制度批判も、いわゆる「家族国家」観の完成期に当たる明治末期において、すぐれてイデオロギー的な色彩を帯びざるを得ず、内閣としてその扱いに注意を払う必要があった

といえよう。なお書翰中、法科大学教授一同が謹慎を守っているという菊池の報告は必ずしも文字どおりには受け取れない。京大での卒業式に続き、7月16日には京大法科教官が講師を務める京都法政大学(のちの立命館)の卒業式が行われたが、17日付『京都日出新聞』は、勝本勘三郎が式場で演説に立ち、「ドエライ大気焰」で教育問題を論じ文部省の無策を罵倒したことを伝えている。

夏期休暇に入って間もない7月18日、岡村に対する同月17日付の処分が発表された。

本年六月四日岐阜県教育会ノ依頼ニ応シ其ノ主催セル講演会ニ臨ミ「親族ト家族」ト題スル講演ヲ為シ其ノ講演中ニ於テ政府当局者ニ対シ過激ニ渉ル言辞ヲ用キタルハ官吏ノ職務上ノ義務ニ違背セル不都合ノ行為ニ付文官懲戒令ニ依リ譴責ニ処ス

処分は軽い「譴責」であった。7月19日付『大阪毎日新聞』は「岡村博士を京都東三本木の邸に訪ふ、折しも博士は民法に関する著述に執筆中なりしが例の暗闇から牛を曳出したる如きヌーボー式の顔にて「さうか譴責か驚いたね」と多く語るを欲せざるものゝ如し」と伝え、さらに「記者は去つて某法科大学教授を訪ひその所感を叩きしに」、この某教授が滔々と処分の非を弁じている記事を掲載した。曰く「我輩は根本に於て近来政府の言論に対する圧迫の失当を鳴らさんとするよりも寧ろ之を憫笑に附せんとするものなり」、当路大臣を嘲罵したというのがその事実が疑問である上「仮に口が滑って馬鹿呼はりなしたるにもせよ之を以て直ちに懲戒処分に附すべきにあらず」、また演説そのものも教授たるの威厳信用を失墜させるものではなく「岡村君は何によりて譴責の処分を受けたるか実に解すべからず」、自分の聞くところでは当初文部省は懲戒委員会に持ち出して免官か罰俸に処して政府の威厳を示そうとしたが、懲戒委員会では「文部省の提議は排斥せられ或は否決せられんとする模様なるより已むを得ず文部省自身之を撤回し更めて大臣限りにて行ひたる譴責処分にて多少の面目を維持せんとしたもので」「果して然らば愈々文部省の失態なり」、岡村は大笑いしているだろう、等々。

第3章 京都帝国大学の整備

この新聞記事に飛び上がったのは菊池総長であった。菊池の反応は、以下の7月20日付の桂首相宛小松原書翰に明らかである(前掲「桂太郎関係文書」小松原英太郎書翰29-10)。なお書翰文中「別紙新聞切抜」とは、前掲「某法科教授」の談話記事である(ただし『東京日日新聞』7月19日付掲載のもの)。

拝啓 陳者昨日菊池総長来訪致シ、岡村教授ノ懲戒処分ニ付テハ総理大臣閣下及拙官え総長ヨリ只管穩便之处分ヲ希望シ教授一同謹慎ノ態度ヲ取居リ候旨申立、且穩便之御処置有之候上ハ大学改良上ニモ大ニ便宜ヲ得ル旨申述置候ニ不拘、御処置ノ済ムヤ否教授中ニ別紙新聞切抜之如キ不都合之言議ヲ為ス者有之候事、総長トシテ首相ニ対シ又文部大臣ニ対シ誠ニ相済マヌ又面目ナキコトナリトテ痛ク恐縮致シ辞表ヲ届出、総理大臣閣下ヘハ拙官より宜敷申上吳トノ旨被申出候。因而一人ノ教授此ノ如キ者有之候トテ、他一般之教授謹慎致シ将来大ニ注意イタシ、又総長ニ於テ而将来改善ノ道ヲ講セラレ候ハ、可然、今辞表ヲ提出セラルルニ不及旨懇篤談示仕候处、兎ニ角首相ヘ対シ不相済ニ付申出ノ趣首相ニ申上、且辞表届出吳トノコトニ有之候間、斯ク責任ヲ重ンジ是非首相一應辞表ト共ニ総長申出ノ趣申上吳トノ誠意ヲ諒シ、一應申上候上ニ而返戻スヘシト申置、辞表ハ預置申候。何レ明日閣議之節、親敷申上候心得ニ御座候ヘ共、不取敢前陳之次第申上置候。何卒御了承置被下度候。草々敬具

七月廿日 英太郎

桂総理大臣殿閣下

岡村処分につき、7月20日付『大阪朝日新聞』社説は「政府が普通の刀筆吏と大学教授との間に何等の差別を設けずして、堂々たる大学教授に加ふるに普通俗吏輩の為に設くるの罰を以てせしは、決して大なる手柄とは言ふべからず」とし、『教育時論』946号(7月25日)「時事寓感」欄は「博士の言論中、政府当局者の嫌忌に触れたるは其学説にありて、罵詈の如きは、それに比すれば一些事たるも、政府は堂々として、其主要点に就いて論告すること能はず、隱忍して一些事を捕へ、以て一の罪過を論ずるが如きありとせんか」と、政府のとった手段の「姑息」を批判した。事件は「学問の自由」保障の本質に関わる性格を持ちながら、その本質を露呈させないままに決着、大学内部の緊張を高める結果となったといえよう。

第2節 菊池大麓総長から久原躬弦総長へ

事件直後に辞表を提出した菊池であったが、結局慰留されて撤回したことは前掲書翰文面にあるとおりであろう。菊池総長が退任したのは翌明治45(1912)年5月8日、枢密顧問官に任ぜられたためであった。同日、理工科大学長久原躬弦が総長事務取扱を命ぜられ、同月13日には総長に就任した(教授兼任)。初めての学内教授からの総長任命である。『京都大学概覧』(1947年)は「総長が初めて学内から選任された事情に就ては文部省と菊池前総長との間に如何なる協議が遂げられていたか明らかでない」(116頁)と記しているが、この経緯の詳細はやはり不明である。

第3節 澤柳事件

あまりにも有名な澤柳事件について、しかし京大内部には拠るべき史料はほとんど存在しない。例えば評議会議事録や法科大学教授会議事録にはこの事件に関する記述は一切存在しない(対応協議はすべて非公式の「協議会」等においてなされた)。他方、日本の大学史上に残るこの事件についてその検討を試みたいいくつかのすぐれた研究があり、とりわけ松尾尊允「沢柳事件始末」(『京都橘女子大学研究紀要』21号、1994年)はその水準を飛躍的に高めた業績である。以下ではこれらの先行研究を基礎としつつ、できる限り事実在即し事件の経過を明らかとしたい。

第1項 澤柳総長の就任

久原躬弦の総長在任は結局1年足らずであったが、元来久原は純然たる学究肌で、研究専念の希望が強く学内行政への意欲はあまりなかったようである。大正2(1913)年3月12日付『東京朝日新聞』は、久原総長は教授学生間に威望を失っており、ことに事務官の松永武雄を更迭した措置は反発を招いている、という。5月9日免官後、5月15日付『大阪毎日新聞』紙上で久原が、今回の総長更迭は東大その他の総長異動があるのを幸い、自分が平生希望するとおり純粹の教授の地位に復したい旨を申し出たもので「漸く初志を貫徹し得たる次第にて窃に欣喜に堪へざる所なり」と語っているのは本心であらう。

5月9日の総長更迭は京大だけでなく、東京・九州・東北と合わせ4帝大一斉に発令されたものであった。その焦点は東大である。京大で菊池が枢密

顧問官に任ぜられると直ちに総長を辞し久原総長就任が実現したのに対し、東大では浜尾新総長が明治44(1911)年8月に枢密顧問官に任ぜられたが、後任人選が難航、浜尾が翌大正元(1912)年8月まで総長兼務、さらに理科大学長桜井錠二が事務取扱を務め大正2年5月に及んでいた。しかも人選に加え総長公選論提起が問題を複雑にしていた。その詳細は不明だが、大正2(1913)年8月25日刊『教育時論』1021号「時事彙報」欄には、第2次西園寺公望内閣の文相長谷場純孝が「総長選任に就ては、吾輩が文部大臣たりし際に、大体大学評議員会の選挙権を認め、文部大臣と評議員会との合議に俟つ可き成案を得て、内閣に提出したので有るが、不幸増師案の為に内閣の顛覆となつて、遂に闇から闇へ葬られて終つた」と回顧している記事がある。いずれにせよ東大後任総長が未定のまま2年に及ぼうとする状況は早急に解消する必要があり、これは政局激動を経て大正2年2月20日に成立した山本権兵衛内閣の奥田義人文相の最初の課題の1つであった。3月1日付『大阪朝日新聞』は「大学総長問題と直接関連したる東京帝国大学官制改正案は第二次西園寺内閣の制度整理局に提出せられたるも決定を見るに至らずして同局は廃止の運命に遭遇し、柴田前文相に及びたるも総長は依然として決定せず、今次の山本内閣となりたれば此の際奥田文相は同問題の解決に当らざるべからず、大学教授多数の意見としては教授を以て総長たらしむべしとの説最も有力なる模様なれば結局官制改正案を再び持ち出すに至るべし」と伝えた。

5月9日の総長更迭は、九大総長山川健次郎を東大総長に転任させ、九大総長に文部省実業学務局長の真野文二を任命、そして東北大総長澤柳政太郎を京大総長に転任させ、東北大総長に広島高等師範学校長北条時敬を任命したものである。この文政刷新は新聞等においても概ね好評であり文相の手腕が讃えられたが、しかし伝えられていたような総長選任手続きの改正は行われなかった。京大でも澤柳就任につき事前に学内に打診された形跡はなく、岡田総長退任時の経緯をふまえて見れば、再び文部省からの天下り的人事発令であり、学内総長選任からの後退である。新任総長と教授陣との衝突の

第3章 京都帝国大学の整備

芽は、既に文部省の発令そのもののうちに胚胎していたといえる。

5月18日澤柳は京都に到着、20日午後2時から文科大学大講堂において各分科大学長以下教授一同との対面式に臨んだ。新総長の挨拶が終わるや否や、法科大学長仁保亀松、法科教授雄本朗造、法科教授勝本勘三郎らが次々と質問を浴びせかけた。文科教授坂口昂の日記にはその様子が次のように記されている(坂口昂吉所蔵「鉄史斎日記」、以下「坂口日記」と略記)。

澤柳総長就任挨拶あり、醇々研究と授業との別を説く、仁保教授乃ち具体的興学案を求む、総長巧に之をさく、雄本教授は大学と行政官府との別ありやと問ふ、総長無学にしてこれを知らずと雖も別あらむと答ふ、勝本教授は精神に於て総長は教授と平等の位置に下りて始めて和衷協同しえむ、多数の意向を重んぜよと勸言す、総長その精神を諒し、但し学に多数なればとて真理にあらずとて制限を附す、これにて終る、や、物々しかりき。

5月29日、澤柳総長の下で初めて開かれた評議会では、通則を改正し入学者「保証人」規定を全廃することが決定された。入学者保証人制度は明治38(1905)年に廃止し菊池総長時代の明治41(1908)年に復活していたものであるが、いやくも大学生たる以上は相当の人格を有し紳士として行動すべきものであり、かかる制度はその主義に反する、という新任総長の発議により、その第一着として全廃されたという(『教育時論』1015号、大正2年6月25日、「時事彙報」欄)。

学生の德育重視を唱えたかつての岡田総長と異なり、澤柳は、我が国の学術水準がなお極めて低いという現状認識の下に、何よりも大学の研究機能強化を重視する。大学改善の方途として、この時期の澤柳は大局的に、①東北・九州両帝大の完成を期すこと、②大学の経費を増すこと、③教授に研究業績を要求すること、④教授任命は研究成績に重きを置くことを明確にすること、を構想していた(澤柳禮次郎『吾父 澤柳政太郎』1937年、141頁)。

大正2(1913)年7月刊『太陽』(19巻10号)には「大学教授論」として澤柳と3名の京大教授、文科大学長松本文三郎・文科教授桑木厳翼・法科教授勝本勘三郎の論説が掲載されている。澤柳と勝本の論説が注目される。

澤柳は、現在の日本社会において大学教授は相応の権威を有していない、として次のように論ずる。「大学教授の本質は何であるかと云へば、先づ第一流の学者でなければならぬ」、欧米の学者が社会に大なる権威を有する所以は、著述をなした間断なく論文を出し、常に社会の先頭に立っていることにある、日本では大学教授の評価を学生の教授面にのみ置いているが、いかに学生の評判が良くても不十分で「大学教授は、絶えず研究を為しつゝある学者…(中略)…、其の専門とする学問を代表する所の人物でなければならぬ」、教育者として人格の高いことはもちろん第一の資格であるが、心術の善悪は判断が困難であり、しかし学問を楽しむことは人格の高さを示す肝要の点であるから、畢竟大学教授の資格は第一流の学者であることに尽きるのである、具体的施策として、大学教授の物質的な待遇改善と停年制導入が必要である、かつて第一流の学者であっても時勢の進歩により第二流に下り、また少壮時代に大なる研究を為し学界に貢献した者も老年に至り新研究に従事する元気の消失することがある、これらは須らく高踏勇退すべきであろう、と。

勝本が中心主題として論ずるのは大学総長選任方法である。すなわち、総長は学徳ともに優れかつ実務的手腕を備えた人でなければならぬが、すべてを兼ねた人物を得るのが容易でないとすれば、大学の性質上、学識徳望に重きを置くべきであり「願はくは総長は学内或る定まりたる数の宿儒大家の内より教授全体の選挙によりて補職すると云ふことにしたい…(中略)…尚ほ更に附け加へたいのは、我輩が総長を学内より選び出すといふのは、一面には従来所謂官僚派の専擅を避けたひ為めでもあるから、外からの場合は勿論、学内にて選挙した場合でも…(中略)…総長は評議会と共に相謀て事を決し其執行の任に当り輕微なる日常事の外は専擅の処置をすることの出来ぬようにしたい」と。

さらに翌8月の『太陽』(19巻11号)では法科大学長仁保亀松が「大学改善論の一端」を論じた。「先般澤柳新総長が就任の挨拶をせられたる時に当り、潜越を顧みず、大学経営の方針に関して、新総長の高見を質したるも、多少

第3章 京都帝国大学の整備

自己が確信する所ありたるがためにして、敢へて漫然質問を試みたるに非ず」、その確信とは、帝国大学は「広く精神的自由の養成所、擁護所又其の避難所」たるべし、ということである、現時わが国に「専制主義が、陰に陽に其の勢力を挽回し、学問自由の原則の如きも、往々にして圧迫せられむとするは、識者の斉しく慨歎措く能はざる所」、この専制主義の跋扈跳梁を排し、精神的自由を振興し擁護することこそが帝国大学の使命であると信ずる、またその目的を達する手段として「大学自治の必要を生ずるは、更に疑を要せざる所たる可し…(中略)…当局者若し我が帝国大学は官立なるがゆゑに自治を許さずとすれば、余は其の誤解を憐むと共に、帝国大学が官立たる不幸を悲まざるを得ず」と。

勝本も仁保も、一方では大学の新陳代謝のための教授停年制の必要を、ただしその前提として恩給改善を条件として論じてもいるが、彼らの主たる関心が大学自治の確立に向けられ続けていることは紛れもない。

大学自治に関する澤柳の見解を、前後の時期の著作から補足しておこう。明治42(1909)年刊の『退耕録』に次のようにいう。今日なお「学問の独立」を鞏固にする必要を説く者があるがこれは間違いである、「何故ならば今日は学問は已に独立をして居るのである…(中略)…大学の如きは学問の研究上殆ど為政者の牽制を受けたことは無からうと思ふ」、「大学の独立」とは元来何を意味しているのか、「文部大臣の監督を離れるのが大学の独立であらうか…(中略)…大学職員の任免は大学自身に於て之を行ふやうにすることが大学の独立であるか」、しかし「我国の学制に於ては大学に対して大なる自治を許して居るのである。自分の如きは或は文部大臣に猶少く大学に干渉することがあつてもよいかと思ふ位である。今日大学の独立といふことを議論する必要は毫もないと思ふ」と。大正4(1915)年刊の『随感随想』に次のようにいう。わが国に不十分なのは学問の独立ではなく「学者の独立」である、圧迫もないのに政権に対し頗る臆病なのは学者の通弊であり、また世間から独立できず俗論に左右され、自己の見解に確信なく他の学者の意見からも独立できない、要するに独立を害しているのは外から来る暴力ではなく学者自

ら膝を屈することである、と(『澤柳政太郎全集』第10巻、1980年、78-80頁、247-249頁)。

澤柳と法科大学兩教授との、大学運営に関する理解と現状認識の隔たりは大きい。潜在的な対立状況が存在するなかで澤柳は、大学教授が「第一流の学者」たらずるべからざることを示すための大学「改良」に着手した。その企図を前もって知らされた菊池大麓は澤柳に、「非常の御決心と感服の外無之候」と書き送ったのであった(前掲『吾父 澤柳政太郎』142頁)。

第2項 事件の展開

大正2(1913)年7月12日、澤柳総長は、天谷千松(医科)、吉田彦六郎、横堀治三郎、三輪恒一郎、村岡範為、吉川亀次郎(以上、理工科)、谷本富(文科)の計7教授に辞表を提出させた。その意図について、澤柳は7月14日付の牧野伸顕宛書翰で次のように明確に述べている(国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕関係文書」、澤柳政太郎書翰469-10)。

拝啓 愈御清祥奉賀候時下国政多事御苦心之段拝察仕候、さて大学内一層生新の元気を振起することは独り学界の為のみならず国家の為に一大急務と存、今回多少の決心と且幾多の苦心とを以、大学七教授に対し高踏勇退を懇談候処何れも小子の苦衷を諒とし呉、潔く退職することに相成候、小子は此一事独り京都大学に止らず他に対しても一服の刺戟剤一服の清涼剤たらんことを窃ニ祈居候、昨年来大学内積弊ニ関し御心配之次第も有之右申上尚此間ニ於ける小子苦心御憐察をも得度と存候、右迄

免官にはなお不明な点も残る。第1は文部省の関与の有無である。5、6月頃、山本内閣の行財政整理により文部省でも本省整理を実行したが、その一環として帝大教授淘汰も行われるであろう、という報道があった。7月16日付『京都日出新聞』の奥田文相談話は、7教授免官は経費節減と無関係であり、要は学問・人格において「大学教授として不適任のものを免職」したのだと明言、「元来京都大学は其創立當時に於て其人選を充分にする違もな

第3章 京都帝国大学の整備

く彼等此等より採用したので比較的多く不適任者を有して居る」という⁽³⁾。7月20日付『京都日出新聞』は、久原総長時代にも文部省から淘汰の内命があったが、久原は到底断行できずとして総長を辞したと伝え、7月22日付『大阪毎日新聞』は、覬首は小松原文相時代に福原録二郎次官が主として考案したものという。このほか、淘汰は東大にも内命があったし今後東大その他の帝大にも及ぶであろうという報道もあるが、いずれにも確定的な史料はない。

不明な点の第2は7名選別の事情である。まず免官予定者は本来ほかにもいたが実行に至らなかった、という報道がある。7月22日付『大阪毎日新聞』、8月2日付『京都日出新聞』等は、法科大学の井上密と千賀鶴太郎は免官予定者だったが、井上は京都市長に就任し既に休職、千賀は仁保学長の強硬な抗議により沙汰止みとなったもので、法科にはこのほかにも免官予定者はいたという。松尾前掲論文は田島錦治が免官予定者であった可能性に言及している。さらに現実には免官となった7教授の選別規準が不明である。7名のうち村岡は当時59歳で全学でも最年長であるが、谷本、吉川、横堀は40代であり、単純に年齢を規準としたのではない。澤柳が研究業績を重視していたのは既述のとおりだが、理工科各教授の発表論文数をも調査した福西信幸は、結局、免官者人選規準は不明確であり「何らかの事由を有する切りやすい人を選んだというご都合主義的な性格」を持っていたと指摘する(福西信幸「澤柳事件と大学自治」『講座 日本教育史』第3巻、1984年)。

免官者中、注目されるのは文科大学の谷本富である。谷本の担当講座「教育学教授法」は、澤柳がその学問上の優劣の判断に絶対の自信を持つ分野だからである。文科教授坂口昂の日記に7月12日の様子はこう記述されている。

午前登学、教官室にて谷本教授は居合はせたる余等三四者に本日辞表を提出すべしと告ぐ、一同驚く、午後四時かねて昨日学長の回示せしが如く総長は教授一同を集め、今回谷本教授の勇退を告げらる、…(中略)…総長の告示後に谷本教授は勇退の事情を述べらる、而して前記陳述の際、総長は(一)留学生必ず

しも帰朝後直ちに教授に任ぜず、(二)教授任命後一年にして必ずしも博士に推薦せず、いづれも實力によりて決すべしとの意見をも発表せり

7月16日午前に開かれた文科大学教授会には総長が臨席し、教育学講座の後任に小西重直を推薦、4時間半に及ぶ討議の末これを内定した。「此日新総長の推薦の態度極めて強硬」で、「前任者の学力に対して「劣等中の劣等」^(ママ)「雲泥の差」等の激語あり、流石の教授会もその勢に避易し、十分意見を発する能はず」という様子、坂口は「教授会の独立と、総長の位置のために、事を円満に決せんが為」議決に先だち総長の教授会退席を求めたが、不必要であると一蹴され、そのまま議決に至った(以上「坂口日記」)。まさに教官人事権の掌握者が自分であることを誇示するがごとき総長の態度である。

総長の専断に対決する意思を固めたのが法科大学であった。7教授免官の報を受け13日の卒業式後に協議会を開催、「教授ノ出处進退ニ関シ延イテ学問ノ独立自由、大学ノ消長ニ及ヒ其ノ繫ル所極メテ重大ナルヲ以テ之ヲ不問ニ付コトヲ得ス、殊ニ総長カ教授ノ品位ヲ尊敬セスシテ之ヲ遇スルニ其ノ道ヲ以テセス一般吏僚ニ対スルト同一ノ待遇ヲ加フルハ甚タシキ失当ノ挙措ナルヲ以テ、即時ニ教授ノ任免ハ予メ教授会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ストノ議ヲ決シ」、仁保学長より口頭で総長に抗議を申述した(「大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顛末」『京都法学会雑誌』9巻1号、以下「顛末」と略記)。

しかし「総長澤柳氏ハ余等ノ意見ヲ容ルルニ頗ル難色アリ、明答ヲ与ヘサリキ」との学長の報告に接すると、23日の協議会は「意見書」を作成し、教授・助教授全員の連署をもってこれを総長に提出することに決した。文面は以下のとおり(「顛末」)。

教授ノ任免ハ大学ノ消長ノ関スル所ニシテ之ヲ決スルコト慎重ナラサルヘカラス世局ノ進退ニ随ヒ新陳代謝スルハ固ヨリ事理ノ当然ニ属スト雖モ予メ適宜ノ方法ヲ設ケス当局者擅ニ之ヲ断行スルトキハ其関係ノ及フ所小ナリトセス偶七教授罷免ノ件アルニ遭ヒ某等カ大学ノ将来ニ就テ考量スル所頗ル切ナリ窃ニ思フニ教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ得サルヘカラス今左ニ其理由ヲ開列セン

第3章 京都帝国大学の整備

一、学問ノ進歩ハ学者カ各専心一意其学問ノ研究ニ従事スルニ在リ然ルニ若シ
総長随意ニ教授ヲ任免セハ教授ノ地位安固ナルコトヲ得ス之カ為メニカヲ学
問ニ致スノ愚ナルヲ思ヒ学者タラントスル者漸ク少ク當ニ将来俊才ヲ聘スル
コト能ハサルノミナラス現ニ教授ノ職ニ在ル者モ有為ノ人ハ其地位ニ慊ラス
去テ職ヲ他ニ求ムルニ至ラン

二、学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タサルヘカラス故ニ大学ヲシテ真ニ学問ノ
淵藪タラシメント欲セハ教授ヲシテ官權ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシ
ムルコトヲ必要トス若シ教授会カ教授ノ任免ト没交渉ナラシカ学問ノ独立ハ
遂ニ之ヲ保ツヘカラス或ハ官權ノ干渉アリ或ハ俗論ノ圧迫アルモ亦如何トモ
スヘカラサルニ至ラン

三、学者ノ能力ト人物トハ一ニ其学識ノ優劣ト其研究心ノ厚薄トニ見テ之ヲ判
定セサルヘカラス是レ同僚タル学者ヲ待テ始メテ為スコトヲ得ルモノトス若
シ総長カ僅ニ表見ノ事実若クハ世上ノ風評等ニ依リ教授ノ価値ヲ判定シ其地
位ヲ左右スルカ如キコトアラハ独リ其判定ノ不当ナルノミナラス教授ノ価値
下リテ尋常行政官ト扱フ所ナカラン

四、総長ト教授トハ均シク大学ヲ構成スル一機関トシテ互ニ協力シ以テ大学ノ
共同利益ヲ図ラサルヘカラス名目ヲ職權ニ籍リ随意ニ教授ヲ任免スルハ専ラ
政府ノ代表者トシテ教授ニ臨ムモノニシテ徒ニ其間ノ懸隔ヲ設クルノミ総長
ノ職分ヲ完ウスル所以ニ非ス

五、従来教授ヲ任命スルニハ教授会ニ於テ査覈詮考シテ之ヲ推薦スルヲ例トシ
既ニ一箇ノ不文法タルノ觀アリ蓋シ是レ学科ノ配当ト適任者ノ選択トヲ行フ
ニ最良ノ方法タレハナリ然ラハ総長カ教授ノ黜免ニ関シテ教授会ノ意見ヲ重
ンスルハ其任命ト相応シテ公平事ヲ処スル旨ヲ貫クモノト謂フヘシ

六、総長ノ専斷ヲ以テ教授ヲ進退スルトキハ教授ノ地位自ラ輕視セラレ之ヲ内
ニシテハ学生ノ精神上ノ感化ニ影響シ之ヲ外ニシテハ社会ノ学問ニ対スル敬
意ヲ薄カラシム此ノ如キハ学問ノ權威ヲ立ツルノ道ニ非ス

以上ノ理由ニ依リ教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ得ヘキモノトス或ハ教授会カ情
実ニ拘ルノ恐アルコトヲ言フ者アランモ公平無私ヲ標榜スル教授会ハ斷シテ然
ラサルコトヲ信ス若シ教授会カ情実ニ拘ルノ嫌アリトセハ総長モ亦情実ニ拘ル
コトナキヲ保セス而シテ総長カ情実ヲ用キルノ弊ハ之ヲ教授会ニ比スレハ更ニ

大ナルモノアリ要スルニ某等ノ意見ヲ否認スヘキ理由ハ一モ之アルコトナシ

7月26日文科大学教授会では「法科より『凡そ教授任免は先づ教授会の同意を経ざるべからず』との稍強硬なる意見書を廻附し文科諸教授の同意調印を望むに」その対応を協議、内田銀蔵と坂口の2名は賛成を表したが、多数は「文意強硬に失す」等と反対、学長はその旨を法科大学に返事することに決した(「坂口日記」)。

8月2日、仁保学長、織田・勝本教授の3名は総長室を訪ね前記意見書を提出、夏期休暇後の回答を求めた。8月5日、7教授の免官は発令された。

これより先7月29日付『大阪毎日新聞』の記事「七教授誠首余聞」は、「近来文部省内に東大法科を拡張して…(中略)…同時に京大法科を廃して全国の法科志望者を悉く東大に集中せしめんと議」があり、理由は「畢竟京大法科の教授連が常に政府者及び学界の元老等が注文する通りに従順ならざるを忌むものにあらざるなきか」と伝え、さらに以下のような注目すべき内容を伝えている。

此程京大法科学長仁保法学博士が奥田文相と会談したる時博士は大学のことは成べく大学自ら処置するが宜しかるべしと述べたるに対し文相は「大学の自治などは」と冷笑したる由なるが、京都帝国大学殊に其法科における自治主義は著しき事実にして同分科学長が従来就職順を以て二年交代に行ひ来り…(中略)…表面の形式は任命の辞令に依ると雖も内実は何処までも教授相互の申合せによりて進退しつゝあるは公然の秘密…(中略)…、而して大学自治の主義は常に総長互選論によりて明かに主張せられ遠くは岡田良平氏失脚の当時各分科大学教授は自ら教授の中より総長を選挙し然る後文部省に申達して補任の形式だけを履まんことを希望し併て久原博士を以て岡田氏の後を襲ひ総長たらしむることに内定し陳情委員を東上せしめたるに引違ひに菊池男の着任となり遂に其儘となりし事は茲に学内の秘密として今日に至るまで闇黒の裡に葬られれるものなり、又昨年久原理学博士の総長時代に仁保博士は大学評議員会席上において総長は宜しく教授間の互選によりて就職するの方針に出でざるべからずと論じたることあり、…(中略)…是等の論調より今回の誠首事件を観測するに法科よりは一人の被免者をも出さゝりしとはいへ澤柳氏が予め評議員会にも

第3章 京都帝国大学の整備

諮らず又分科教授会にも知らしめす一人々々を官邸に招き虱殺しに埒をあげたることは主義の上よりも甚だ不快の感を免れざるべく他の同僚を刎ねられたる分科よりも一層多大の注意を以て今後の成行を見んと欲するもの、少なからざるは蓋し当然の事なるべきか。

7教授免官に対する法科大学の敏感な反応を、これが大学自治の根幹に触れるからだと指摘するこの記事は、事態の本質を最も正確に突いた報道の1つであろう⁽⁴⁾。

9月15日、仁保らは総長に回答を求めたが、総長の言辭は巧みで「教授ノ任免ニ関シテ教授会ノ同意ヲ求ルヤ否ヤ明カナラス、且総長ノ答弁ニ関スル勝本氏及仁保氏ノ解釈互ニ相符合セサルモノ」がある状態であり、17日の法科協議会は文書による回答を求めることとし、また総長の希望により10月6日夜には総長を招いて協議会を開催した。総長は10月29日に以下の「答弁書」を送付した(「頤末」)。

大学教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ハ学制上ノ問題ニシテ若シ之ヲ可トスレハ各分科大学ニ適用スヘキハ勿論各帝国大学ニ通シテ之ヲ適用スヘキモノナリト認ム而シテ是レ素ヨリ現行ノ制ニアラサルナリ余ハ大学教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ニ極力反対セントスルモノニアラサレトモ左レハトテ今日斯ク改正スルコトノ必要ト利益トヲ認ムルニ躊躇スルモノナリ

意見書ニ列挙セラレタル六箇条ノ理由ハ曩キニ縷述シタルカ如ク教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ヲ支持スルノ理由タラサルヲ信ス

既ニ学制上ノ一般論タリトナス以上現制ノ下ニ於テ暫ク機宜ノ措置トシテ同意スヘシト云フハ解スヘカラス仮令機宜ノ措置トシテモ現制ノ下ニ於テハ教授ノ任免ニ関シテ予メ教授会ノ同意ヲ經ル手續ヲ執ルハ不穩当ノコトト信ス但シ教授ノ任免ハ最も慎重ニシテ苟モ其当ヲ得サルカ如キコトナキヲ期スルハ論ヲ待タス

大学教授ハ素ヨリ第一流ノ学者タルヘク而モ常ニ孜々トシテ學術ノ研究ト学生ノ教授トニ向ツテ全力ヲ尽クシ随ツテ常ニ進境ニアルモノタルヲ要ス苟モ此クナランカ其學問上ノ言議ハ時ノ為政者ノ主義ニ反スルモ亦時流ノ喜ハサル所ト

ナルモ為メニ其地位ヲ動スカ如キコト断シテアルヘカラス余不肖ナリト雖乏ヲ現職ニ承クル以上官権ノ干涉俗論ノ圧迫ニヨリ教授ノ異動ヲ見ルカ如キコト断シテコレナキヲ誓フ唯精神上身体上等ノ故障ニ由リ研究心漸ク衰ヘ努力モ亦學術ノ進歩ト副ハス學問上進境ヲ見ルナキニ至ランカ潔ク職ヲ退イテ後進ニ譲ランコト學問ノ為ニ大学ノ為ニ敢テ希望スル所ナリ

大学教授ニ重シトスル所ハ主トシテ學問ニ在リト云フト雖其品性行動ニ於テ大ニ議スヘキモノアランカ蓋シ大学教授タルノ資格ニ於テ欠クモノナリト信ス大学教授ノ信望權威ハ制度上其地位ノ保障アルニヨリテ保持セラルルモノニアラスシテ能ク第一流ノ學者タル実ニ存スト思惟ス若シ研究ヲ粗漫ニスルモノアルモ地位ノ保障アリテ之ヲ如何トモスル能ハサルカ如キコトアランカ却ツテ大学教授ノ權威信望ハ地ニ墜チン

大学教授ノ退職ヲ決スルニ其同僚ノ集團タル教授会ノ議ニ依ルハ何レノ国ニモ見サル所ニシテ不穩当ノ感ヲ禁スル能ハス

澤柳政太郎

総長と法科大学との対立が水面下で進行していたこの時期も、澤柳は学内運営に手腕を揮い続けていた。9月19日の評議会では「委託学生規程」制定が決定された。これは「官庁公共団体等ヨリ一箇年以上ヲ在学期限トシ修学科目ヲ定メテ学生ヲ委託セントスルトキハ入学ヲ許可」し(第1条)、「委託学生ノ聴講実習等ニ要スルノ費用ハ委託者ヨリ之ヲ本学ニ納付」させる(第5条)もので、「従来ノ選科生に比し、大に自由に、且便利なる制度にして、大学の拡張に一步を進めた」(『教育時論』1025号、10月5日、「時事彙報」欄)と評価された。

11月21日の評議会では、理工科大学の理科大学と工科大学への分離が可決された。理工科大学分離は、かつて菊池総長時代に提起された時に菊池が明確に反対していた(『京都日出新聞』明治41年9月9日付)ものだが、澤柳は理工科内部の要望を受け積極的にこれを推進したのである。

さて法科大学では11月7日に協議会を開き、さきの総長答弁書につき審議、以下の「総長ニ対スル弁駁書」を作成し12月10日に総長に提出した(「顛末」)。

某等曩ニ教授ノ罷免手續ニ関スル意見書ヲ提出シ且反覆趣旨ノ存スル所ヲ弁明

第3章 京都帝国大学の整備

シタルニ拘ラス閣下カ之ニ対シテ発セル答弁書ハ多クハ形式ニ涉リ巧ニ趣旨ノ在ル所ヲ避ケタルモノニシテ誠意ヲ欠クコト甚シ

某等ノ言フ所ハ固ヨリ一般抽象ノ論ナリト雖モ敢テ現制ノ改正ヲ企ツルニ非ス唯現制ノ運用ニ関シテ最モ穩当ノ方法ヲ得ント欲スルニ過キス教授会ノ推薦ニ依リテ教授ヲ任命スルノ一事既ニ現制運用上ノ慣例タルハ其大学カ最高学府トシテノ使命ヲ完ウスルカ為メ自ラ此ノ如クナラサルヲ得サルニ由ル然ラハ教授ノ罷免モ亦教授会ノ同意ヲ經テ行フヘキコトハ寧ロ当然ノ事ニ属シ毫モ其不穩当ナル所以ヲ見ス閣下認メテ不穩当トスルモ其理由ノ存スル所ヲ知ルコトヲ得ス且閣下ハ啻ニ罷免ニ際シテ教授会ノ意思ヲ重ンスルコトヲ欲セサルノミナラス任命ノ場合ニ於ケル慣習ヲモ破壊セスンハ已マサルノ意ナルカ如シ是ノ如キハ專横自ラ用キル者ノ為ス所ニシテ不穩当此ニ過クルハナシ某等閣下ノ為メニ之ヲ取ラス

某等ハ今直ニ教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ヲ設ケントスルニハ非ス新陳代謝ノ必要ハ意見書已ニ之ヲ言明セリ又新陳代謝ノ円満ニ行ハレンコトモ亦某等ノ希望シテ已マサル所ナリ唯其円満ニ行ハレンコトヲ欲スルカ故ニ教授罷免ノ必要アル場合ニハ総長單獨ノ意思ニ依ラスシテ教授会ノ同意ヲ經ンコトヲ欲スルノミ

教授ノ任免ニ関スル外国ノ事例ヲ考フルニ総長若クハ政府ノ專斷ニ依リテ行フノ例ハ一モ之アルコトナシ独逸諸国ニ於テハ教授ハ当該分科大学ノ推薦セル三名ノ候補者中ニ就キテ任命シ終身其分限ヲ保有セシムルカ故ニ罷免ニ関スル手續アルヲ見ス偶軫任ノ必要アルニ際シテモ亦専ラ教授会ノ意見ニ依リテ決スルノ旧例ト為レリ奥国ニ於テモ亦法律ノ明文ヲ以テ教授ノ任命カ当該分科大学ノ推薦ニ本ツクヘキコトヲ定メ罷免ニ関シテハ何等ノ規定ナキモ是レ其独逸諸国ト同一ノ保障存スルニ由ルモノニシテ要スルニ独逸二国ニ在リテハ教授ヲ罷免セサルヲ以テ主義トス仏国ニ於テモ亦其主義ヲ異ニスルコトナシト雖モ罷免ニ関スル条件ヲ明ニシ大学評議會ノ裁決ニ依ルニ非サレハ教授ハ其地位ヲ動カサルコトナキモノトセリ此等ノ事例ハ皆教授会ノ同意以上ノ保障ヲ与フルニ非サルハナシ若シ我國ニ於テモ此ノ如キ制度アラハ某等復何ヲカ言ハン唯現制ノ下ニ於テ其運用ノ最モ穩当ナルモノヲ求メハ教授会ノ意思ヲ重ンスルノ外豈他ノ方法アラシヤ

さらに翌12月11日、仁保学長、中島玉吉・小川郷太郎両教授は委員として上京、奥田文相に裁決を求める「上申書」を提出した(『顛末』)。

曩ニ澤柳政太郎氏ノ来リテ京都帝国大学総長ノ任ニ就クヤ未タ幾ナラス卒然トシテ七教授罷免ノ事アリ某等深ク教授任免ノ方法カ大学ノ消長ニ関スルコト大ナルヲ思ヒ意見ヲ具シテ其反省ヲ求メタルニ総長ハ親シク某等ト会談シタル後更ニ文書ヲ以テ其所見ヲ表示セリ某等之ヲ觀ルニ多クハ形式ニ涉リ巧ニ趣旨ノ在ル所ヲ避ケ誠意ヲ欠ケルコト甚シキモノアリ仍テ某等ハ直ニ其妄ヲ弁スルト同時ニ再ヒ交渉ヲ重ヌルノ無用ナルヲ認メ敢テ交渉文書ノ謄本ヲ添ヘ閣下ノ公明ナル裁決ニ訴フルコトトセリ相互ノ間意思ノ間隙ヲ生シ上局ヲ煩ハスニ至レルハ某等大ニ以テ憾ト為スト雖モ亦實ニ已ムコトヲ得サルニ出ツ希クハ閣下某等ノ微衷ノ存スル所ヲ容レ将来ニ向テ適当ノ措置ヲ講セラレンコトヲ

法科大学と総長の対立、法科教授の東上等は新聞各紙の報ずるところとなった。法科大学では、翌大正3(1914)年1月1日刊行の『京都法学会雑誌』に「交渉顛末」を掲載して経過を公表することにしたほか、既に世上様々な憶測が流れているため、12月24日午後6時より記者会見を行って経過説明を行った。

年が明け大正3年1月、法科大学は澤柳帰任を待って総長との交渉を再開した。1月12日の交渉を経て、13日に至り総長は交渉委員の田島錦治、戸田海市、市村光恵3教授に、「総長ト教授会トハ互ニ相信頼シ共同一致京都大学ノ発展ニ尽力センコトヲ期ス、從テ教授ノ任免ニ関スル教授会ノ意見ヲ尊重スルハ論ヲ俟タス」という覚書を交付した。覚書交付に当たり総長は、末文が「教授ノ任免ニ就テハ教授会ノ同意ヲ經サルヘカラス」という法科の主張と同意義であることを「言明」したという(『京都法学会雑誌』9巻2号「大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決」、以下「経過及解決」と略記)。法科はこれにより総長が教授側の意見を完全に受容したものとして「問題解決」を發表した(『京都日出新聞』1月14日付)。

ところが翌14日午前総長は仁保学長を呼び、そのような言明はしていないと否定した。14日午後6時より協議会に総長の出席を求め、前記3委員と総

第3章 京都帝国大学の整備

長の対談を一同が聴取したところ、総長は言明を否定し、3委員は確かに言明を聴いたと断言した。総長退席後、教授一同は「総長が屢々言を左右にし誠意を欠くこと愈甚しきを確認し斯の如き総長の下に教職を執るをいさぎよしとせず」総辞職に決した(『京都日出新聞』1月15日付)。同夜10時、織田萬、千賀鶴太郎、田島錦治、仁保亀松、岡村司、勝本勘三郎、毛戸勝元、跡部定次郎、末広重雄、戸田海市、中島玉吉、石坂音四郎、雉本朗造、市村光恵、佐藤丑次郎、小川郷太郎、佐々木惣一の教授17名、山本美越乃、山田正三の助教授2名、計19名が辞表を総長に提出した⁽⁵⁾。

15日、新聞報道を見た坂口が隣宅の佐々木惣一を訪い真偽を問うと、佐々木は「昨日急転直下遂に破裂し昨夜総辞職せり」と語った(「坂口日記」)。

第3項 奥田文相の裁定

1月14日夜法科一同の辞表を受け取った澤柳は自分も辞表を書き、15日午前0時に京都発の列車に乗り東上した。その際、澤柳は自ら「顛末書」を認め石川事務官より各分科大学長に通知させた。これによる澤柳の側から見た12日から14日までの経過は大要次のとおりである(『京都日出新聞』1月16日付、ほか各紙参照)。12日「最後の決答」を求め総長室に来た仁保学長らに澤柳は、法科の主張は「教授の任免は必ず当該分科大学教授会に諮ふべきこと、教授の任免に関する教授会の決議は総長の高等官進退具状に対し拘束力を有すること」の2点に帰着することを確認、そして12日午後4時半より法科協議会に出席した澤柳は、前記法科意見とこれに対する自己の意見「現行制度の下にありては法科大学教授の意見に同意するは不穏当ならんと思考す、然れ共文部大臣に於て其同意は現行制度の下に於て不穏当にあらずと裁決せらるれば敢て同意を表せんとす、先づ文部大臣の裁決を請ふ」、とを覚書にしたものを朗読した、12日午後8時頃官舎へ来訪した田島、戸田、市村3教授は、法科意見を「教授の任免に就ては総長は必ず当該分科大学教授会の同意を経べきこと、従て教授会の意見は総長を拘束すること、右は現行制

度運用上毫も差支なく且最も適当なりと認む」と記載ありたしと述べ、文相裁決を乞はず直ちに以上の意見に同意せんことを求めた、しかしさらに懇談を遂げた結果、相互協力の必要については意見が一致し局面一転、「総長と教授会とは相信頼し共同一致京都帝国大学の発展に尽力せんことを期す、従て教授の任免に就きても以上の方針に遵由すること」という覚書がまとまり、3教授は全体の意向を問うとして午後11時退去した、13日午前9時来訪した3教授は、覚書後半を「従て教授の任免は教授会の同意を経べしとの意見に同意す」と修正することを求めたが、澤柳はこれには同意できないと答え、熟談数刻の末、さらに修正したものが公表された覚書になった、しかしその解釈は食い違っており、14日の法科協議会では解釈の相違を述べて退席した、と。

15日午後、法科大学は法科第8教室に、各分科大学長・教授・助教授の参集を求め、総辞職に至った経過を報告、告別の辞を述べ教官一同退場した。残された各分科大学教官は、いったんそれぞれ各分科大学に分かれ善後策を協議した。その結論は、文科が「大学の大局に鑑み今回は法科大学教授助教授諸氏の執りたる主義及び行動を是認す」、医科は「一、法科の意見を是認す、一、法科の行動を是認す」、理工科は「法科の意見は之を認容せられんことを文相に要望すること」であった(「坂口日記」1月15日条)。

翌16日午前9時より尊攘堂において、各分科大学より委員を出して協議会が開催された。委員は、医科が荒木寅三郎学長、中西亀太郎、森島庫太両教授、理工科が難波正学長、大藤高彦、新城新蔵両教授、文科が松本文三郎学長、藤代輔輔、狩野直喜両教授である(『京都日出新聞』17日付)。新聞報道はどれもその結論をまったく不明と伝えているが、坂口の日記によると、同日午後、文科相談会で報告された諸分科委員会の結論は、次の要点を総長を経て大臣宛に提出するということであった(「坂口日記」1月16日条)。

一、教授の任免に関しては其都度総長と教授会と合議の上その意見の一致によりて具状すること

一、法科教官を留任せしむること

第3章 京都帝国大学の整備

坂口は「合議の上の文字を以て昨年七月中旬谷本氏後任選出会議における先例に鑑み実用せられんことをおそれ、断然削除を主張」して容れられた。この修正案をもって文科委員は再び他分科との交渉会に臨み、同夜これが全会一致で承認され書面が発送された(『坂口日記』1月16日条)。

さて法科学生たちは15日朝、教室の周囲や芝の上に寄り集まり協議をこらし始める姿が見られた(『京都日出新聞』16日付)。午前10時、仁保学長は学生総代と面談して顛末を説明、学生の自重を促したが、午後3時から第1教室に学生大会を開催、「吾人京都法科大学学生は誓て教官の留任を期す」と決議し、東上委員11名が選出されただちに出発した(『所謂京大法科事件に於て採れる吾人法科学生の行動に就きて』『学友会誌』9号、大正3年)。法科卒業生も15日午後5時法科教員会議室に19名が集まり対応を協議、16日に2名が委員として文相に陳情のため東上した(『京都日出新聞』16・17日付)。

15日上京した澤柳は奥田文相に事態を報告、16日も朝から相談の結果、文相は仁保学長に上京を求める電報を発した。16日午後の協議会で法科大学は仁保のほか戸田、中島両教授を東上委員に選出、3名は同夜京都を発った。翌日東京に着いた仁保は旅館で往訪の記者に大要次のように語っている。総辞職の理由は大学自治権の要求と食言による総長不信任の2点である、自治問題について、昨年6月に奥田文相に面会したとき文相は大学自治に絶対反対を明言したことがある、よってわれわれは澤柳総長のみならず奥田文相とも大学自治をめぐり対決することになるであろう、と(『大阪朝日新聞』18日付ほか)。

17日、奥田文相は法科大学3教授と会見、また同日には法科学生、法科卒業生代表が文相に面会した。3教授は18日夜に帰洛、仁保は、会見は文相が顛末を聞き質したのみで何の意見の表明もなかったと語っている(『大阪朝日新聞』20日付)。一方奥田文相は18日午後6時、石川事務官宛に京大法科教員助教授一同の東上を求める電報を発し、同夜直ちに各自宅に通知された。19日午前、法科協議会を開催、文相会見の報告ののち一同東上の電命に対する対応を協議したが、全員の東上は困難で不要であると結論、数名の委員のみ

を東上させると返電した。しかし福原隼二郎文部次官は同日夜、なるべく全員の東上を希望する旨の電報を發し、20日午前の法科協議会は、文相に來京を求めそれが困難であれば東上する旨を返電、福原次官は議會開會中のため大臣は動けずやはり東上を希望する旨を回答、21日午前の法科協議会はついに一同東上に決し、病氣その他の理由による末広、岡村2教授を除き、17名が同日午後から夜にかけ相次いで出發した(『京都日出新聞』20~23日付)。

一方、澤柳は19日夜に京都に帰任していた。20日午後、尊攘堂に文・医・理工3分科大学諸教授の参集を求め、澤柳が経過報告を行ったが「その態度平生に似ず頗る丁重」であったという(『坂口日記』)。また久保田譲が澤柳に「御帰洛ハ機宜ノ御処置ト存候、已ニ破裂シタル以上成ルベク姑息手段ヲ避ケ公明ニ条理アル解決ヲ希望致候…(中略)…食言云々ノ鄙劣千万ノ俗言識者ハ齒牙ニモ懸ケ居ラズ候、今度御公開セラレタルモノモ賢兄ノ力量ノ試験場トモ可申、其点ヨリ見レバ大ニ愉快ニ存居候」と激励の書翰を送ったのはこの頃のことであろう(前掲『吾父 澤柳政太郎』143・144頁)。

法科大学学生たちは19、20日と学生大会を開き、「吾人京都法科大学学生は、教官の主張にして容れられざらんか、誓て教官各位と進退を共にせんことを期す」と決議、別に「意見書」を發表した(前掲「所謂京大法科事件に於て採れる吾人法科学士の行動に就きて」)。法科卒業生も19日に大阪で実行委員会を開き、21日には文相への陳情書提出を決定した。

一方、注目すべきは東大法科の行動であった。中堅・若手教授を中心に18日の教授協議会で京大法科支援を決定、21日に以下の希望事項を覚書にして文相に提出した(田中耕太郎『教育と權威』1949年、108頁)。

- 一、大学自治の精神を以て現行制度を改正すること
- 一、現行制度の下に於ても前項の精神に従ひこれを運用すること
- 一、京都法科大学事件も亦前記の趣旨に依り解決すること

覚書名義人は松波仁一郎、高橋作衛、山田三良、小野塚喜平次、高野岩三郎、寛克彦、立作太郎、山崎覺次郎、新渡戸稲造、川名兼四郎、河津暹、矢作栄蔵、仁井田益太郎、野村悖治、松本烝治、松岡均平、中田薫、春木一

第3章 京都帝国大学の整備

郎、上杉慎吉、牧野英一の20教授、吉野作造、三瀧信三、渡辺鉄造、高柳賢三の4助教授の計24名であった。東大法科の動きが解決に大きく寄与したことは疑いない。穂積陳重、富井政章の調停乗り出しはこの動きの中から生まれた。

1月22日、東京に到着した法科一同17名は、午後3時より文部省で穂積・富井両博士と会談、同6時より文相官邸で文相と会見、「双方ノ意思頗ル疎通シ大臣ノ意見カ實際ニ於テ余等ノ意見ト径庭ナキコトヲ知り稍解決ノ曙光ヲ見ルノ感」をなした(「経過及解決」、ただし23日と誤記している)。翌23日午前から文相官邸に法科17名が参会して協議、午後から穂積・富井が参加、さらに文相が臨席し事態は以下のように進展した(「経過及解決」)。

……大臣モ亦来臨シテ協議数刻ニ及ヒ遂ニ余等ノ意見ニ対シテ左ノ意思ヲ表明セリ

教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ

是レ余等ノ主張スル所ト全ク同義ニシテ従来迂餘曲折シテ為メニ紛糾シタル問題ハ此ノ如クニシテ平易ニ解決セラルルヲ見ルニ至レリ、其他ノ問題ニ至リテハ既ニ穂積富井両博士ノ調停アリ、余等ハ両博士カ万万余等ノ面目ヲ失ハシムルカ如キノ事ナカラシコトヲ確信シ又大臣ノ衷情ノ存スル所ヲ察シ一切ノ措置ヲ挙ケテ両博士及大臣ニ信頼スルコトトシ是ニ於テ一同留任スルコトト決セリ

翌24日午後6時より文相官邸において、東上した澤柳総長を加え、文相、両博士、法科一同と懇談、総長の同意も得て覚書を作成、午後11時仁保学長が問題解決を発表した(以下の文面は各紙報道に若干異動がある)。まず「吾等は穂積、富井両博士の親切なる調停を受け且つ大臣と懇談を遂げた結果相互の意思全く疎通したるを以て一切の措置に就ては大臣及両博士に信頼し一同留任することに決せり」と宣言、第1に「教官の任免に付総長が其の職権の運用上教授会と協定することは差支なく且つ妥当なり」ということを文相は承認する、第2に「其他一切の關係に就ては穂積、富井両博士と懇談の結果、吾等は両先生が必ず吾等をして面目を全うせしめらるゝ事を確信するに

より、両先生の尽力に信頼するに決せり」、というものである。

覚書中「教授会と協定するは」の「協定」の字句に論議があったが「同意を経る」と同義であることに出席者一同は一致した(『京都日出新聞』1月27日付)。覚書は奥田文相が自署し法科側に交付した(『大阪朝日新聞』2月12日付)。京大法科一同は25日夜、穂積・富井を主賓とし解決を祝福し合う東大法科一同との懇親会に出席、26日から28日にかけて順次帰洛の途についた。

しかしこの「解決」は人々を若干の当惑と混乱のうちに置き去りにしたようである。要するに発表された解決内容は、文相裁定が法科大学の主張を完全に是認しているのか否か、「其他一切の關係」とは何を意味するのか(新聞各紙は多く澤柳辞任のことと推測した)等、その意義が必ずしも明瞭ではない。

松本文科大学長は文科各教授に対し、法科以外の3分科大学の交渉経過につき次のように報告している(『坂口日記』1月26日条)。16日の上申意見書に対し文部次官より面談希望の招電を受け、22日夜松本文科大学長らは上京、23日午後7時に文相と会見、只今まったく事実上意思是疎通したと伝えられた。25日朝の文相との会見では、文相は「任免ニ就テハ総長ハ職權ノ運用上、教授会トノ協定ヲ行フハ差支ナク且ツ妥当ナリ」との項は知るが、「両博士ガ面目ヲ全ウセシムル」云々の第2項は関知せず、これに言及しなかったという。

奥田文相にとり、解決には一抹の曖昧さが不可欠であったといえる。当時は第31議会開会中であり、問題解決に手間取り、また処理に失敗すればたちまち文相問責へ及びかねない。さらに考慮すべきは、新聞等では京大法科の主張に対する理解が乏しく、法科の行動を非難する論調が目立っていたことである。例えば、大学自治の主張に対しては「大学教授が普通行政官同様、官吏の位勲待遇を享受しながら、他方に於ては普通行政官の黜陟を免れんとするは少しく手前勝手、…(中略)…教授の任免を教授会の手握らしむる時は…(中略)…或は老朽擁護、新陳代謝排斥の障害とならざるを得るや否や」(『東京朝日新聞』1月17日付)といった批判的・懐疑的論調が主流であり、その主張のために法科がとった総辞職という行動に対しても、大学教授たるも

第3章 京都帝国大学の整備

のが「同盟罷業の如きものを企て他を脅かさんとするに至りては沙汰の限り」(『大阪時事新報』1月18日付)という非難が投げつけられていた。1月18日付『東京日日新聞』は、そもそも京大法科が「其成績の挙がらず、学風の見るべきなきに考へ」問題を「畢竟京大法科の腐敗と見るべきにあらざる歟、而して其教授のストライキの如き、適々腐敗の潰裂せるものにあらざる歟、…(中略)…京大法科廃止の主張を聞くの今日に於て斯る紛擾を見るは、即ち或は其廃止の運命を早からしむるものにあらずや」と冷笑していた。京大各分科や東大法科の支持にもかかわらず、一般世論がこのようなものであっては、文相が京大法科側の一方的勝利と受け取れる裁定を行うことは不可能であったといえよう。

議会では、衆議院で1月27日(予算委員会)、2月2日(予算委員会第1分科会)、2月4日(本会議)、貴族院で3月2日(予算委員会第3分科会)に京大問題が取り上げられた。議員たちの質問も、大学自治の主張に理解を示すものは皆無であり、教官任免に関する法科側の主張は官吏任免に関する天皇大権に抵触し容認できないとする理解を当然の前提として、文相裁定の意味が質された。したがって奥田文相は、元来人事権者が専断で行って差し支えないのだが、人選を誤らずまた内部の円満を計るために部内に協議を遂げるにすぎず(1月27日)、また総長が参考のために相談をするだけである(3月2日)などと答弁、人事に関し教授会決定が拘束力を持つものではないという発言を繰り返したのである。なお奥田は自己の責任につき、今回の「不始末」につき進退伺いを出したが、留任の優待を受けたと説明した。

裁定の意味を無にするかのような文相の議会答弁に対し、京大法科でさらに緊張が高まった経過については、松尾前掲論文が初めて具体的に明らかにした。すなわち新聞各紙は、今回の妥協的解決に不満を抱く教授たちがなお法科には存在すると伝えていたが、特に9日付『大阪朝日新聞』は「京大問題尚遏まず」と、雄本・小川・佐々木の3教授が硬論の急先鋒であり文相の不得要領の議会答弁に不満を強めていると伝えた。2月9日に法科協議会が開催され文相議会答弁への対応が協議されたが、多数は特別の行動を起こす

考えはなく、前記3教授は孤立したという。新聞を見て事態を憂慮した坂口昂は、内田銀蔵・狩野直喜両文科教授と共に法科3教授と懇談し、特に辞職を覚悟していた佐々木・小川兩名を思いとどまらせ、3教授と他の法科教授との橋渡し役を買って出た。11日、佐々木邸に内田、狩野、坂口、雉本、それに織田萬が会合、織田が佐々木らの心事を理解し「自ら事実証明の任に当たらむ」ことを約した(以上「坂口日記」)。12日付『大阪朝日新聞』には、雉本・小川・佐々木3教授も法科教授全体と同意見であり3名が今なお不服であるかのごとく伝えられているのは誤解である、という織田の談話が掲載された。こうして「苦境に陥り、しかも自ら弁明することを許されない立場に置かれ」た法科3教授も「立場を天下に明らかにすることを得」(佐々木惣一『道草記』1957年、199・200頁)、苦境を脱したのである。なお小川と佐々木は、13日に上京し文相に趣旨確認を求めたという報道もある。

奥田裁定までを狭義の澤柳事件とすれば、広義の澤柳事件は、松尾前掲論文が的確に把握するとおり、澤柳辞任、後任総長公選問題の帰趨までも見定めなければ決着しない。しかしその過程については節を改めて記述する。

〔注〕

- (3) 8月7日付『京都日出新聞』の奥田文相談話は、さきの談話記事はやや不穏当であるとし、村岡はじめ免官諸教授は功績があり惜しむべきだが後進のため途を開いたのみであり、不適任者云々とは講座と人が「よくあてはまらぬ」の意味だとした。
- (4) 記事中に、仁保学長が評議会席上で総長互選論を唱えたという記述があるが、評議会議事録にはその事実の記載はないので、そのような発言があったとしても記録されなかったものであろう。
- (5) 法科大学では、神戸正雄教授と財部静治、富田山寿、竹田省、河上肇、河田嗣郎の5助教授が海外留学中であった。このうち河上は総辞職の知らせを聞いて留守宅へ辞表を発送したこと(『河上肇全集』24、1983年、371・372頁)、竹田も仁保学長宛電報で辞職を申し出たこと(竹田省「欧州留学時代の河上さん」『回想の河上肇』1948年)が知られる。

第4節 山川健次郎総長から荒木寅三郎総長へ

第1項 山川兼任総長の就任

奥田裁定により澤柳総長の辞任は必至であるというのは暗黙の了解であった。そして後任につき、再び学内公選実現へ向けた動きが始まった。

坂口昂は大正3(1914)年3月1日、理工科大学教授大藤高彦を訪ね総長問題につき秘密に懇談、9日に松本文科大学長を訪ね「特に総長問題につき、文科より意見をまとめ、他科と交渉し、本省に向つて適当なる示意の必要なきか」と進言した。松本学長は13日午後の文科協議会で総長後任問題を提議、松本のほか藤代、狩野教授を交渉委員とし他分科と交渉することに決した(以上「坂口日記」)。

これに続く学内の動きは大要以下のとおりである(新聞各紙、また『教育時論』『時事彙報』欄参照)。山本内閣では松田正久法相死去のため奥田義人が法相に転じ、3月6日に大岡育造が文相に就任した。法科では新文相が法科大学と前文相との誓約を継承する意思があるか否かの確認のため3月中旬に仁保学長が東上、大岡文相と面会したが、文相は澤柳総長個人の処遇については明言を避けた。そこで法科は総長問題決着のため独自に総長候補を立てようとし、今回の問題の調停者となった経緯から富井政章の推戴へ動き始めたが、これには法科のあまりの独断先行に反発する空気が他分科に強かった。ここで、文科の提案した総長互選案を基礎とし各分科で交渉を進めることが支持を得た。各分科から選出された委員は、法科が仁保・勝本・田島、文科が松本・藤代・狩野、医科が荒木・中西・森島、理工科が難波・新城・大藤の各学長・教授であった。法科以外はさきの1月16日の協議会に集まっ

た委員とまったく同じ顔ぶれである。総長互選案は成案を得て、3月31日、荒木医科大学長・松本文科大学長の2名が東上し、文部省に陳情を行った。

奥田裁定以来、東京滞在のままであった澤柳総長は3月27日にやっと帰任した。同日の評議会では工科・理科各大学の新規程が審議されている。一方、シーメンス事件の激震はついに3月24日内閣総辞職をもたらし、清浦奎吾組閣失敗を経て、4月16日第2次大隈重信内閣成立まで、政権の空白が続く。

4月16日付『大阪朝日新聞』は、4月14日尊攘堂に前記各分科委員の協議会を開き、荒木・松本両学長が先般文部省において大岡文相・福原鐸二郎文部次官との間で行った交渉の経過を報告したことを伝えている。同紙によると、荒木・松本が携えて行った京大側提案とは次のようなものであった。

- 一 文部大臣が総長を新たに任免する場合には其任免に先立ち必ず京都大学に一応照会すべし
- 二 従来より京都大学は総長と教授との間に意思の疎通を欠き紛擾的行動を惹起せるは総長が大学なるもの、真相を知悉せざるにあり、故に寧ろ大学の秩序整頓より云ふも総長を大学内にて互選するを以て大学の為に適当なる処置と云はざるべからず、若し互選の暁には種々の情弊を除くべく総長の在職年限を二年乃至三年とすべし

同紙によると、文相・文部次官はこの提案に確答を与えなかったが、他方で澤柳総長個人が既に辞意を固めているのは確定的であるという。

4月16日に大隈内閣が成立し、文相には一木喜徳郎が就任した。いったん上京し20日に帰洛した澤柳は、午後評議会を招集、評議員に対し自己の辞職を報告した。21日に各分科大学は教授会を開き対応を協議した。4月25日の「坂口日記」は「昨夜荒木氏上京せりと、上京に先ち、諸分科委員会を開き氏が文部省の総長事務取扱の命を受諾することに同意を表したりと」と記す。なお後任決定まで諸分科大学が緊密な連絡をとり合う体制が維持されたのである。

4月28日、澤柳総長は免官、荒木寅三郎医科大学長が総長事務取扱を命ぜ

第3章 京都帝国大学の整備

られた。翌29日に澤柳の送別会があり、坂口は日記に「氏の告別挨拶に「禍を転じて福となされたし」の言ありて沈痛悲壮なりき」と記している。

後任問題協議はさらに熱を帯びた(以下も新聞各紙、『教育時論』『時事彙報』欄参照)。週1回程度の頻度で開催された諸分科委員協議会では、互選の具体的方法につき議論が百出した。総長互選は官等順ないし就職順によるべしという説も出たが、そうなると創設が最も古い理工科大学に総長を独占されることになりかねず、これに反対して文科大学は投票による選出を主張、法科大学の見解もこれを是とし、協議はさらに投票方法の検討に入った。しかし文部省がこうした選任手続きを承認するか否かはなお予断を許さなかった。文部省は荒木の総長就任をもって単純に決着をつけたい考えだが、京大側は、総長互選方法確立が本であり、誰が総長になるかは末であって、荒木総長実現だけで問題が解決するわけではないとし、荒木自身もこのことをよく理解している、という(なお5月8日、法科大学長は仁保亀松から毛戸勝元に交代)。

諸分科大学中でも投票による総長選出を最も強く主張していたのが文科であることがうかがわれるが、この間に文科では投票による学長互選を既に実行していた。すなわち「坂口日記」によると、4月15日の文科教授会で松本学長は、自治の精神を重んずるため自分の就任当時に比して教授会の権威の大きに変改した今日、自分が辞任するのが適当であるという考えを示し、一同の協議に任せた。4月22日の文科協議会では、坂口が、学長辞職を承認し、選定方法・任期などを新たに定め、新制度の下に第1回学長決定を行うことを提案、会議はこれに決し、次いで投票を実行した結果は松本が当選し「同氏難色ありしも自治のためとて之を受けたり」という。

総長互選方法は6月に委員会で成案を得た。具体的内容は不明だが、「坂口日記」6月15日条に、文科の臨時教授会が開かれ「総長候補者選定法案及び商議員案」について承認を求められ一同承認したこと、ただし商議員案は成文となさず不文法としたこと、が記されている。しかし総長公選実行を現制上は困難と考える文部省との合意はなお未成立であった。

なおこの間7月6日、理工科大学の、理科大学と工科大学への分離になった。理科大学長に水野敏之丞、工科大学長に大藤高彦が就任、勅令第146号により各大学講座が規定された。理科大学には数学・物理学・化学、工科大学には土木工学・機械工学・電気工学・採鉱学・冶金学・材料強弱学・構造強弱学・建築学・工業化学の各講座が属した。

一木文相は7月13日の京大卒業式に出席のため入洛し、京大側と意見交換を行ったが、目立った進展は見られなかった。しかしこの時既に文相は、山川健次郎東大総長の京大総長兼任による局面打開を構想していたのである。『男爵山川先生伝』（1939年）は以下のように伝える。一木文相は京大総長候補者の資格として、大学内部の平和を維持し、大学の名誉を発揮せしむることを得べき人物として、二、三教育界の重要人物に交渉するところがあったが、今日において山川の兼任総長以外になしとし、再三懇請したが山川も固辞して動かなかった。しかし7月に入り、文相は一大決意を固めて山川に就任を懇請、浜尾新ら学界の耆宿からも出馬を促され、ついに山川は東大各分科大学長の意向も徴したうえ兼任を承諾した。兼任の内諾を得ると、一木文相は直ちに京大側の意向を徴することになり、8月15日急電を発して、荒木総長事務取扱をはじめ、毛戸(法)・松本(文)・大藤(工)・水野(理)の各分科大学長の上京を促し、17日に正式に会見、山川兼任の内示を与えた。各学長は、一応帰学のうえ教授会を開いてこれを決する必要ありとして即答を避け、18日夜帰洛、19日朝より各分科大学はそれぞれ教授会を開いて協議した結果、「山川総長の人格手腕に信頼して之を歓迎することに決し、この旨文相に報告する所があつた」と(259-261頁)。

「坂口日記」に8月19日文科教授会の模様は以下のように記されている。

臨時教授会あり。出席十二名許。文相の招命により各学長上京去十七日文相と会見、文相は東京帝大総長山川健次郎氏をして京大総長を兼任せしむるに決し其承諾を得、既に裁可を経たり方さに発表せんとするところなるにより予め通告すとあり、各学長は帰学の上諸教授に申聞かしたければその済むまで発表を猶予ありたしと申置き帰学せり云々と。松本学長の意向は他の分科にても

第3章 京都帝国大学の整備

これに承認を与ふる様子なれば文科も此の辺にて黙認すべしといふにありしものの如し。併し衆議の結果、(一)山川氏の来任は之を歓迎すること、(二)総長は専任総長とせられたしとの意向を本省に通じおくに決せり。猶この総長任命と先般米協定しおきたる総長選定約法との関係につきて、之を約法の規定に該当適用せしむべきか、將た約法の予想せざりし特発の場合として之を無関係と解釈すべきかの問題は衆議後者に傾きたり。前記の決定は猶ほ例の相談会にかけるゝ筈。(圈点は原文では傍点)

かくして総長学内公選の要求はまたしても不発に終わった。文相が総長発令前に京大側に通知したことは、事前照会を求めていた京大側の主張にある程度配慮したものともいえそうだが、既に裁可を得たうえでの通告ではその意味するところはまったく異なっている。その後の各分科大学委員協議会における総長問題討議については、医科が「当方希望の手續に遵由せざる任命を遺憾とする旨本省へ通告すること」を申し出たが、工科・理科の委員は全権を帯びていないのでさらに教授会を開いたうえ相談したいと申し出て、結論は出ないまま散会したこと、等が知られる(『坂口日記』9月1日条)。その後、文部省への意見具申等が行われたか否かについては記録がない。

山川健次郎は8月19日に京大総長兼任を命ぜられ、24日初めて京大に出勤、荒木より事務引き継ぎを受け、さらに尊攘堂に各学長を招いて着任の挨拶をなし、午餐をともにして意思疎通を図った。翌日からも諸方面に就任挨拶に赴くなど、最初の滞在はおおよそ1週間で東京に帰還した。9月13日再入洛、14日の新入学生宣誓式に臨み18日に東帰、以後新学年が始まると、おおよそ京都に1週間、東京に11、12日在勤という割合で往復しての執務が始まった。

人物として山川は、京大側にとりもちろん不足があったわけではない。手腕は既に東大総長として証明済みであり、古武士然とした風格も好評、新入学生宣誓式で荘重に「忠勇」を訓示すると、その夜の茶話会では一転して自ら学生の間に交わり親しく会話するなど、人心をとらえる魅力を備えていた。『男爵山川先生伝』は兼任時代に山川が京大でなした事績に言及してい

るが(266-269頁)、しかし東西両帝大の兼任総長が一時の便法にすぎず、総長問題の本来的な解決がなお求められていることはどこまでも明白であった。

第2項 荒木総長の「公選」

『京都大学概覧』(1947年)は大井清一・中島玉吉両名誉教授談話を基礎として次のように記している(118頁)。

山川兼任総長の任命は本学総長問題の将来を打開しようとするの意に過ぎなくて、総長は着任後間もなく本省より指名した桜井錠二・秋月左都夫等の諸氏を候補者として本学側の意向を打診したが、本学では岡田・澤柳両前総長の例を挙げて学内の事情に通じない学外候補者を絶対に拒否したので、総長は官選総長の実現困難を悟った。

『男爵山川先生伝』は、山川が大正4(1915)年に入ってから、京大専任総長選定に本格的に取り組み始めたことを次のように記す(271・272頁)。

……正月二十一日には松本文科大学長を呼んで総長問題を諮詢され、同二十三日には工科の小倉公平・堀覚太郎・渡辺俊雄・大井清一の諸教授が召に応じて山川総長宅を訪ね、総長後任問題を談ぜられたが、尋で二月九日から四日間、今後の大学問題に関し学内全部の意向を聞くため、連日に亘り各学部の教授連を招いて晩餐会を開き、腹藏なき各自の意見を聴取せられる所があつた。而してその結果二月十三日の上京となり翌日直に文部省に一木文相を訪問し、京大は補職制度より外に当分道なきかといふことを報告されてゐる。併し文部省としては容易に京大の要求を容れて、総長公選制を認容しようとせず、先づ当局が候補者を物色して、之を京大側に内示するといふ方針を執つた。かくて先生も文部当局と京大との間に立つて種々折衝を試みられ、四月十五日の評議会には自ら東京の桜井錠二博士(理)を総長に推薦しては如何と相談されたが、これは不調に終わった。

4月15日の評議会議事録に総長の推薦提案は記録されていないが、「坂口

第3章 京都帝国大学の整備

日記」4月21日条に、この日の文科大学教授会で、桜井理学博士京大総長に推薦の件につき、投票の結果「満場一票の白紙ありしのみにてすべて「否」であったことが記されている。

学内の意向を尊重した山川は桜井推薦を断念し、次いで元外交官の秋月左都夫を推薦したがこれも不調に終わった。一方、東大でも総長兼任による事務渋滞のおそれに対し兼任解除の希望が高まり「遂に桜井(錠二——引用者、以下同)理科・渡辺(渡)工科・古在(由直)農科の三学長は教授一同を代表して文部大臣を訪問し、先生の京大総長就任を解かれたき旨を陳情した」ので「文部省もいつまでも先生をして京大総長兼任のまゝとしておくことの出来ない情勢となつた」(『男爵山川先生伝』272頁)。ついに山川は、荒木寅三郎医科大学長の総長就任案を京大側に提示した。「坂口日記」大正4年6月条(日記載なし)は以上の経緯を要約して次のように記す。

五月以来山川総長は吾が京大総長候補として第一回に桜井博士、第二回に秋月左都夫氏を推薦し、各科の教授会に諮らしめしが、第一回桜井博士は、法否、医否、工否、文否、理意見なしとあり、第二回には法否、医否、工可、文否、理意見なし、とあり、第三回として本月初旬荒木寅三郎博士を推薦したるが、法、医、工、文各之を可とし、理は人物としては賛成するも主義としては(学外より専任総長を置くべしとの)不賛成と回答し、茲に本月十五日荒木博士総長に任ぜらる(専任)。之より先本月十日頃澤柳前総長貴族院に於て上記の手續を素抜き、文相にその不法なることを詰問す。世人之に注意す。併しこの詰問は澤柳氏一個のためより之を惜むとするもの多きが如し。…(中略)…荒木氏の総長任命は、一昨年以來の京大の学問の独立問題の解決として学内一般に歓迎する所なるもの、如し、余も衷心より大学のために之を賀す。

荒木総長の選任手続きは、総長諮問に対し各分科で投票による可否を回答、その結果に基づき山川総長が推薦を行う、というものであった。つまり公然たる公選手続きは制度的に確立されず、事実上の学内選任推進という形態をとったのである。『男爵山川先生伝』が、「荒木博士の総長就任によつて、多年京大の要望せる自治の全部が必ずしも達成せられたのではなかつた

が、ともかく大学全体の推薦して来た荒木博士を総長に戴くことに成功し、且つその決定には一々各教授の意向を聴取して之を尊重したことは、確かに総長公選制度の前提といふべく、大学の自治に向かつて一步を進めたものであつた」(273頁)と記す評価が正当であろう。

公選実現が阻まれたのは、総長公選実行が官吏任免大権の干犯であるという批判を浴びることに懸念を抱く文部省に、決断を促すことができなかったことによるといえる。事実、当時開会中の第36議会の貴族院では、京大総長選任の動きにつき、これを牽制するかのような質疑が行われていた。まず6月3日の貴族院予算委員会において、元文相の久保田譲が京大専任総長欠員の事情を一本文相に質し「京都大学ノ総長ノ如キ京都大学自身が人選シテ其人ヲ総長ニ任ゼラレタイ、ト云フヤウナコトデアッテ官制上ニ於テ、又大権ノ運用上ニ於テ甚ダ如何デアラウカ」と、京大で主張され、また現に行われつつある選任手続きを暗に批判した。一本文相は「是カラ尚ホ現行制度ノ下ニ於テ適任ノ総長ヲ得ルト云フコト二十分努力イタシテ見タイト考ヘテ居リマス」と、総長人選手続きが現行制度下で許される範囲、すなわち大権運用上の問題を生じさせない範囲で行われつつあることを強調した。

6月9日の貴族院本会議では、澤柳政太郎が質問に立った。澤柳は京大総長人選につき「言フコトヲ忍ビナイヤウナ事実ヲ確聞イタシテ居リマス」と、3度にわたり総長候補者につき学内の意向が打診されたという「事実」を挙げ、総長任命を「恰モ選挙ニ依ル制度デモアルカノ如ク、之ヲ大学教授一般ニ問フト云フヤウナコト」では総長の職責は全うできない、「左モナクトモ或ハ大学自治ナドト云フコトガ唱ヘラレテ、動モスレバ官制ノ与ヘテ居ル権限ヲモ越サムトスル傾」があり、今後もしこれを基礎にその傾向が助長されるならば「是ハ独り京都帝国大学ニ悪慣習ヲ貽スノミナラズ、教育界一般ニ甚ダ憂フベキ影響ヲ及ボスベキコトデ…(中略)…官制ノ精神ヲ全ク没却スルニ至ルコトデハナカラウカ」と追及した。一本文相が、京大総長のことは現在人選中で回答はできない、と答弁すると、澤柳は自分が挙げた「事実」について文相がどう考えるのかを質しているのだと食い下がった。しか

第3章 京都帝国大学の整備

し一木は「唯今ノヤウナ事実ハ承ツテ居リマセヌカラ、今日ハ御返事ヲ致ス場合デハナイ」と突き放して質疑は終わったのである。

6月15日に荒木寅三郎は総長に就任、また同日医科大学長を免ぜられた(医科大学長には6月23日に伊藤隼三が就任)。荒木総長選任は、文相がその経緯の詳細を「関知しない」ことによって成り立つきわどいものであった。しかし事実上の「公選」実現を果たしたこの時の経緯を抜きにして、大正8(1919)年の総長公選制確立も有り得なかったと評することも可能であろう。

「坂口日記」7月1日条に「荒木新総長は、澤柳氏の前月上院における質問を始とし、京大に対する官野の猜疑又は反対の傾向を可成的避けて、実を収むるを目的として、昨年学内にて設けたる相談会をその儘存置開会するを中止するか、又は之に代はる方法を執りたしと申出でたれば、先月下旬各科に於て協議し、各科略ぼ相談会廃止又は中止に決したるも、独り工科のみ存置開会を主張し、全体の折合を欠きたれば、各科より本件に関する協議委員各4名選出し、之を協議せしむるに決し」たとあり、同月3日条には、協議の結果「(一)相談会は開かざること(廃止)、(二)評議員の権限を^{ママ}
^(?)重大なる事項は教授会に相談すること、(三)必要の時は評議員以外の教授を臨時参会せしむること」に決したと記されている。総長問題に関する学内の各分科委員「相談会」はこうして姿を消した。

荒木総長「公選」は不完全であり、総長の地位についての了解にも過渡的な部分を残していた。とりわけ、総長公選論に常に付随していた総長任期について、荒木就任時の理解は必ずしも明らかではない。総長就任から2年後の大正6(1917)年にこの点があらためて問題となったことが知られるが、ただしそれは以下のような断片的な史料によって推定し得るのみである。

大正6年6月5日刊『教育時論』「時事」欄には、荒木総長の任期は2年を経過したが、学内の人望が高く留任の希望が強いので「改選の形式を略し荒木総長は更に一期間総長の椅子に就く事となるべし」という記事がある。これとほぼ符合する内容を伝える次のメモがある。これは昭和3(1928)年の総長選挙手続き改正時に、従来の経緯を大井清一工科大学教授が説明してい

るものである。すなわち、昭和3年5月17日「総長選挙手続ニ関スル委員会」第2回席上「大井委員ヨリ現制度制定ニ至ルマデノ次第ヲ左ノ如ク述ベラル」として、以下のことがメモされている(『総長選挙一件書類』)。

大正三年六月 総長選挙規定ヲ議ス コノ時ハ必ず学内ヨリノミ選出スルモノトハ考ヘ居ラズ 年期モ学内ヨリノ場合ハ二年、学外ヨリノ場合ハ四年トイフ如キ説モ出デタリ(二年説ハ補職説)

大正六年五月三日 又前ノ委員会ヲ開ク

中島、末広、松村、大井、松本、近重、新城

等ソノ当時ノ委員ナリキ 総長ハ専任トスベキカ補職トスベキカ(補職トスレバ満期ノ後教授ニ復リ得ルコトナル)ニツキ各意見アリ、結局抽象的ニ考慮シテ現任ノ人ニ適用セントイフコトナリ任期二年ヲ四年ニ変更セントノ意見出デ、五年説二年説三年説等出デシガ、投票ノ結果四年説三年説多数ニテ決選ノ結果四年説多数ニテ決定

重任ニツキテハ専任総長トシテ、職務ヲ執ツテ貰フ故重任ヲ可トスベシトノ意見多数、カクテ総長ノ任期四年ニ延長サレシ結果、別ニ選挙ヲ用ヒズシテ解決ス

メモは鉛筆の走り書きで内容も必ずしも明瞭ではないが、要するに大正6(1917)年に再び各分科委員の協議会が開かれ、総長任期についてあらためて討議した結果、任期を4年とすることでさしあたり荒木総長に留任を求め決着したというのであろう。なお、延長された任期の満了時に当たる大正8(1919)年には、明確な総長選挙規則が確立されることになるのである。

大正6年5月25日付で山川健次郎が荒木に送った書翰に「^(ママ)御留任問題ニ関シ候而ハ任期の件につき大分免倒なる様ニ御座候処、拙生考ニテハ任期附の御留任ハ断然御断リニ相成リ候方可然かと存候。然らざれば今後万事ニつき御本意ならざる事生ズベキカニ奉存候。教授兼任の事ハ大臣ニ於ても不同意の様子ニ御座候間、老台を除き候而ハ総長の職に当るべき人他ニ有之候とも考えられず候ニ附此の際断然たる御宣言有之候而永く大学の禍根を断ち候様仕度と存候」と記されている(『荒木寅三郎関係文書』)。山川は、任期に限定を付されることを拒否するよう荒木に助言していたことが知られる。

第3項 大学改革案の登場

山川から荒木への総長交代が実現した大正4(1915)年は、大学改革をめぐる議論が教育界の大きな焦点となっていた時期であった。荒木総長は就任間もなくこの問題に直面、京大としての対応を模索することを求められた。

学制改革問題は、近代教育制度確立と同時にはじめから存在したが、とりわけ高等教育については、初等教育からの連絡の不適切、高等教育完成までの修業年限が長すぎる事等が指摘され、明治中期以後いくつかの具体的改革案の提示もなされてきた。大正期に入ると各種専門学校の発展とその昇格要求を基に、公私立大学の認可、また角度を変え単科大学認可の問題が論じられるようになった。大正2(1913)年2月に文相に就任した奥田義人は、明治44(1911)年公布の高等中学校令施行を無期延期として高等教育制度検討を白紙に戻し、大正2年6月13日、文相諮問機関として「教育調査会」を設置した。教育調査会は7月に第1回会議を開き、文部省直轄学校入学期の4月への変更、法科大学修業年限の4年から3年への短縮など、さしあたり文部省諮問事項につき12月までに、これらを是とする結論を可決した。この間これらの事項は東大評議会で審議されているが(『東京大学百年史』通史二、1985年、17頁以下)、京大でも澤柳総長の下、大正2年11月21日の評議会で、「学年ノ終始期変更ノ件」につき「大体ニ於テ異議ナシ」、法科年限短縮も「異議ナシ」、ただしともに実施方法・細目は別に審議を要す、と議決された。法科大学年限短縮は、翌大正3(1914)年8月に実施された。

教育調査会では文相の一木喜徳郎への交代後、大正3年6月に文部省側から「大学校令案(一木案)」提出があり、これに対抗して7月に菊池大麓のいわゆる「学芸大学」案提出があった。これらの案は同年10月から特別委員会に付託され、その結果を受け再び審議が総会席上にのぼったのが、京大で荒木総長が就任した直後の大正4年7月である。さらに同年8月10日、文相が一木から、菊池案の支持者であった高田早苗に交代して動きが急となった。

第4節 山川健次郎総長から荒木寅三郎総長へ

9月21日、高田文相は菊池案を基礎とする「大学令案(高田案)」を教育調査会に諮問、直ちに特別委員会に付託された。

菊池大麓は高田案とは別になお独自の構想を抱いていたが、大学改革の推進自体には熱心であった。9月20日付の荒木宛菊池書翰は、大学令と帝国大学との関係につき、来月2日に東大で講演するが、京大でも講演を行いたい意思を伝え(「荒木寅三郎関係文書」)、結局10月8日に京大でも菊池が講演することとなった。しかし帝国大学では、元来菊池が主唱し、修正の末今や高田案として提出されるに至った「低度大学」構想には、全体として学力水準低下をもたらすものとする強い警戒感が存在していた。東大は新大学令案の東大評議会への諮問を求め、以後この案に対する反対姿勢を固めていった(『東京大学百年史』通史二、21頁以下)。

教育調査会の委員でもある山川東大総長は、大学改革問題につき荒木京大総長と頻繁に連絡をとり合っていた。9月30日付の荒木宛書翰で山川は「高等教育の前途頗る危険の状態ニ陥り憂慮此事ニ御座候」と警告し、さらに翌10月1日付の荒木宛書翰では「元来調査会ハ私立学校派の人多数を占め居り候へバ、拙生の邪推カハ不存候へ共、私立学校の利益を計る様なる傾向有之候様被存候、拙生ハ現状維持論ニ御座候が拙生に同意の人一人も無之、所謂孤城落日の有様ニ御座候」と伝えた(ともに「荒木寅三郎関係文書」)。

新大学令案は京大にも文部省から諮問があり、10月5日の評議会では「文部大臣ヨリ諮問ノ新大学令案ニツキ審議ノ上総長ヨリ各分科大学教授会ニ諮問スルコト」とし「本月二十一日迄ニ教授会ノ意見ヲ徴シ同日開会ノ評議会ニ附議スルコト」に決定した(『評議会議事録』)。

10月7日付、荒木宛の以下の山川書翰がある(「荒木寅三郎関係文書」)。

肅啓 昨六日評議会相開キ各分科大学ニ於ける議決を参酌し別紙の通り大臣へ答申仕候ニ附御参考迄御送付申上候、但し本省より発表迄ハ秘密ニいたし候約束ニ有之候間、教授諸君へ御示しニ相成候節ハ右御含ミ被下候様相願候 敬具

大正四年十月七日 健次郎

荒木殿 侍曹中

第3章 京都帝国大学の整備

これに、10月9日付で荒木が山川宛に「御書面及東京帝国大学之文部大臣之諮詢ニ対スル答申写正ニ落掌拝読仕候」と書き送った返信もあり(「荒木寅三郎関係文書」)、東西両帝大総長の緊密な連携ぶりをうかがわせる。

前記のとおり菊池は10月8日、京大で大学改革に関する講演を行ったが、京大諸教授の反応は芳しくなかった。「坂口日記」10月8日条には、講演後の質疑で坂口昂も立って「学芸大学」案に疑念を表したことが記されているが、10月11、12日付『京都日出新聞』にも、法科大学教授佐々木惣一が、菊池の説明を聞いたうえでの感想として学芸大学案に疑問を呈する談話を載せている。

10月21日の評議会は、新大学令案に対する答申を以下のように決定した。

第一 大学令案ニ就キテ

- 一、官公私立ノ大学ノ設立ニハ異議ナシ
- 一、官公私立大学ノ程度並予備教育ハ帝国大学ニ於ケルコトヲ要ス
- 一、官公私立大学教員ノ三分ノ二ハ当該大学ノ専任者タルコトヲ要ス
- 一、学位授与ニ関スル制度ハ別ニ研究スルモノトス 但学位ノ廃止ニハ同意シ難シ 從テ称号トシテノ博士ヲ設クルコトニハ賛成セス

第二 帝国大学修業年限短縮ニ就キテ

- 一、帝国大学ノ現在ノ学科程度ハ之ヲ低下スヘカラス 從テ其修業年限モ亦之ヲ短縮スルコト能ハス
- 一、高等学校大学予科修業年限ハ之ヲ短縮スルコト能ハス
- 一、普通教育及予備教育ヲ通シ或方法ヲ講スレハ帝国大学卒業生ノ平均年齢ヲ低下スルコトヲ得ヘシ

荒木総長は23日東上、上記の答申を文相へ提出した。東大・京大に続き11月には東北大・九大からも答申が出そろったが、総じて帝大の答申は、公私立大学認可に反対ではないものの、年限短縮に消極的であった。高田文相は帝大の答申は参考のために徴したのみとしていたが、文部省と4帝大の対立は明瞭となった。『男爵山川先生伝』は次のように記す(326・327頁)。

(山川は——引用者)他の帝国大学と共同戦線を張ることの必要を感じて、屢々「荒木京大総長と会して意見を交換せられ、京都側の意向を徴せられた結果、

第4節 山川健次郎総長から荒木寅三郎総長へ

京大も敢然起つて高田文相の固執せる大学令案に真向より反撃を加ふことになつた。又同時に文部省より諮問を受けた九州・東北の二帝国大学も遂に東大・京大と歩調を合せて文部省案に肉迫したので、茲に新大学令案は端なくも文部省対帝国大学の対立になり、…(中略)…而して我が山川先生は帝国大学側の意見を代表して、教育調査会の開かれる毎に猛然高田文相と渡り合ひ…(中略)…、全く両々相對して譲らざるに至つた際、貴族院側に於いても反対熱が次第に加はり、就中小松原英太郎・江木千之・岡田良平・桑田熊藏等の諸氏は太く新大学令及び高田文相に反対し、却て文相の地位が危殆に陥る如き有様となつたのである。

新大学令案は翌大正5(1916)年3月23日、教育調査会総会に報告されたが、帝大・貴族院の反対、また枢密院の反対の空気などを配慮し、結局6月12日に同案の審議延期が申し合わされた。さらに同年10月には大隈内閣が退陣し、高田早苗も文相の地位を去るに及んで、大学改革は再び白紙に戻る事になった。その実現は、臨時教育会議の登場を待つことになる。

第5節 帝国大学特別会計法下の大学財政

第1項 帝国大学特別会計法の制定

明治40(1907)年3月25日に公布された「帝国大学特別会計法」(法律第27号)により、東京帝大と京都帝大は「定額支出金制」と「経理委員会制度」を軸とする特別会計に移行した。この法律については、明治38(1905)年に、翌明治39(1906)年度からの実施を予定して法案が作成され、東大が諮詢を受け東大評議会で審議されていることが知られるが(『東京大学百年史』通史二、40頁以下)、京大でも同様の諮詢が行われていた(以下『評議会関係書類』)。

まず、以下のとおり文部省が京大の法案審議を求めた文書がある。

発專二三〇号

拝啓 然者今般帝国大学特別会計法ヲ製定シ且毎五個年間毎年一定ノ金額ヲ政府ヨリ支出スルコトトシ以テ帝国大学経理ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ希望ヲ以テ法律案及之ニ付属スル勅令案等別紙ノ通り本省ニ於テ立案致候、本件ハ固ヨリ非常ノ難件ニシテ大蔵省其他トノ交渉可相纏哉予測難致、特ニ毎年ノ支出金額ニ至テハ大蔵省ニ於テ直ニ同意スヘシトモ不被存候得共、本案ニ付精々協議ヲ進行セシメ度存候、就テハ本件ハ重大ノ問題ナルニ付別紙御覧ノ上此ニ対スル貴官御意見御申越相成度希望致候、大臣ノ命ニ依リ此段得貴意候 敬具

明治三十八年十月三十一日 文部次官法学博士木場貞長

京都帝国大学総長法学博士木下広次殿

別紙の法律案「帝国大学特別会計法」、勅令案「帝国大学特別会計規則」は略す(なお『東京大学百年史』資料三、717・730頁に掲載されている)。のちに制定された全11条からなる法文と対比すると、このときの法律案は、帝国大

学経理委員会設置を定める条文等を含んで全13条からなり、若干の字句異同があるほか、特に重大な相違としては、定額支出金を東大130万円・京大100万円と定めるが「但本文ノ金額ハ五箇年毎ニ更定スルコトヲ得」と、5カ年ごとの金額見直しを明記した規定が存在していた。

明治38(1905)年11月20日評議会での審議結果は以下のとおり⁽⁶⁾。

帝国大学経理ニ関スル新案ニ付左記ノ通り意見御回答ニ及ヒ候也

第一 定額支出ノ件

帝国大学ニ対スル政府支出金ハ毎年其額ヲ一定シ之ヲ毎五箇年ニ更定セラル、制ハ大体ニ於テ帝国大学経理ノ基礎ヲ鞏固ニスルモノニシテ其功益尠カラサルヘシ、而シテ当初五箇年間京都帝国大学ノ為メニスル支出金ノ年額ヲ百萬円ト定メラレタルハ福岡医科大学(本学創立費ノ継続ニ属スル分ハ勿論本定額ノ外トシテ)ノ設備未タ完カラス且文科大学開設ノ必要アルニ際シ違算ナキヲ得ルヤ否ヤ未タ詳細ニ考査スルコト能ハスト雖モ概算ニ於テハ敢テ不当ナルヲ認メス、該金額ヲ以テ向後五箇年間ニ亘リ相当ニ緊急ナル施設ヲ為スヲ得ヘシト信ス、然レトモ若シ将来ニ於テ学制ヲ改革セラル、ノ結果或ハ予備教育ノ一部ヲ大学ノ事業ニ転移セラル、カ如キコトアラハ之カ為ニ要スル経費ハ別ニ之ヲ計上セサルヲ得サルカ故ニ政府支出金額ヲ増加スルノ必要アルハ言ヲ待タス、斯ル場合ニ於テハ支出金額ノ更定ハ必スシモ五ヶ年ヲ待タスシテ之ヲ為シ得ルノ余地ヲ存スルコト可ナルカ如シ

第二 予算ノ件

法案若シ成立ストセハ政府支出金ハ法律ノ結果ニ依ル歳出ニ属シ議會ノ意見ヲ以テ時々之ヲ増減スルコトヲ得サルモノナルニ法案ハ帝国大学ノ予算ハ総予算ト共ニ議會ニ提出スヘシトスルカ故ニ議會ハ其各項ニ亘リテハ自由議決権ヲ有スルコトニ為ルヘシ、果シテ然ラハ政府支出金ハ動カスヘカラストスルモ歳出予算ノ上ニ於テ之ヲ制限スルコト、為リ之カ為メニ学問ノ進歩ニ応スル實際ノ活用ヲ妨碍スルコトナシトセス、既ニ総額ニ於テ議會ノ協賛ヲ経タル以上ハ各項ニ亘リテ其費途ヲ定ムルハ之ヲ議會ノ議定以外ニ置クモ差支ナカルヘク又斯クテコソ實際便益多ク案ノ精神モ貫徹セラルヘケレ、況ンヤ法案ニ依レハ帝国大学経理委員会ナル新機関ヲ創設シ大学ノ予算決算等重ナル経理事項ハ一々之カ審理ニ附セントスルニ於テヲヤ、唯夫レ予算ハ帝国議會ノ協賛ヲ経サルヘカ

第3章 京都帝国大学の整備

ラス又之ヲ款項ニ編成セサルヘカラス、故ニ宜シク帝国大学ノ予算編制ニ一新例ヲ開キ東西両帝国大学ヲ合シテ一款トナシ東西各大学ヲ各一項トナシ一大学内ノ経費ハ之ヲ目ニ分チ当該大学ノ須用ニ応シテ彼此流用スルコトヲ得シムヘシ、大学ノ如キ複雑ナル組織ヲ有スルモノニ対シ普通ノ編制ニ依ル予算ヲ以テ其出入ヲ律セントスルハ本来困難ナル事ナレハ此ノ如キ新例ヲ開カハ始メテ能ク予算ノ活用ヲ計ルコトヲ得ン

第三 予備費ノ件

法案ニ依レハ會計法ニ定ムル予備費ハ帝国大学ノ予算内ニ独立ニ之ヲ設クルコト、為レリ、想フニ臨時ニ起リタル學術研究上ノ必要ニ応シ之ヲ運用スルノ点ニ於テハ此制或ハ便利アルヘシト雖モ一旦非常ノ場合ニ際シテ其必要ニ充テ、不足ナキ迄ノ予備費ヲ設クルコトハ大学ノ經理ニ於テ到底能ハサル所ナルヘシ、従来ノ経験ニ依レハ第一予備金支出ハ僅少額ニ過キサルヲ以テ之ヲ帝国大学ノ予算内ニ設クルコトハ固ヨリ不可ナルコトナシト雖モ第二予備金ニ依ルヘキ場合ニ関シテハ予メ之ヲ定メンコト容易ナラス、故ニ第二予備金ハ従来ト同シク総予算ニ於ケル予備費中ニ包含スルモノト定メラル、ヲ至当トス

第四 經理委員會ノ件

法案ノ定ムル經理委員會ナルモノ、組織明カナラサルヲ以テ之ヲ速断シ難シト雖モ若シ大学ノ經理ハ頗ル特別ナル点多キヲ以テ特別ノ機關ヲ設ケテ之ニ任セシメントスルノ趣意ニ出ツルモノニシテ乃チ大学ノ予算決算等凡ソ經理事項ハ之レヲ一般會計ノ法規以外ニ置キ之ヲ特別^{〔ママ〕}ノ智識ヲ有スル經理委員ノ審理ニ附スルノ特例ヲ設クルニ於テハ實際便宜多カルヘシ、然レトモ若シ然ラスシテ一般ノ會計法規ニ依ルノ外更ニ經理委員ノ審理ヲ添加スルノ趣意ナルニ於テハ唯徒ニ手数ヲ繁クシ毫モ効益ナキノミナラス却テ事務ノ進捗ヲ阻碍スルノ恐アルヘシ

以上の回答内容について簡単に確認する。第1に、經理の基礎を強固にするものとしての定額支出金設定は歓迎するが、しかしその金額が固定され、将来における予算編成を制約する要因になりかねないことが危惧されている。これはまさしく同法運用の現実を予見している。定額支出金は全般的財政難のなかにあつてさしあたり帝国大学予算を削減させない保障の機能を持

つが、同時に将来における帝大の予算拡張要求を封じ込める機能をも潜在させていたのである。回答は場合に依じ金額見直しを5カ年以内でも行うべきことを主張するが、現実にはこの見直し規定そのものが法文から削除されることになる。第2に、議会による大学財政統制に対する強い警戒が表明されている。回答は法の制定により帝大予算が憲法第67条「法律費」になるべきことを指摘しているが、元来憲法第67条解釈は初期議会以来の政治的争点であって、実際、第67条「既定大権費」に当たるべき大学予算も議会の要求で削減を余儀なくされてきているのである(羽田貴史「初期議会における帝国大学財政」『北海道大学教育学部紀要』33号参照)。回答は帝国大学予算を徹底的に弾力化して議会の統制から免れんことを提案するが、財政の民主的統制の理念からすればこの帝大側の議会観には問題が残ろう。第3に予備費設定について、特別会計内での運用は困難であると述べている。予備費は、避くべからざる予算不足を補うための第一予備金と、予算外に生じた必要費用に充てる第二予備金に分けられる(明治22年会計法第7条)。予備金支出は年度経過後、帝国議会で承諾を得なければならないが(憲法第64条・会計法第8条)、特に議会の決定した予算外に支出を行う第二予備金は、財政原理上の重大な例外規定であり、扱いには慎重を期する必要がある。しかし帝国大学が、財源上の限界も含めて、予備費につき独自に責任を負う立場となることは困難であるというのである。第4に経理委員会の機能についての疑問が提起されている。

帝国大学特別会計法案は明治40(1907)年1月、第23議会に提出された。議会内外では、文部省側の否定にもかかわらず、この「大学財政の独立」は「大学の独立」を保障するものであるとする受けとめ方が存在した。2月14日の衆議院本会議で花井卓蔵がその誤謬を指摘し、特別会計乱立を批判する見地から、同法への根底的な反対を表明したことはよく知られる。法案は衆議院・貴族院で可決、同年3月25日に公布、また同日に「帝国大学会計規則」(勅令第53号)、「帝国大学経理委員会規則」(勅令第54号)も公布された。東京・京都の両帝大が離脱した「官立学校及図書館会計法」は、同年3月27

第3章 京都帝国大学の整備

日公布「学校及図書館特別会計法」に改定された。

東大に毎年130万円、京大に100万円の定額支出金が設定され、また両帝大においては必要に応じ「資金」を支消し得ることになるなど大学の裁量性が増大された。経理委員会は東大・京大のそれぞれに設置され、文部省専門学務局長・文部大臣官房会計課長・大蔵省主計局長および大蔵書記官1名、帝国大学各分科大学長および帝国大学書記官1名を委員、帝国大学総長を議長として構成される(ほかに文相の奏請により内閣が任命する委員があり得る)。

帝国大学特別会計法は以後、大正10(1921)年の「大学特別会計法」制定まで、帝国大学財政の基本法として存在した。なお明治42(1909)年3月31日の京大評議会では「京都帝国大学会計事務規程」を新たに決定、同年度より施行された(同時に「会計事務要項及び会計事務取扱手続」を廃止)。

第2項 大学財政の推移

1. 定額支出金の改定

定額支出金の設定は当面の大学財政安定をもたらした。京都帝大の経常部歳入に計上されている政府支出金の額は、明治38(1905)年度予算において55万2,292円、明治39(1906)年度予算において66万3,171円であったから、明治40(1907)年度以降の毎年100万円という政府支出金額の大きさは一応知られ得る。明治40年度から明治42(1909)年度までの各年度決算の内訳を示す。

表1-3-1 明治40年度から明治42年度までの各年度決算

(円)

年次	歳入			歳出			資金部 歳入	資金部 歳出
	経常部		臨時部	経常部	臨時部			
	政府支出金	諸収入	前年度繰 入金等					
明治40(1907)	1,000,000	300,811	5,068	63,540	948,998	311,331	69,327	79,578
41(1908)	1,000,000	329,106	45,112	0	1,015,455	240,766	65,150	19,663
42(1909)	1,000,000	402,305	46,929	0	1,040,463	278,676	73,217	18,686

注 大蔵省編『明治大正財政史』第4巻、1937年による。

第5節 帝国大学特別会計法下の大学財政

定額支出金の額はほぼ歳出経常部(人件費・物件費等)の額に相当していることがわかる。そして歳出臨時部(営繕費・設備費・図書機械及標本費等)を、諸収入(授業料・医院収入等)で賄うかたちであった。しかしなお全体として資金蓄積もなし得る財政状態である。

導入当時は確かに財政安定化をもたらした定額支出金であったが、しかしその金額改定は大学側が望むようには行われなかった。大正7年までの、京都帝大に対する金額改定(帝国大学特別会計法改正)は以下のとおりである。

明治40(1907)年	1,000,000円	
明治43(1910)年	1,041,400円	官吏増俸のため
明治44(1911)年	840,000円	福岡医科大学分離のため
大正3(1914)年	820,000円	行政整理のため
大正7(1918)年	970,000円	物価騰貴による経費増のため

福岡医科大学分離による減額を別として、大正7年に15万円の増額が実現するまで、定額支出金の規模はほとんど変わらなかったことがわかる。さらに明治43年度から大正6(1917)年度までの各年度決算の内訳を示す。

注意すべきは、政府支出金額が据え置かれるとともに、諸収入の額もそれ

表1-3-2 明治43年度から大正6年度までの各年度決算

年次	歳入			歳出		資金部 歳入	資金部 歳出
	経常部			臨時部	経常部	臨時部	
	政府支出金	諸収入	前年度繰入金等				
明治43(1910)	1,041,400	405,865	98,899	0	1,130,829	250,047	31,427
44(1911)	840,000	263,306	120,104	0	808,254	304,479	25,251
大正元(1912)	840,000	286,331	81,891	11,073	828,267	239,155	27,024
2(1913)	840,000	313,412	92,874	99,000	865,464	356,438	59,073
3(1914)	820,000	336,078	87,160	108,927	881,193	377,007	36,243
4(1915)	820,000	359,349	39,439	0	916,438	207,962	57,194
5(1916)	820,000	458,054	9,006	500	956,463	218,225	88,656
6(1917)	820,000	451,219	17,777	273,266	1,015,865	296,244	111,287

注 大蔵省編『明治大正財政史』第4・5巻、1937年による。

第3章 京都帝国大学の整備

ほど伸びていないことである。比較すると東大では、明治40(1907)年度決算の歳入で政府支出金130万円に対し諸収入が36万1,473円であったが、大正6(1917)年度決算では政府支出金136万円に対し諸収入が114万2,147円と、自己収入の顕著な増加を示している。京大で大正期に入っても総歳入の大幅な増加が見られなかった事実は、特に第1次大戦下の物価騰貴時、歳出経常部の大幅な増加による深刻な財政難をもたらした。その一端は、大正7(1918)年9月、事務官より各部長・監督宛の次の通牒案にもよくうかがわれる(『学内達示書類』)。

近來諸物価ノ暴騰ニ伴ヒ本学諸般ノ経費ニ影響ヲ蒙ルコト著シク而モ物価ハ猶依然トシテ昂騰ノ趨勢ヲ示シ費途弥々多端ニシテ本学財政上非常ニ困難ノ状況ニ立到居候処、従来トモ各部ニ於テハ消耗品ノ使用等ニツキ夫々深く御注意相成居候儀トハ存候得共、尚此際更ニ学内一致授業研究等ニ支障ナキ限り石炭、木炭、瓦斯、電気其他一般消耗品ニ十分ナル節約ヲ加ヘ仮令零碎ノ微ト雖モ之ヲ勿^{ママ}諸ニ付セス、一切ノ冗費ヲ省キ候様致度、就テハ御励行方各当事者ニ対シ特ニ御注意相成度、依命此段及通牒候也

ことに大正7年の定額支出金増額実現前の大正5、6年には、学内には財政事情に対するかなりの危機感が存在した。ただしそれは物価高騰による不自由感よりも、より積極的に、財政規模が現状維持に止められたまま京大の事業拡張が遅々として進行しないことへの焦燥感に近いものであった。

予算は経理委員会の管轄事項であったが、この時期の評議会議事録には予算に関する審議が相当程度に記録されている。大正5(1916)年5月22日の評議会は「大正六年度政府支出金要求ニ関スル件」を審議、法科大学提出の東亜経済研究所、理科大学提出の薬化学教室および博物学教室、医科大学提出の歯科学教室、工科大学提出の建築学教室の新設すべてを要求することに決定、ただし6月26日の評議会は「其ノ目的ヲ貫徹スルニ便ナラシムル為順位ヲ定ムルコト」とし、理科大学博物学教室を第1位に要求することに決定した。また大正6(1917)年度予算概算要求書については7月7日の評議会で各部長より説明があり、8日には評議員全員をもってする「調査委員会」を開

催し概算要求を決定した。9月28日の評議会では、さきの大正6年度新規事業予算の全部は文部省の容認するところとならず、ただし「大正六年度以降本学ニ対シ本学歳入政府支出金新タニ貳萬円増額スベキ」内示が伝えられた旨報告があり、あらためて理科大学動植物学教室新設予算要求を決定した。しかし結局、大正6年度には政府支出金増額も動植物学講座新設も実現しなかった。

なお大正5(1916)年末から大正6年にかけ、大学敷地の新たな取得が実行された。大正5年11月18日の評議会は、「白河村土地」と「百万遍東本学北方武徳会所有土地」とにつき比較研究の結果、「主務省ニ於テ本学維持資金中有価証券ト交換ヲ許スニ於テハ後者ヲ購入スルコトニ決定」した。この条件については主務官庁の内諾が得られたので、大日本武徳会と交渉を開始、最終的に武徳会所有約9,366坪の土地と、本学維持資金有価証券額面10万1,100円とを交換、その完了が大正6年3月8日の評議会でも報告されている。

大正6年4月30日の評議会では「本学ニ於テ今後新タニ施設スベキ事業ニ関シ十年計画ヲ立テ之ニ対シ政府支出金増額要求ノ交渉ヲ開始スル事」に決定した。各部からの要求を基礎に会計課が「京都帝国大学拡張十年計画年度割表」を作成、これに基づき5月10日の評議会でも審議されている。

学内の努力がさしあたって報われたのは、大正7(1918)年度予算において、定額支出金の15万円増額が認められたことであった。古武弥四郎『荒木寅三郎』(1957年)は、荒木総長が就任以来最も苦心していたのは、大学発展のため定額支出金増額を実現することであったと、次のように記す(142・143頁)。

……屢々文部省に向つてその事情を具申し、国庫支出の増額を懇請したが予算に関することは、大蔵省の諒解を得ない限り、どうすることも出来なかつた。そこで先生は、大蔵省に向かつて、直接懇請した。ところが、当時の主税局長は後の大蔵大臣市来乙彦であつたが、是れまた大学側の要求を、容易に容るる模様がなかつた。…(中略)…先生は此の問題のために二三年に亘り、隱忍持久、根氣よく交渉を続け、その結果、大正七年度の予算に従来の八十二万円

第3章 京都帝国大学の整備

の外に十五万円を加へ、九十七万円と計上され、漸く議會を通過し、茲にその発展の第一歩を踏み出した。

大正7(1918)年度の文部省予算では、東大も20万円の定額支出金増額をなし、また初めて「科学研究奨励費」15万円が計上されるなど、全体として高等教育拡充へ傾斜していく政策転換点の前兆としても注目すべきものといえよう。しかしその後に行進していく事態の1つは、定額支出金の「定額」の意味の完全な喪失であった。すなわち大正7年以後、大正14(1925)年の定額支出金制度廃止まで、支出金額は毎年改定され続けることになり、帝国大学特別会計法の予定した大学財政安定は、まったくその基盤を失うことになっていくのである。

2. 定額外政府支出金の臨時繰り入れ

大学への政府支出金には、定額支出金のほかに、災害復旧等のためやむを得ず臨時に帝国大学特別会計へ繰り入れがなされるものも存在する。これらの支出は、しかし帝国大学特別会計法の枠を維持しておくため、いちいち臨時に法律を制定して行わなければならなかった。本章の扱う時期において京大では、大正2(1913)年3月31日公布法律第3号による火災復旧費充当12万円の繰り入れ、大正6(1917)年7月20日公布法律第3号による工学部拡張費充当12万2,766円の繰り入れ、同年7月20日公布法律第4号による火災復旧費充当3万円の繰り入れ、大正7年3月23日公布法律第4号による諸物価騰貴に対し判任官以下への臨時手当支給必要額繰り入れ、の4度行われている。必要な支出のため、その都度臨時の法律までも制定しなければならなかったことも、帝国大学特別会計法下の財政運営の負の側面を示すものであろう。以下、2度の火災復旧費支出について触れておく。

大正元(1912)年10月21日夜、有機化学実験室より出火、久原総長も陣頭指揮して防火に努めたが、理工科大学本館全部を焼失し22日午前3時頃鎮火した。10月23日の評議會では早速「復旧費トシテ金貳拾六万円ヲ要スルニ対シ政府第二予備金ヨリ出来得ル限り補助ヲ請フコト」に決定した。しかし特別

会計法が足かせになり、文部省と京大当局との交渉では「政略的意味に於て種々複雑なる關係を生じ」としていると伝えられた(『教育時論』993号、大正元年11月15日、「時事彙報」欄)。結局第30議会に「京都帝国大学臨時政府支出金ニ関スル法律」を提出、総額12万円を大正元(1912)年度より大正3(1914)年度にかけ、毎年度予算に基づき一般会計より京都帝国大学特別会計に繰り入れることになった。これが東大・京大を通じ臨時繰り入れが行われた最初のケースである。

大正5(1916)年5月15日午後5時40分、京都帝国大学医科大学附属医院小児科教室より出火、木造2階建て本館全部が焼失し6時半鎮火した。5月22日の評議会で「本年度内ニ新営費全額、設備費ノ内壱万式千円要求ノコト」に決定したが、6月1日の評議会では、荒木総長の文部省との交渉結果報告を受け、総額17万3,662円を大正5・6年度に分け、その財源を保険金5万5,586円10銭、本学維持資金からの繰り入れ10万6,075円90銭、第二予備金1万2,000円、と大部分を本学維持資金で賄い、その回復を今後毎年の歳出剰余金で補填していくという案を立てた。しかし6月15日評議会での総長の交渉経過報告によると、前記案に文部省は賛成したが「大蔵大臣ニ面会委曲説明其賛同ヲ求メタルモ大蔵大臣ハ責任支出ハ絶対ニ困難ナリトシ賛同セザルヲ以テ更ニ詳細説明再考ヲ促シ置キタリ」という。要するに、本年度中に大学側が希望する1万2,000円の政府からの支出も第二予備金だけでは不足し、その際は「責任支出」(剰余金支出とも呼ばれ、第二予備金以外に予算外支出を行うことで、憲法違反の議論があった)を行うことになるが大蔵省は賛成できない、というのである。10月12日評議会では、結局本年は第二予備金で支出し得る範囲で応急工事のみを行うこととし、6月1日決定の復旧計画案は修正することになった。

大正6(1917)年7月の第39議会において、火災復旧のため大正6年度において3万円を一般会計より京都帝国大学特別会計に繰り入れる法律案が成立した。しかし同年10月11日評議会の報告によると、「近時物価暴騰ノ結果到底予定ノ計画ヲ遂行スルヲ得ズ」、復旧工事は当初の設計よりも建坪を減じ

て着手することを余儀なくされるに至った。

以上、帝国大学特別会計法の構造が、災害復旧のように緊急の支出を要する際に、迅速な対応を阻害する面を持っていたことが如実にうかがわれる。

3. 教授遣外問題

第1次大戦下の財政事情悪化を反映する学内問題を紹介しておく。大正5(1916)年5月5日付『読売新聞』は「京大紛擾」と題し、京大各分科大学間の教授助教授海外派遣に関する「確執」を伝えている。すなわち「紛擾の動機は従来大学より教授助教授を海外に派遣留学せしむる場合には法、医、工、文、理各分科より一人宛を派遣する内規なりしに今年度に至り荒木総長の意見に依り医科及工科のみより選抜派遣するに内定」したため法・文両大学教授が激昂したもので、法科・文科側は「海外派遣は従前通り各科等分の均霑主義を執るべし」と主張、これに対し医科・工科は、法科・文科に比し教官数の多い両大学から見ると、従来の均霑主義ではなく各科教官数に応じた多数割が順当と主張、これに法・文科側は、それでは数の少ない法・文・理科の教授は海外派遣の機会を失うと反駁、「両々相下らず分けて法科側は最も強硬なるが単り理科のみは未だ此渦中に入らず中立の態度を持せり」と。

争点は以上の記事に一応明白であるが、評議会議事録等でこの間の経過をたどっておこう。大正5年3月2日の評議会において、教授外国派遣の順序決定方式につき、各分科大学から決議が提出され審議されている。工科・医科は、教授各人の帰朝順・任命順によるが文科の権利に配慮するという案、法科・文科は、各分科間での抽選によるが理科の扱いは別に考慮するという案、理科は、各分科大学をすべて平等とみなし抽選によるという案、であった。同日および3月9日評議会の協議でも結論は出ず審議はさらに持ち越された。

3月16日の評議会では菊池総長当時の海外派遣についての申し合わせ内容につき菊池に問い合わせることとし、4月14日評議会で「菊池男爵回答書」

が報告されたが、それは菊池在任当時には各分科大学均等に海外派遣者を決定する申し合わせが存在した、というものであった。そして同日、伊藤隼三医科大学長の提案により、以下の2案につき各分科大学教授の記名投票を実施することになった。すなわち、甲案「全大学ヲ通ジテ教授帰朝順若クハ任命順ヲ以テ派遣順位ヲ定ム」と、乙案「抽籤ヲ以テ五分科大学ノ順位ヲ定メ爾後其順位ニヨリ毎年三名宛ヲ派遣ス」である(ただし両案とも経過措置の特例を含める)。

ところが5月11日評議会では、荒木総長からまったく新しい提案がなされた。まず「本学所属演習林ノ収入金ヲ森林経営ニ投シ尚残余アルトキハ之ヲ教授海外派遣費ニ充ツ」ことを基本方針とし、本年は樺太演習林において約5,400円の収入が見込まれることから、海外派遣員数を1名増し4名とすることとせしあたり本年度の問題解決とし、今後については演習林収入の見込みが定まったのち審議する、というものである。しかしこの提案を新たに持ち帰って協議した各分科の結論は、法科・医科は総長提案に賛同したもの、工科・文科・理科は、既に投票も行った以上まず根本問題の解決を図るべきとし、結局5月18日評議会で総長は新提案を撤回した。

ここで法科から新提案がなされた。これは「教授派遣問題解決のため、今回限り、評議員ならざる協議員各科五名づつ選出し、評議員の説明をきき、新規に相談す、評議員は決に加はらず、この協議会の議決は評議会に於て重んずること、としたし」というものであったが、文科教授会の反応は「こは非常の悪例なり、…(中略)…教授派遣は抑も小事のみ、外聞わろき利害問題のみ、かゝるもの、為めに…(中略)…自ら協議会を作らんとするは、曲事之より大なるはなし」と否定的であり、法科申出を非とし評議会を信ずべし、と決議するに至った(以上「坂口日記」5月31日条)。文科の反対により法科の評議会棚上げ提案は成立しなかったが、これに代わり、各分科大学より懇談員を出して疎通を図るが、評議会を拘束する決議はなさない、とする再提案がなされ文科でも了承された(「坂口日記」6月3日条)。こうして行われた審議の結果に基づき「教授海外派遣ニ関スル申合案」原案が作成され、7月3

第3章 京都帝国大学の整備

日、6日の評議会で逐条審議の末、7月7日評議会において以下のとおり確定案が成立した。その内容は、前記甲案・乙案の巧妙な折衷と見ることができる。

京都帝国大学教授欧米派遣ニ関スル申合

第一条 京都帝国大学ハ以下各条定ムルトコロニ依リ毎年三名以上ノ教授ヲ欧米ニ派遣ス

第二条 各分科大学ニ於ケル教授派遣ノ順位ハ教授任命ノ前後ニヨリテ之ヲ定ム

教授任命後留学ヨリ帰朝シ若クハ本申合ニ依リ派遣セラレタル者ハ其帰朝ノ日ノ前後ニヨリテ之ヲ定ム

第三条 全大学ニ於ケル教授派遣ノ順序ハ左ノ如ク之ヲ定ム

- 一、医科大学教授 二、文科大学教授 三、工科大学教授
- 四、法科大学教授 五、理科大学教授
- 六、全大学教授中ノ最先順位者

第四条 教授ハ第二条第一項ノ場合ハ任命後同条第二項ノ場合ハ帰朝後滿十年ヲ経過スルニアラザレバ本申合ニ依リ派遣セラルルコトヲ得ズ

前項期間ノ計算ハ曆ニ從ヒ三月末日ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 本申合ノ適用上、官公費若クハ大学ヲ経テ私人ヨリ受ケタル費用ニヨリ欧米ヲ巡回シ又ハ往復四ヶ月以上欧米ヲ旅行シタル者ハ本申合ニ依リ派遣セラレタルモノト看做ス

(第六条より第九条まで略、派遣順位にある者が、やむを得ない事由により延期したとき、および辞退したときの扱い)

第十条 派遣セラルヘキ教授ハ毎年三月末日之ヲ定メ其後生シタル欠員ハ之ヲ補充セズ但次年度ニ於テ派遣セラルヘキ順序ニアル教授中ノ希望者ヲ以テ之ヲ補充スルコトアルヘシ

附則 本申合ハ直ニ之ヲ施行ス

〔注〕

- (6) 大森治豊福岡医科大学長も、評議会に出席できないが「ギダイニツイテハダイタイニツイテイギナシ」と11月20日付木下総長宛電報で伝えている。

第6節 大学生活の諸相

第1項 学生生活

1. 帝国大学と「儀礼」

帝国大学の学生たちは、大学で挙行する様々な行事に参加を義務付けられている。入学宣誓式や卒業証書授与式のみならず、むしろ新年祝賀式・天長節奉祝式といった、明治国家によって編成された様々な教育「儀礼」こそは、学生が参加を求められる、より重要な行事であった。

明治40(1907)年から明治41(1908)年の例を挙げる(以下『学内達示書類』)。11月3日天長節奉祝式では、午前9時に職員・学生一同が法科大学東大講堂に参集・着席、総長幌を開き復席、職員学生一同最敬礼を行い「御真影並親署ノ勅語ヲ拝ス」、次に総長が職員・学生を代表し「天皇陛下皇后陛下万歳」を発声し一同最敬礼、総長が幌を閉じて復席、一同退散、という式次第である。1月1日新年祝賀式もほぼ同様、また既述のとおり明治41年からは2月11日紀元節にも同様の祝賀式を挙行することとした。これらの儀式では職員一同は「通常礼服若クハ「フロックコート」」、学生一同は制服制帽の着用が義務付けられた。1月30日の孝明天皇祭には、各分科大学学生総代の泉山御陵への参拝が行われた。明治41年11月、京都府知事官房より「宮廷列車」が同月19日に京都駅を通過することにつき通知があり、京大では他の在京の高等官・有位有爵者・市長等と共に総長らがプラットホームで出迎えるため、同日の授業を臨時休止している。以上の年中行事や、また天皇・皇族の入洛に際しての奉送迎等の様子は、大正期に入っても変化はない。

京大の卒業証書授与式では、明治36(1903)年から皇族が天皇名代として臨

第3章 京都帝国大学の整備

場し、侍従が優等卒業生に恩賜の銀時計を授与することが慣例になった(なお明治33年の第1回卒業証書授与式・翌明治34年第2回にも賀陽宮邦憲王の臨場はあった)。卒業証書授与式は明治38(1905)年から廃し4月1日の祝式挙行に代えたが、皇族臨場と恩賜品授与は祝式で行われていた。既述のように明治41年から7月の卒業証書授与式挙行を復活したが、以後大正8(1919)年に廃止されるまでの、卒業証書授与式臨場の皇族は以下のとおりである(なお大正2年は、有栖川宮威仁死去により来賓見合わせ)。

明治41年	東伏見宮依仁親王	明治42年	東伏見宮依仁親王
明治43年	北白川宮成久王	明治44年	竹田宮恒久王
明治45年	北白川宮成久王	大正3年	伏見宮貞愛親王
大正4年	閑院宮載仁親王	大正5年	伏見宮貞愛親王
大正6年	久邇宮邦彦王	大正7年	梨本宮守正王

明治43(1910)年10月1日、翌明治44(1911)年11月18日には皇太子(のちの大正天皇)の京大行啓があり、これらの際には「台覧」に供する展示品やその説明、送迎の準備など大学は非常な神経を使っている。大正元(1912)年9月13日の「御大葬」に際しては京大でも「遥拝式」を挙行し、同年10月15日の皇太后の伏見桃山御陵参拝、11月6日の天皇・皇后の同陵参拝には、授業を休止し、高等官のほか職員・学生も奉迎送に加わっている(『学内達示書類』)。

大正4(1915)年11月「御大典」に際しても周到な奉祝準備がなされている。同年4月15日の評議会は、本学より「賀表」を奉呈することに決定、5月6日評議会では、文科大学教授狩野直喜、同教授内藤虎次郎、同助教授鈴木虎雄を「賀表起稿委員」に、文科大学教授藤井乙男、同教授三浦周行、同教授深田康算および事務官石川一を「賀表装飾ニ関スル取調委員」にあてたことが報告されている。賀表文案は9月28日の評議会で、狩野教授説明のうえ審議・可決された。11月7日天皇入洛以後、8日より17日まで授業は休止され、10日の即位礼当日には、職員・学生以下、午後3時に運動場に参集、御真影奉拝・万歳三唱ののち祝賀式を挙行した。なお京大では、大礼に際し臨時建設された二条離宮内大饗宴場の建物下賜を希望し、のち結局三高構内

に移築されたのが「尚賢館」であった。

賀表奉呈は大正5(1916)年立太子礼、大正8(1919)年東宮成年式でも行われた。大正6(1917)年11月10日には大正天皇の本学臨幸があった。このように様々な「儀礼」に取り巻かれた日常も、帝国大学における生活の一面であった。

2. 学生団体と寄宿舎

学生団体として、明治31(1898)年創設の「運動会」に続き、明治42(1909)年に「以文会」が創設された。明治42年2月6日の学生大茶話会開催の際、永続的学生団体を組織すべきとの議があり、各分科学生委員が規則草案を立案、総長に具申して設立が認められた。会名は文科大学講師幸田成行(露伴)の命名によった(以上『以文会誌』1号、明治42年)。会の目的は会員相互の親睦を図り知識を通融せしめるにあり、年2度の茶話会開催・臨時講演会開催等を活動の中心とする親和部と、雑誌刊行を手掛ける雑誌部とを置いた。

明治43(1910)年春に運動会・以文会合併の議が起きた。このときは法科学生らが反対を表明したが(『以文会誌』2号、明治43年)、その後も以文会・運動会双方から学生委員を出し交渉を進め、大正2(1913)年3月10日に各分科大学総代会を開催、両会を合併し新たに「学友会」を創設することが議決された(『以文会誌』7号、大正2年)。学友会は当初、庭球部・弓術部・端艇部・剣道部・柔道部・馬術部・野球部・親和部・雑誌部・水泳部からなり、のち陸上運動部、さらに大正4(1915)年には山川総長が率先して創設した狭窄射撃部、大正5(1916)年には弁論部、大正6(1917)年には音楽部が新たに加わった。

明治44(1911)年1月、田中通(現：東山通)近衛上ル東、元法医分教室跡地に木造2階建ての「学生控所」(学生集会所)が竣工、1月28日に来賓も招き盛大な開場祝を行った(『以文会誌』3号、明治44年)。続いて大正2年9月には学生控所の東に3棟からなる新しい寄宿舎が竣工、10月1日に開舎式を挙行した。しかしこの建て替えに関しては、舎生と大学側との対立があった。

第3章 京都帝国大学の整備

「切磋団体」として、明治39(1906)年2月10日に入舎式を挙行し再出発した寄宿舎は、厳格な自己規律の下に運営され、また大学全体においても舎生らは学生一般の中心たることを自ら任じた。しかし規律と団体行動の押し付けは、寄宿舎内に反発も生んでいた。『京都帝国大学寄宿舎誌』2号(明治44年)に舎生の藤井種太郎が寄せた「我が寄宿舎の過去現在を論じて将来に及ぶ」という一文によると、そもそも新舎設立の中心になったのは「自彊会」を名乗った学生たちであり、以後彼らは寄宿舎運営の中心となって活動してきたが、それが場合によっては「自治といひ自由といふも、自治自由は彼等にありしのみ。他の者に対して舎の空気は一種の圧力を有せしが如し」という反面も持ち「彼等の専断は或は時機に適せしならんも、多少の怨を買ひ反抗を受け」ることがあったという。藤井はこれらを寄宿舎運営の危機ととらえ、行きすぎた「団体主義」を是正し「個人主義」との適正な調和を図ることを説いている。

明治44(1911)年に大学側が寄宿舎建て替えを立案した際には、現寄宿舎の弊害除去が意図されていた。同年6月29日、山本良吉学生監は現舎生らに建て替え案について初めて説明を行ったが、同年12月に入り舎生側と大学側との関係は俄然緊張を帯び始めた。それは建て替えと同時に寄宿舎運営方法の改革を大学側が考慮していることが明らかとなってきたためで、要点としては、学生入舎許可に際し寄宿舎総代会の諮詢を経ることとなっている現在の申し合わせは学生監の不快とするところで、新寄宿舎では入舎は大学側の調査により決定し、特に特待生等には無条件入舎を許可するようにしたい希望であることなどが、舎生らの反発を招いた。12月15日、菊池総長と会見し大学側の意思が固いことを知った舎生らは同日夜、総会を開き、大学側が来年6月に予定している閉舎に先だって「自主解散」することに決した。翌明治45(1912)年2月10日、舎生らは解散式を挙行、「木下総長告示ノ旨ヲ体シ且ツ本学ニ対スル本来ノ責務ヲ思ヒテ一致協力シ来レル吾寄宿舎々生団体ハ茲ニ解散ヲ宣言ス」と宣言文を読み上げ寄宿舎を退いた(以上の経緯は『寄宿舎誌』3号、明治45年、に詳しい)。上田久前掲『山本良吉先生伝』には、山本

が「寄宿の事につき種々心を痛めたり。夜も眠り足らぬ事あり」と日記に記していたことも紹介されている(118頁)。

大正2(1913)年秋開舎の新舎には同年11月現在で117名の学生が入舎、新たに総代・総務委員等を選出して生活を開始した(『学友会誌』8号、大正2年)。

3. 生活事情

『以文会誌』3号(明治44年)掲載「学資金額概調」は、明治44(1911)年当時の学生の平均的な出費を次のように記している。まず下宿料・雑費は、6畳を標準とする室料が毎月3円、食料8円、冬季の炭油費が1円50銭、そのほか諸雑費8円を合わせ、毎月20円50銭を要する。なお寄宿生は室料を要せず別に寄宿料1円50銭、賄料1日定額22銭で足る。入学料・授業料のほか学生は運動会・以文会および各分科大学で組織する会(法科の法学会、医科の芝蘭会、文科の学友会、理工科の同帰会)に会費を納めるが、これらはいずれも年額1円から2円内外である。夏・冬の制服、制帽は普通価格のもので揃えらるゝと35円程度、ほかに外套が17、18円でこれらは在学中1着で足り、靴は1足5円程度だが在学中2足以上を要するであろう。教科書・参考書代は各分科大学により事情が異なるが、文科・法科は年額10円から15円程度、医科は1年次には40円から70円を要するが2年次以降は40円以下、理工科では学生各自の事情による。このほか、器具費として医科は毎年15円、理工科も10円内外を要し、さらに理工科では実地演習費を要する、など。

ここで入学料・授業料の規定の変遷をまとめておく。明治37(1904)年通則制定以来、分科大学学生の授業料と大学院学生の研究料はともに年35円であったが、明治44年よりそれぞれ年50円になった。授業料納付の義務を怠る者は受講・図書閲覧を行い得ない定めであった。入学金は明治42(1909)年より5円を要した。また明治41(1908)年より入学に際し保証人より保証書を提出させたが、明治44年には入学料納付・保証書提出を怠る者は除名すると規定された。大学院学生については明治42年以来、研究料滞納者の除名規定があ

第3章 京都帝国大学の整備

り、大正2(1913)年には分科大学学生の授業料滞納者も「其情状重キ者」を除名すると規定された。なお入学者保証人制度が大正2年に澤柳総長の発意で廃止されたことは既述のとおりである。大正5(1916)年2月に、授業料滞納学生57名に対し一斉に停学・聴講禁止の措置をとったことは新聞報道され注目されたが(『大阪朝日新聞』2月29日付等)、同年には、成業の見込みなき学生を除籍する規定もつくられている。

なお大正7(1918)年9月に「文科大学及理科大学給費学生規程」が制定された。これは通則の特選給費学生が大学院での研究に際し学資を支給するのに対して、文科大学・理科大学の在学者中「卒業ノ後教育ニ従事スル志望確実」な者につき、月額20円の学資を支給するものである。

『学友会誌』12号(大正4年)掲載の「食堂一班」という記事は、大学周辺食堂に関する興味深い観察である。これによると、近年賄い付き下宿の減少により吉田周辺には食堂営業が急速に増加し、大正4(1915)年4月で23軒を数えるという。その多くは旧来の家に造作を加えただけで、土間に食卓と椅子を置いた程度の設備、広さは10坪程度が平均である。これらの食堂で食事をする学生数は、朝600、昼800、夜700を数える。価格は1日3度食すれば21銭から30銭の間である。しかし支払方法は多く月末払いであり、そのため「箸箱制度」を用いる食堂が多い。客の学校名と氏名を記した箸箱が食堂入口に並べられており、食堂主はその箸箱使用を見てそれぞれの客の食事の有無を把握する仕組みである。しかし各食堂では毎月1割程度の不払いが残る、という。

『学友会誌』20号(大正6年)に京大在職者・学生をもって組織する「共同購買会」設立の記事がある。これよりさき大正6(1917)年3月に大学奉職者のみにより組織する「京都大学購買組合」が産業組合法に基づき京都府の認可を受け成立していたが(『学友会誌』19号、大正6年)、共同購買会は学生をも包含するため、複雑な手続きを要する産業組合とせず、ただし事務は購買組合と共同で行うという。書籍・文房具・日用雑貨・食料品の共同購入を手掛け、大正7年12月7日付『大阪朝日新聞』によると職員・学生のほか病院

看護婦らも加わり、販売所も新築し好成績を挙げているという。

ところで当時の京大には、生活面で平均的な学生像とはやや異なる、以下のような学生の一団も存在したことに触れておこう。大正初期の京大、ことに法科大学には、学習院出身の華族の子弟が比較的多く入学していた。その中心に近衛文麿がおり、近衛自身は下鴨に住していたが(結婚前)、仲間は多く白川村にいたので、自然に「白川パーティ」と呼ぶべき一団が生まれていた。木戸幸一、織田信恆、赤松小寅、原田熊雄、上田操らがその主たる顔ぶれである。また彼らは文科大学教授西田幾多郎に私淑し、西田の日記にも彼らとの交遊の一端は記されている。大正3(1914)年1月、澤柳事件の際には、近衛と織田が西田宅を訪れ「運動の爲め上京する」ことを伝えていることも知られる(『西田幾多郎全集』第17巻、1966年、331頁)。

第2項 大正デモクラシーの中で

大正デモクラシーの思潮と運動は大学にも顕著な影響を及ぼした。本学教官らの学術・言論活動の上に直接・間接のその影響を見出すこともできようし、あるいはまた本学教官が自らその運動の担い手となった事例も挙げられよう。しかし以下では、政治的関心の高まりのなかで、京大が組織として直面したいくつかの問題を例示するに止める。

1. 教授・衆議院議員兼職問題

『男爵山川先生伝』は山川健次郎の京大総長在職中の出来事として、大正4(1915)年3月の第12回総選挙の際、法科大学教授仁保亀松が郷里三重県の有志に推されて立候補し、しかし当選した場合議員と教授を兼職し得るや否やにつき苦慮したが、問題は「幸か不幸か仁保博士の落選によつて自ら解消するに至つた」ことを記す(268・269頁)。このとき京大から文部省に問い合わせがなされたものと思われ、『機密書類』には以下の内牒が記録されている(端書に「大正四年二月二十六日上京中ノ総長ヨリ郵便ヲ以テ送付セラル」とし

第3章 京都帝国大学の整備

て石川の捺印がある)。

職甲第一〇二号

左記ノ通閣議決定相成候旨内閣書記官長ヨリ通牒有之候間御了知相成度依命此
段及内牒候也

大正四年二月二十五日 文部次官福原鐸二郎

京都帝国大学総長理学博士山川健次郎殿

左ノ各官ヲ本官トスル者ヲ除クノ外官吏並待遇官吏其他名称ノ如何ヲ問ハス官
務ニ服スル者衆議院議員当選スルモ議員ヲ兼タルノ許可ヲ与ヘサルコト

- 一 国務大臣
- 一 鉄道院総裁
- 一 朝鮮総督府政務總監
- 一 内閣書記官長
- 一 法制局長官
- 一 各省参政官同副参政官ノ任用ニ至ル迄ノ間各省次官
- 一 秘書官
- 一 秘書

この内牒は東大でも知られ、吉野作造の日記には、吉野が小野塚喜平次・中田薫両教授と共にこれを不当とし、3名で意見書を起草して総長を通じ内閣に出すことに決め、山川総長に提出したことが記されている(大正4年3月3・4・5日条、『吉野作造選集』第14巻、1996年、16・17頁)。

京大では大正5(1916)年末から問題が再燃した(『機密書類』)。大正5年12月4日起案、5日発送、文部次官宛「教官ニシテ衆議院議員タルコトニ関シ照会ノ件」(庶第四九五号)原案は以下のとおり。

本学教官ニシテ衆議院議員ニ選挙セラレ当選シタル場合ニ於テ在官ノ儘議員タルコトヲ(以下「本属長官ニ願出タル時ハ如何御詮議可相成」抹消、「得ル」挿入)得ル者ニ候哉為参考承知致置度候間何分御回報相成度此段及御照会候也
これに対する文部省回答は、大正4(1915)年内牒の確認であった。

職甲第一一四一号

左記ノ件及回答候也

大正五年十二月十一日 文部次官田所美治
京都帝国大学総長医学博士荒木寅三郎殿

記

本月五日付庶第四九五号ヲ以テ照会相成候貴学教官ニシテ衆議院議員ニ当選シタル場合ニ於ケル件ニ就テハ客年二月二十五日職甲第一〇二号ヲ以テ別紙写ノ通前次官ヨリ当時在京中ノ前総長へ宛依命及内牒置候処或ハ御引継無之哉ニ被存候間右ニテ御了知相成度此段及回答候也

別紙「職甲第一〇二号」は既述のとおりである。しかし京大からはなお再三、兼職許可を求める働きかけがあったようである。翌大正6(1917)年、1月に衆議院が解散され4月総選挙が予定された同年2月に至り、政府は従来の立場を変更し、京大には以下の内牒が送付された(『機密書類』)。

職甲第一四三号

大正四年二月二十五日職甲第一〇二号ヲ以テ官務ニ服スル者ノ衆議院議員ヲ兼ヌル件ニ関シ閣議決定ノ次第及内牒置候処今般帝国大学分科大学教授助教ニシテ衆議院議員当選シタル者ハ議員ヲ兼ヌルノ許可ヲ与ヘラル、コトニ決定相成候間御了知相成度依命此段及内牒候也

大正六年二月二十八日 文部次官田所美治
京都大学総長医学博士荒木寅三郎殿

内牒を受け、同年3月3日の京大評議会は「本学教官衆議院議員当選ノ場合ニハ本学ノ都合如何ニ拘ハラズ兼任許可ノ御趣意ナリヤ」を文部次官に再度確認することに決し、その回答を得て3月15日の評議会は「法科大学小川市村両教授ヨリ立候補ニ付キ前以テ本学ノ都合総長へ伺出アリ、依テ法科大学教授会ニ諮詢シ差支ナシトノ答申ヲ得タルヲ以テ本会亦之ヲ認ムル事トセリ」と議決した(『評議会議事録』)。同年4月第13回総選挙では、法科教授小川郷太郎が京都市部から立候補、当選し教授兼職のまま衆議院議員となった。

2. 学生政談演説事件

校友会弁論部の創設前から、これと別に法科大学の法学会に弁論部があ

第3章 京都帝国大学の整備

り、大正4(1915)年11月6日には京大法科大学講堂で、東大法科の緑会弁論部の学生らを招き第1回東大・京大連合学生演説会が開催された(『学友会誌』14号、大正4年)。学生の政治的関心の高まりの下、大正6(1917)年、法科大学弁論部の一部の学生たちは、大学を飛び出し、時の寺内正毅「非立憲」内閣批判の演説旅行を実施することを企画した。

大正6年3月1日午後7時、綾部町長楽座に最初の演説会を開催した。演壇に立ったのは高山義三、田万清臣、古市春彦、津田元一、阪内正行の京大法科大学生5名である。来会者約400名を前に、いずれも現政府反対の雄弁をふるい喝采裡に11時閉会した(『京都日出新聞』大正6年3月4日付)。成功に上気して宿に戻った5名の下には大学から「過激な言動なきよう注意せられたし」との電報が届いていた。5名は「御好意を感謝す」とだけ返電し、翌日は加悦町で演説会を開き、さらに宮津町に至ったところ大学から「すぐ帰学すべし」との電報が送られてきた。5名は「大学総長よりの命なりや、学生監の命なりや、返待つ」と打電したが、結局今後の遊説予定は中止して京都に帰ることとした(高山義三『わが八十年の回顧』1971年、39頁)。

この間、京大学生「政談演説事件」は新聞各紙の伝えるところとなっていた。3月4日付『大阪毎日新聞』は、学生たちの今回の行動には学内に賛否両論があり、法科では市村光恵ら「少壮教授」が「絶対自由主義」を唱え、法科学者が憲法学・政治学上の見地から時事問題に関する所見を公衆に発表することは何ら不可なしとの立場、一方中島玉吉学長は学業を懈怠し学生の本分に背馳する点において問題であるとする立場と伝えた。またこの件につき岡田良平文相から直接京大当局に注意があったという(『大阪朝日新聞』3月5日付夕刊ほか)。それは、学生らの行動がさきに大隈内閣の下で発せられていた学生政治演説取り締まりの内訓に反している、というものである(『京都日出新聞』3月7日付・『大阪朝日新聞』同日付)。この内訓は実在する。京大所蔵『文部省内訓例規書類 自大正二年至大正十二年』に綴られているそれは、以下のとおりである。

官専四四号

今般東京府知事ニ対シ別紙写ノ通り通牒致置候ニ付為御参考及御通知候也

大正三年二月六日 文部省専門学務局長松浦鎮次郎

京都帝国大学総長澤柳政太郎殿

官專四四号

昨今政治問題ニ関スル論争激烈ヲ加ヘ集会運動等ノ催頻々有之候ニ付テハ学生ニシテ自然此等ノ運動等ニ参加シ熱狂ノ余学生タルノ本分ニ背反シ刑律ニ触ルルガ如キコトアリテハ一般教育上憂慮スヘキコトタルハ勿論本人前途ノ為ニモ不利益不少義ニ付キ此際管下中等程度以上ノ学校当事者ニ対シ相当取締方御通達相成度依命此段得貴意候也

大正三年二月六日 文部省専門学務局長松浦鎮次郎

東京府知事宗像政殿

3月7日付『大阪朝日新聞』杜説は、寺内内閣がさきに教授議員兼職を許可した一方で学生政治運動を不可とするのは矛盾ではないかといひ、3月8日付『京都日出新聞』杜説は、学生の時事演説を一切不可とするのは時代錯誤の頑迷論だが、学生も公衆の前に立つにはより慎重たるべし、という。一方、当の5名は記者に答えて「私等はたゞ學術上の立場から時局に対し批評を試みた」にすぎず「学生として學業を怠るのは悪いことでせうが私等は實際活ける問題を取扱のも矢張り研究の一である考へであつた」と弁明している(『京都日出新聞』3月8日付)。山本良吉学生監らは7日午前、京都府警察部から回付されてきた立合巡査の演説筆記そのほかを調査し処分を検討した。山本は、学生らが何者かに教唆され旅費その他の金銭を受け取っているのではないかという点を最も憂慮している、と語っている⁽⁷⁾(『大阪毎日新聞』3月8日付)。

京都に戻った5名が法科の雫本朗造・佐々木惣一両教授に相談すると、両教授は謹慎の必要などなしという意見であつた(高山前掲書40頁)。3月8日午後1時より5名は学生監室で山本学生監より取り調べを受けた。これに先立ち雫本・佐々木両教授が山本学生監を訪問し懇談した。午後3時調査を終えた山本は、学生たちも反省しており、また心配していた演説会費用も各自

第3章 京都帝国大学の整備

が醸金したものであることを言明したので、処分としては最も軽い訓戒とする、と語った(『大阪朝日新聞』3月9日付)。なお同じ8日開会の評議会では「学生ノ政談演説ハ本学大体ノ方針トシテハ之ヲ禁止スベク其発表及取締ノ方法ニ就テハ次回ニ於テ審議スル事トシ其決定ヲ見ル迄ハ此件ニ関シテハ凡テノ発表ヲ見合ハサレ度旨」が総長から希望され、3月15日の評議会で「学生政治運動ニ関スル件」が以下のとおり決定された(『評議会議事録』)。

右ハ各分科大学長ヨリ夫々教室ニ於テ親ラ又ハ当該分科大学教授ニ委託シテ左ノ主旨ヲ以テ訓示スル事トス、而シテ其学生々徒ニ対スル発表ニ付テハ之ヲ当該分科大学長ニ一任ス

訓示主旨 学生々徒ニシテ政治運動ニ従事スルハ学業懈怠秩序紊乱ニ流レ易キヲ以テ之ヲ禁止ス

右訓示ニ違背シタル者アリタル時ハ之ヲ懲戒委員会ノ議ニ附スベシ

翌16日、中島法科大学長は法科大教室に学生一同を召集して前記の訓示をなした(『大阪朝日新聞』3月17日付)。なお文部省からは本件に関し以下の通牒の送付があった(前掲『文部省内訓例規書類』)。

学生々徒ノ本分ハ一意専心學術ノ研鑽ト精神ノ修養トニ勉メ以テ他日ノ大成ヲ期スルニ在ルヘキハ勿論ノ義ニ有之苟モ政争ノ渦中ニ投シ集会運動ニ参加スル如キハ其ノ本分ニ鑑ミ不可然義ニ有之候ニ付右様ノ事無之様十分御取締相煩度依命此段及通牒候

大正六年三月十五日 文部次官田所美治

京都帝国大学総長医学博士荒木寅三郎殿

学生政談演説事件はこうして決着した。しかし学生間に広がった政治的関心を上から抑えこむことは不可能であった。同年5月15日、奥村電機に組織された友愛会京都第1支部の結成式が、鈴木文治を迎えて行われ、この席で学生の高山義三が支部長に就任することになった(渡部徹編著『京都地方労働運動史』増補版、1968年、77頁以下)。9月には高山を幹事役とし、後輩の水谷長三郎、小林輝次らを加え「京都労学会」が組織された。翌大正7(1918)年秋、岡崎公会堂で開かれた恒例の東大・京大連合学生演説会には、京大が

ら田万・古市・津田、東大から赤松克麿・宮崎龍介らが出場したが、この日の出会いが、京大側の活動に刺激を受けた東大生らに「新人会」結成を促す契機となったことはよく知られる。

大正8(1919)年に入り普選運動の高揚は学生らを強くとらえた。『機密書類』に以下のような記録がある。大正8年2月、松浦専門学務局長より書翰で普選運動への京大生参加への注意があったのに対し、荒木総長は以下の回答を送っている。

拝啓時下益々御清穆奉賀候。陳ハ去ル十日付御来示ノ本月十五日当地ニ於ケル普通選挙促成運動ニハ本学々生中ニハ参加シタル者無之候間不取敢電報ヲ以テ御通知致置候ヘ共為念御答旁申上度如斯御座候 敬具

しかしその後2月25日、兵庫県知事清野長太郎から、京大法科2年の1学生が「本月二十三日市内湊川公園ニ於テ関西大学生及京都同志社学生ト共鳴、普通選挙演説会ヲ開催シ、普通選挙急施ヲ要望」する演説を行った事実が通知された。また24日には文部次官から以下の通牒が送付された。

発専三八号

昨今普通選挙等ノ問題ニ関シ諸処ニ政治的運動ノ催有之候ニ付テハ学生ニシテ此等運動ニ参加スルカ如キハ其ノ本分ニ鑑ミ穏当ナラスト被存候条右様ノ事無之様十分御注意相煩度依命此段及通牒候也

大正八年二月二十四日 文部次官 南 弘

京都帝国大学総長医学博士荒木寅三郎殿

3. 佐藤丑次郎教授談話一件

『機密書類』に、大正7(1918)年に法科教授佐藤丑次郎の新聞紙上談話が問題とされた経緯が記録されている。まず以下の文部省照会がある。

職甲第五四四号

本月十八日発刊大阪毎日新聞第一萬二千五百二十二号二面ニ三大臣ノ訓示ト題シ貴学法科大学教授法学博士佐藤丑次郎ノ談トシテ寺内首相水野内相及後藤外相ノ地方長官ニ対スル訓示ニ関スル批評掲載有之候処右ハ漫ニ当局大臣ノ訓示

第3章 京都帝国大学の整備

ニ対シ妄評ヲ加ヘタルモノニシテ官吏トシテ穩当ナラサル所為ト被認候ニ付至急御取調ノ上若シ事実ニ有之候ヘハ相当戒飭相成候様致度尚御取調ノ顛末報告相成度依命此段及照会候也

大正七年五月二十三日 文部次官田所美治

京都帝国大学総長医学博士荒木寅三郎殿

5月14日地方長官会議における3大臣訓示は、各紙で既に「頗る無意味」（『東京朝日新聞』5月16日付）、「首相先づ自ら反省せよ」（『大阪毎日新聞』5月16日付）等と批判的に報道され、ことに後藤新平外相の「言論機関を指導せよ」云々の訓示は反感を買い、外務省担当記者団から抗議文を突きつけられていた（『東京日日新聞』5月16日付）。問題の佐藤教授談話は、寺内首相訓示を「一国の首相が鹿爪らしく声明するほどの価値なきもの」、水野錬太郎内相訓示を「事務的官僚的色彩の濃厚なるもの」、後藤外相訓示を、その趣旨がもし政府の万能を言論機関にまで及ぼし得るとする過信を表すものとするれば「外相の頭脳の時代遅れを表明するもの」と酷評しているものである。

さきの照会に対する、京大より田所次官への回答は以下のとおり。

本月二十三日職甲第五四四号ヲ以テ照会相成候本月十八日発刊大阪毎日新聞第壹萬貳千五百貳拾貳号ニ掲載アリシ本学法科大学教授法学博士佐藤丑次郎ガ寺内首相水野内相後藤外相ノ地方長官ニ対スル訓示ニ批評ヲ為シタル件ニツキ取調へ今後ニ対シテハ注意ヲ促シ置候得共、同教授カ毎日新聞記者ニ為シタル談話ハ別紙顛末書ノ通り該新聞紙掲載事項トハ事実相違致居候間左様御承知相成度此段及回答候也

別紙の5月27日付「佐藤博士ノ三大臣カ地方長官会上訓示ニ付テノ意見」は佐藤教授自身が、記者へ語った談話の本来の趣旨を詳しく述べたものであるが、結論として次のように記す。

三大臣ノ訓示ニ関スル談話ノ要旨ハ右ノ如シ然ルニ新聞社ノ紙面ノ都合ニ依リテ前半ハ全ク掲載セラレス且原稿ヲ校閲スルノ違ナカリシヲ以テ掲載セラレタル部分ニハ脱漏錯誤并不当ノ文字甚タ多ク余輩ノ真意ヲ表明シ難キニ至リタルハ遺憾ナリ同一ノ記者本月廿二日再ヒ来訪シテ其ノ不都合ヲ陳謝シ且雑誌青年七月号ニ右全部ヲ掲載センコトヲ乞ヒシヲ以テ一旦承諾シタルモ校閲ヲ経サ

ルモノヲ掲載セシムルノ不可ナルヲ覺リテ更ニ其ノ掲載ヲ謝絶セリ

以上の弁明をもって、佐藤教授にさらなる追及はなされなかったものと思われる。大正デモクラシーの時代思潮の下、しかし帝大教授の言論活動には政府の厳しい監督の視線が注がれ続けていたことがよくうかがわれる。

〔注〕

- (7) なお古市春彦は、昭和8(1933)年5月5日付『京都帝国大学新聞』に載せた回想「京大学生運動昔咄(中)」の中で、この時ある政治家から経済的援助の申し出があり「学生は『利用せんとする者を利用するつもり』で計画を実行した」と記しており、資金提供の事実があったことを暗に認めている。